

平成 2 9 年 第 3 回 定 例 会

予 算 特 別 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 小 倉 尚 裕

副 委 員 長 藤 田 誠

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	2
○欠席委員	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	2

1 日目 平成 29 年 9 月 22 日(金)

開会	3
開議・審査方法	3
○渋谷勲委員（自民清風会）	3
1 しごと創りについて	4
答弁 堀内隆博経済部長	4
再質疑	5
答弁 前多正博副市長	5
意見・要望	6
2 人口減少に対する市の取組について	6
答弁 福井正樹市民政策部長	7
意見・要望	8
3 スポーツのまち青森国体を見据えた市の取組について	8
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	8
意見・再質疑	9
答弁 教育委員会事務局教育部長	10
要望	11
4 流・融雪溝の見通しについて	12
答弁 八戸認都市整備部理事	12
再質疑	12
答弁 都市整備部理事	12
再質疑	12
答弁 都市整備部理事	13
要望	13
5 野木和公園について	13
答弁 八戸認都市整備部理事	13
要望	14
6 新中央埠頭の活性化について	15

答弁 坪真紀子経済部理事	15
再質疑	16
答弁 経済部理事	17
要望・意見	17
○奥谷進委員（新政無所属の会）	19
1 災害時の情報伝達について	20
答弁 鈴木裕司総務部長	20
要望	20
2 特定非営利活動法人仙台ダルク・グループの運営施設について	21
答弁 能代谷潤治福祉部長	21
意見・要望	23
3 本市の水産物販売対策について	23
答弁 金澤保農林水産部長	23
要望	25
○葛西育弘委員（日本共産党）	25
1 雪対策について	25
答弁 八戸認都市整備部理事	26
再質疑	26
答弁 都市整備部理事	26
再質疑	27
答弁 都市整備部理事	27
再質疑	27
答弁 都市整備部理事	27
再質疑	27
答弁 都市整備部理事	28
要望・再質疑	28
答弁 都市整備部理事	28
再質疑	28
答弁 都市整備部理事	28
再質疑	29
答弁 都市整備部理事	29
再質疑	29
答弁 都市整備部理事	29
再質疑	29
答弁 都市整備部理事	29
要望・再質疑	30
答弁 能代谷潤治福祉部長	30

再質疑	31
答弁 福祉部長	31
再質疑	31
答弁 福祉部長	32
意見	32
休憩	32
再開	33
○工藤健委員（市民クラブ）	33
1 防災教育について	33
答弁 工藤裕司教育委員会事務局理事	33
意見・再質疑	34
答弁 教育委員会事務局理事	34
要望	34
2 事故等の連絡体制について	35
答弁 蝦名幸悦総務部理事	35
要望	36
3 市民からの情報提供について	36
答弁 横内修市民政策部理事	36
要望	36
4 グリーンツーリズムについて	37
答弁 金澤保農林水産部長	37
再質疑	38
答弁 農林水産部長	38
意見・再質疑	38
答弁 農林水産部長	39
要望	39
○軽米智雅子委員（公明党）	40
1 Jアラートについて	40
答弁 鈴木裕司総務部長	40
意見・再質疑	41
答弁 総務部長	41
要望・再質疑	41
答弁 総務部長	42
再質疑	42
答弁 成田一二三教育長	42
意見・要望・再質疑	43
答弁 教育長	43

要望・再質疑	44
答弁 教育長	44
要望	44
2 さんぽぼについて	44
答弁 能代谷潤治福祉部長	44
再質疑	45
答弁 福祉部長	45
再質疑	46
答弁 福祉部長	46
再質疑	46
答弁 福祉部長	46
再質疑	46
答弁 福祉部長	46
要望・再質疑	47
答弁 福祉部長	47
要望・再質疑	47
答弁 福祉部長	48
要望	48
○仲谷良子委員（社民党）	48
1 あおもりカシスについて	48
答弁 金澤保農林水産部長	48
再質疑	49
答弁 農林水産部長	49
再質疑	49
答弁 農林水産部長	50
再質疑	50
答弁 農林水産部長	50
再質疑	50
答弁 農林水産部長	50
意見・再質疑	51
答弁 農林水産部長	51
要望	51
○中田靖人委員（自由民主党）	52
1 市長のタウンミーティングについて	52
答弁 横内修市民政策部理事	52
要望	53
2 市庁舎事業について	53

答弁 鈴木裕司総務部長	53
再質疑	54
答弁 総務部長	54
再質疑	54
答弁 総務部長	54
再質疑	54
答弁 総務部長	54
再質疑	55
答弁 総務部長	55
再質疑	55
答弁 総務部長	55
再質疑	55
答弁 総務部長	55
3 スポーツ振興について	56
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	56
再質疑	57
答弁 教育委員会事務局教育部長	57
再質疑	57
答弁 教育委員会事務局教育部長	57
要望	58
4 市営バス事業について	59
答弁 多田弘仁交通部長	59
要望	60
横内修市民政策部理事からの発言の申し出について	60
休憩	60
再開	60
○奈良岡隆委員（新政無所属の会）	60
1 衆議院議員の補欠選挙について	60
答弁 小川徳久財務部長	61
2 街づくりについて	61
答弁 八戸認都市整備部理事	61
再質疑	61
答弁 都市整備部理事	61
再質疑	61
答弁 都市整備部理事	62
再質疑	62
答弁 都市整備部理事	62

再質疑	62
答弁 都市整備部理事	62
再質疑	62
答弁 都市整備部理事	63
再質疑	63
答弁 都市整備部理事	63
再質疑	63
答弁 都市整備部理事	63
再質疑	64
答弁 都市整備部理事	64
再質疑	64
答弁 都市整備部理事	64
再質疑	65
答弁 都市整備部理事	65
再質疑	65
答弁 都市整備部理事	65
意見・再質疑	66
答弁 都市整備部理事	66
意見・再質疑	66
答弁 都市整備部理事	67
再質疑	67
答弁 都市整備部理事	67
再質疑	67
答弁 都市整備部理事	67
意見	68
3 アウガについて	68
答弁 堀内隆博経済部長	68
再質疑	68
答弁 鈴木裕司総務部長	68
再質疑	69
答弁 総務部長	69
再質疑	69
答弁 総務部長	69
再質疑	69
答弁 総務部長	69
再質疑	69
答弁 総務部長	69

意見・再質疑	69
答弁 経済部長	70
委員長の発言	70
再質疑	70
答弁 総務部長	70
再質疑	71
答弁 総務部長	71
意見・再質疑	71
答弁 総務部長	71
意見・再質疑	71
答弁 経済部長	72
委員長の発言	72
再質疑	72
答弁 経済部長	73
再質疑	73
答弁 経済部長	73
会議時間の延長	73
休憩	73
再開	74
答弁 経済部長	74
再質疑	74
答弁 経済部長	74
再質疑	74
答弁 経済部長	74
再質疑	74
答弁 経済部長	75
再質疑	75
答弁 経済部長	75
再質疑	75
答弁 総務部長	75
再質疑	75
答弁 総務部長	75
再質疑	76
答弁 経済部長	76
再質疑	76
答弁 経済部長	76
再質疑	76

答弁 経済部長	77
再質疑	77
答弁 経済部長	77
委員長の発言	77
再質疑	78
休憩	78
再開	79
堀内隆博経済部長からの発言の取り消しの申し出について	79
再質疑	79
答弁 経済部長	79
再質疑	79
答弁 経済部長	79
再質疑	79
答弁 経済部長	79
要望	80
散会	80
2日目 平成29年9月25日(月)	
開議	81
○山脇智委員（日本共産党）	81
1 アウガについて	81
答弁 堀内隆博経済部長	81
再質疑	81
答弁 経済部長	82
再質疑	82
答弁 経済部長	82
再質疑	82
答弁 経済部長	82
意見・再質疑	83
答弁 経済部長	83
意見・再質疑	83
答弁 経済部長	83
委員長の発言	83
再質疑	84
答弁 経済部長	84
意見・再質疑	84
答弁 経済部長	84
再質疑	85

答弁 経済部長	85
再質疑	85
答弁 鈴木裕司総務部長	85
再質疑	86
答弁 総務部長	86
再質疑	86
答弁 総務部長	86
再質疑	86
休憩	86
再開	87
○秋村光男委員（市民クラブ）	87
1 新市庁舎整備に係る補正予算案について	87
答弁 鈴木裕司総務部長	87
再質疑	88
答弁 総務部長	88
再質疑	88
答弁 総務部長	89
再質疑	89
答弁 総務部長	89
再質疑	89
答弁 総務部長	89
意見	90
2 情報システム運用管理に係る補正予算と平成 29 年度当初予算との 関係について	90
答弁 加藤文男総務部理事	90
再質疑	91
答弁 加藤総務部理事	91
再質疑	91
答弁 鈴木裕司総務部長	91
3 まちづくり寄附制度推進事業について	91
答弁 横内修市民政策部理事	92
再質疑	92
答弁 横内市民政策部理事	92
再質疑	92
答弁 横内市民政策部理事	93
意見	93
4 CO ₂ 削減行動推進事業について	93

答弁 小松文雄環境部長	93
再質疑	94
答弁 環境部長	94
要望	94
○山本武朝委員（公明党）	95
1 教育について	95
答弁 工藤裕司教育委員会事務局理事	95
要望・再質疑	95
答弁 教育委員会事務局理事	96
再質疑	96
答弁 教育委員会事務局理事	96
要望・再質疑	97
答弁 教育委員会事務局理事	97
再質疑	98
答弁 教育委員会事務局理事	98
要望・再質疑	98
答弁 教育委員会事務局理事	98
再質疑	98
答弁 教育委員会事務局理事	99
要望	99
2 企業誘致の実績について	99
答弁 堀内隆博経済部長	99
再質疑	100
答弁 経済部長	100
要望	101
3 地域企業新ビジネス挑戦支援助成金について	101
答弁 堀内隆博経済部長	101
要望	101
4 台風18号によるりんご被害について	102
答弁 金澤保農林水産部長	102
要望・再質疑	102
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	103
要望・再質疑	103
答弁 教育委員会事務局教育部長	104
要望	104
○藤田誠委員（社民党）	104
要望	105

1 学校給食について	105
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	105
要望	106
2 ストレスチェック制度について	106
答弁 鈴木裕司総務部長	106
要望	107
3 アウガに配置する部局の基本的な考え方について	108
答弁 鈴木裕司総務部長	108
再質疑	108
答弁 総務部長	109
再質疑	109
答弁 総務部長	110
意見・再質疑	110
答弁 総務部長	111
再質疑	111
答弁 総務部長	111
再質疑	111
答弁 総務部長	111
再質疑	112
答弁 総務部長	112
再質疑	112
答弁 総務部長	112
再質疑	112
答弁 総務部長	112
意見・再質疑	113
答弁 総務部長	113
要望	113
会議時間の延長	113
○小豆畑緑委員（自民清風会）	114
要望	114
1 アウガの託児室について	114
答弁 井上享市民生活部長	114
再質疑	115
答弁 市民生活部長	115
再質疑	115
答弁 市民生活部長	115
再質疑	115

答弁 市民生活部長	116
要望	116
2 さんぽぼについて	116
答弁 能代谷潤治福祉部長	116
再質疑	117
答弁 福祉部長	117
意見・再質疑	117
答弁 福祉部長	118
意見・再質疑	118
答弁 福祉部長	118
要望・再質疑	119
答弁 福祉部長	119
再質疑	119
答弁 福祉部長	119
要望	119
休憩	120
再開	120
○竹山美虎委員（市民クラブ）	120
1 アウガについて	120
答弁 鈴木裕司総務部長	121
再質疑	121
答弁 総務部長	121
要望・再質疑	121
答弁 総務部長	121
再質疑	122
答弁 総務部長	122
再質疑	122
答弁 総務部長	122
要望	123
2 新市庁舎建設について	123
答弁 鈴木裕司総務部長	123
再質疑	123
答弁 総務部長	124
再質疑	124
答弁 総務部長	124
再質疑	124
答弁 総務部長	124

再質疑	124
答弁 総務部長	125
要望・再質疑	125
答弁 総務部長	125
要望	125
○木戸喜美男委員（自民清風会）	125
要望	125
1 健康の森花岡プラザについて	126
答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長	126
再質疑	126
答弁 浪岡事務所副所長	126
意見・再質疑	127
答弁 浪岡事務所副所長	127
要望	127
2 下水道について	128
答弁 小松文雄環境部長	128
要望	128
休憩	129
再開	129
山脇智委員（日本共産党）（続）	129
答弁 鈴木裕司総務部長	129
〃 堀内隆博経済部長	129
再質疑	130
答弁 経済部長	130
意見・再質疑	131
答弁 経済部長	131
意見・再質疑	132
答弁 経済部長	132
意見・再質疑	132
答弁 経済部長	132
意見・再質疑	133
答弁 経済部長	134
再質疑	134
答弁 経済部長	134
要望・再質疑	134
答弁 経済部長	135
再質疑	135

答弁 経済部長	135
意見・再質疑	135
答弁 経済部長	136
意見・再質疑	136
答弁 前多正博副市長	137
意見・再質疑	137
答弁 副市長	137
意見	138
○天内慎也委員（日本共産党）	138
1 休日の災害対応について	138
答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長	138
要望	138
2 浪岡地区淋城の水害常襲地の解消について	139
答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長	139
要望	139
○館田瑠美子委員（日本共産党）	140
1 県道の拡幅について	140
答弁 八戸認都市整備部理事	140
意見・要望	140
2 肺がん検診について	140
答弁 浦田浩美保健部長	141
再質疑	141
答弁 保健部長	141
再質疑	142
答弁 保健部長	142
意見・再質疑	142
答弁 保健部長	143
採決	143
閉会	144

1 開催日時 平成 29 年 9 月 22 日（金曜日）
平成 29 年 9 月 25 日（月曜日）

2 開催場所 第 3 ・ 第 4 委員会室

3 審査案件

議案第 128 号	平成 29 年度青森市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 129 号	平成 29 年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 130 号	平成 29 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 1 号）
議案第 131 号	平成 29 年度青森市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 132 号	平成 29 年度青森市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 133 号	平成 29 年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 134 号	平成 29 年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算 （第 1 号）
議案第 135 号	平成 29 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 136 号	平成 29 年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 補正予算（第 1 号）
議案第 137 号	平成 29 年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号）
議案第 138 号	平成 29 年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 139 号	平成 29 年度青森市土橋財産区特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 140 号	平成 29 年度青森市大平財産区特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 141 号	平成 29 年度青森市幸畑財産区特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 142 号	平成 29 年度青森市二ヶ大字（築木館・諏訪沢）財産区特別 会計補正予算（第 1 号）
議案第 143 号	平成 29 年度青森市細野財産区特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 144 号	平成 29 年度青森市郷山前財産区特別会計補正予算（第 1 号）

○出席委員

委員長 小倉尚裕
副委員長 藤田誠
委員 山脇智
委員 竹山美虎
委員 軽米智雅子
委員 奈良岡隆
委員 葛西育弘
委員 天内慎也
委員 工藤健
委員 中田靖人

委員 山本武朝
委員 木戸喜美男
委員 里村誠悦
委員 舘田瑠美子
委員 小豆畑緑
委員 丸野達夫
委員 仲谷良子
委員 秋村光男
委員 渋谷勲
委員 奥谷進

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長 前多正博
浪岡区長 棟方牧人
教育長 成田一二三
企業局長 中川覚
代表監査委員 杉田浩
市民政策部長 福井正樹
市民政策部理事 横内修
市民政策部理事 舘田一弥
総務部長 鈴木裕司
総務部理事 加藤文男
総務部理事 蝦名幸悦
財務部長 小川徳久
市民生活部長 井上享
環境部長 小松文雄
福祉部長 能代谷潤治

福祉部理事 舘山新
保健部長 浦田浩美
経済部長 堀内隆博
経済部理事 坪真紀子
農林水産部長 金澤保
都市整備部長 大櫛寛之
都市整備部理事 八戸認
浪岡事務所副所長 相馬紳一郎
市民病院事務局長 木村文人
会計管理者 小鹿継仁
教育委員会事務局教育部長 横山克広
教育委員会事務局理事 工藤裕司
水道部長 相馬政人
交通部長 多田弘仁
交通部理事 赤坂寛

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 八木澤透
議事調査課長 齋藤賢剛
議事調査課主査 山田達
議事調査課主査 石澤貴志

議事調査課主査 山内克昌
議事調査課主査 柴田聡
議事調査課主事 高木涉

1日目 平成29年9月22日（金曜日）午前9時59分開会

○小倉尚裕委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまより、予算特別委員会を開会いたします。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第128号「平成29年度青森市一般会計補正予算」から議案第144号「平成29年度青森市郷山前財産区特別会計補正予算」までの計17件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、お手元に配付いたしております審査順序表のとおり、議案第128号「平成29年度青森市一般会計補正予算」から議案第144号「平成29年度青森市郷山前財産区特別会計補正予算」までの計17件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。各委員の発言時間は、お手元に配付しております予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、9月13日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は17人と確認されております。

また、委員の皆様には十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆様には質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第128号「平成29年度青森市一般会計補正予算」から議案第144号「平成29年度青森市郷山前財産区特別会計補正予算」までの計17件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、渋谷勲委員。

○渋谷勲委員 自民清風会の渋谷でございます。

きょうは、前多副市長いたんですか。前多副市長にとっては大変失礼ではありますけれども、こういう市議会の予算特別委員会あるいは決算特別委員会は初めてではなかろうかなとお察し申し上げます。私どもも何回かは県政で、いろいろ学んだ

ことも多々あるわけでありまして、市議会の場合は報道等いわく、何が出てくるかわからないというのが青森市議会だと言われているわけです。それをよく存じ上げた上でひとつきょうの私の質疑を聞いていただければ幸いです。

まず最初の質疑は、「しごと創り」についてお聞きしたいと思います。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 おはようございます。（「はい」と呼ぶ者あり）渋谷委員の「しごと創り」についての御質疑にお答えいたします。

「しごと創り」に向けた経済部の主な取り組み内容についてでありますけれども、市では、人口減少への対応が重要課題の一つであるとの認識のもと、地域に仕事をつくり、一人でも多くの若者がこのまちで暮らしていける環境の創造に向けた支援体制の充実を図るため、1つに、ふるさと青森で新しい事業を興し、雇用を生み出す地域ベンチャー支援。2つに、このまちの豊かな資源を大切に育み、域外に売り込む攻めの農林水産業。3つに、周辺市町村とスクラムを組んで、周遊する観光客を呼び込む広域観光の推進を柱とする「しごと創り」に取り組んでいるところであります。

このうち経済部が所管する地域ベンチャー支援及び広域観光の推進の取り組みについてであります。まず、地域ベンチャー支援に係る主たる事業といたしましては、市内で法人格のある中小企業者等として地域金融機関から融資を受けて、既存事業とは異なる新たな事業を展開する方または創業する方、いわゆる新ビジネスへのチャレンジャーに対しまして、産学官の連携によりまして、事業に係る初期投資に関する経費を支援する地域企業新ビジネス挑戦支援助成金制度を新たに創設いたしました。この事業につきましては、本年6月から7月までの2カ月にわたり募集いたしました結果、当該助成金には4件の申請をいただいたところであります。

次に、広域観光の推進に係る主たる事業といたしましては、青森港のクルーズ客船誘致促進を図る青森港クルーズ船誘致促進事業や本市での旅の満足度を高める受け入れ環境の充実を図ります観光客受入環境整備事業が挙げられますが、平成29年度の本市へのクルーズ客船の寄港予定数につきましては22回と、東北一の寄港数で過去最多となっているところであります。

以上の取り組みのほか、起業・創業がしやすいまちづくり、いわゆるスタートアップ都市づくりに先進的に取り組む自治体で構成いたしますスタートアップ都市推進協議会に本年5月に加盟したところでありまして、本協議会が12月に開催を予定しております「ジャパン・スタートアップ・セレクション2017」に、本市の中小企業者にも御参加いただき、首都圏を中心とした大企業、投資家等とのマッチングを促進することを目的とした企業アピールイベントや商談会等を行うこととしております。

以上のような「しごと創り」に関する取り組みの積み重ねがまちの活力を生み、

設備投資の増加や雇用創出効果などさまざまな波及効果を誘発し、地域経済の好循環の拡大につながるものと考えているところであります。

以上でございます。

〔渋谷勲委員「簡単だな」と呼ぶ〕

○小倉尚裕委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 経済部長、私が何で今回この「しごと創り」について質疑云々というのは、先ほど、言葉はちょっと悪いけれども、今回県から、そして商工関係のよりよい経験のある前多副市長を小野寺市長が選んで、知事の許可をいただいて来ていただいたわけでしょう。ましてや小野寺市長は当初からこの「しごと創り」については、大変重みのある発言等々を街頭でもやった経緯があるんです。そういうことから、私素人ながら考えるならば、経験の持ち主である前多副市長を私は選んだのではなかろうかなど。こういうことで今回、第1項として「しごと創り」を質疑させていただいているわけです。

後ほど、今、経済部長の例えばクルーズ客船。これは幾久しくて、今々じゃないわけです。これまでも大分青森港の利活用については、市あるいは県もそうです、いろいろ声を上げて、手を挙げていただいて、ある程度の道筋はついたと思うんです。そして、今、経済部長の答弁によれば22回と言いましたか。またある程度決まったわけでしょう。それについてはいち早く考えなければならないことだって目いっぱいあったと私は思うし、後で中央埠頭については、じっくりまた質疑させていただくけれども、今、前多副市長、そういうことから副市長としての所見をひとつ述べていただきたいと思います。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。前多副市長。

○前多正博副市長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員からの「しごと創り」に向けた今後の抱負についてお答えいたします。

今月一日に副市長に就任し、まだ日は浅いところでありますが、本市が小野寺市長のもと、人口減少対策の重要施策の一つとして「しごと創り」を掲げていることは就任以前から承知しており、その取り組みを注視しておりました。

私も市長と同様、「しごと創り」を進める上で、地域に根を張る経営者がビジネスセンスを発揮して新たな事業に挑戦し雇用を創出すること。また、その経営者を支えて事業化につながる提案や技術支援を行う地域の学術研究機関及びビジネスプランをブラッシュアップするとともに、資金面での支援を行う地域の金融機関、これらと連携することが重要であると考えます。

この産学金に本市が加わり事業をバックアップしていくことで、本市で行われる新たな事業展開や起業・創業といった新ビジネスへの挑戦を促し、地域経済の好循環を進め、雇用を創出し、人口減少社会への対策ともなるものと考えます。

このような考えのもと、「しごと創り」に係るさまざまな事業を推進することにより、市長が目指す「挑戦を誇れるまち」の実現に向けて、精いっぱい取り組んでま

いりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○小倉尚裕委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 答弁ありがとうございました。

これまでにない新しいビジネス。ただ、前多副市長、法律は法律なんだけれども、これまで幾度となく議員の方々も壇上で、あるいは予算特別委員会等々で質問はしていただいているんですけども、とにかく青森市の場合、他の自治体と違い規制が本当にうるさいんですよ。例えば私が今住んでいる荒川道、刑務所のあの付近、何にも建てられない状況。あるいは青森朝日放送、浪岡道ですよね。あそこもそうですよ。ガソリンスタンドだとかあるいは関連するドライブインだとか、それくらいのもなんです。ただ法律は曲げないで——これは私も理解はします。その辺はきっちり、せめても年に二、三回くらいは例えば建築指導課でもいいんですが、担当部署とある程度のレクチャーはしていただいて、どうしてもこの地域には、あるいはこの道路面についてはやらなければだめだということを、市長にもそして副市長もその辺をよく理解の上、私は根本からもうちょっと考え直したほうがいいと思います。

例えば、我々もたまたま、五所川原市、弘前市あるいは十和田市の市議会議員でもいろんな面で、むつ市もそうです。意見交換をしても、まずこの青森市は厳しい。例えば施設一つにしても、これまでは公的な施設であれば、市街化調整区域でも何でもできたわけでしょう。ここ二、三年の間にもう法律から何からがぼっと変わって、その辺にはできないとか。私は強いて言えば、せっかくやる気のある企業あるいは起業家、そして若手の方々、この辺はもうちょっと市でもって、これを契機に支援していただければなと思います。とても厳しいんですよ。私も建築指導課だとかに断られたその経緯について、頼まれてまた行くわけでしょう。一般人ができないこと——恐らくやきょうおいでの委員の方々もそういう経験が、私はいっぱいあると思います。その辺を市としてもうちょっと考えていかなければ、ましてや何ぼ市街化調整区域でも何でも市でやろうと思えばできるわけでしょう。それで我々民間はほとんどできないわけでしょう。くどいようだけれども、必要となれば私は副市長なり担当部長なり、あるいは市長といろいろな意見交換をしながらやっていただきたい。これを強く要望をさせていただきます。

次に、人口減少に対する市の取り組みについて。

私、今回でこれは2回目ですよ。前回、急に質疑したら何か——私だけなんですよ。何かぼっとしない。ましてや、市民政策部長、私が言うまでもなく青森市の人口は平成52年だったか、20万人くらいになるわけでしょう。その対策は、私はもう遅いかもわからないけれども、十分考えていかなければならない大きな問題だと思います。

そこでこの取り組みについて、ひとつ御答弁お願いしたいと思います。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市の人口減少に対する取り組みにつきまして、幅広い分野で今取り組みを進めておりますので、私から総括的にお答えさせていただきます。

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も減少が続く、先ほど渋谷委員からも御紹介ありましたが2040年、平成52年には20万5000人となり、少子・高齢化も一層進展するとされております。

人口減少と少子・高齢化が進展することにより、税収減などの財政的な面のほか、市民生活では、買い物、医療など生活関連サービスの低下やコミュニティーの機能低下など、さらに公共交通、空き家など、本市のまちと生活にはさまざまな影響があるものと考えております。

このような状況に対応するためには、まずは人口減少を抑制するための取り組みが必要であり、一方で人口減少による市民生活への影響をできるだけ抑えるため、人口減少社会に適応していくための取り組みが必要となりますが、いずれも対策として特効薬のようなものはなく、地域全体として人口減少がもたらす問題を共有しながら、将来を見据えて着実に取り組みを進めていくことが重要であると考えております。

本市の人口減少は、少子・高齢化による自然減と、転出が転入を上回る社会減が同時に進行しており、人口減少を抑制するための取り組みはこれら両面での対策が必要となります。

対策の第一は、先ほど経済部長からも答弁がありましたが、「しごと創り」であります。「しごと創り」は社会減対策の柱であり、経済的な側面から自然減対策にも関連することから、最重点に取り組むべきものと考えております。

「しごと創り」につきましては、本市産業の育成を図るため、地域資源や特性を生かしながら、地域企業新ビジネス挑戦支援事業などにより地元企業等の起業・創業を推進するとともに、事業者の販路拡大、攻めの農林水産業を進めるほか、経済波及効果とともに交流人口の増加による本市の知名度アップが期待できる観光に力を入れ、広域観光の推進とポートセールスの強化などによる誘客の促進に取り組んでおります。その他の社会減対策といたしましては、就職・進学等で市外に転出した方のUターン等を中心として移住を促進する取り組みを進めており、東京都への常設の移住相談所の設置や移住相談会の実施、就職支援などを行っております。

次に、自然減対策といたしましては、出産や子育ての希望をかなえるための環境づくりのため、子ども医療費助成や保育料軽減対策、放課後児童対策など子育て支援の充実を進めているほか、健康づくりを進め健康寿命を延伸するため、市民総ぐるみの健康づくり運動の取り組みを推進しております。

最後に、人口減少社会へ適応するための取り組みといたしましては、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めるため、地域支え合い推進員の配

置やボランティアポイント制度の創設など地域包括ケアを推進しているほか、地域のコミュニティ活動拠点の環境改善など地域コミュニティ等の活性化に取り組んでおり、また、まちづくりとして、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの推進などに取り組んでおります。

○小倉尚裕委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 答弁ありがとうございます。

前回よりは、大分——お言葉ではだよ、前進したかなと。ただ、市民政策部長、失礼な話だけれども、幾らかは——例えば市民センターでもいいんです、どこでもいいんですけれども、市民が、いや、市でもこの人口減少に対しては取り組んでいるんだなくらいの、すぐにはできないけれども、そういうやっぱりいろんな話し合いが市民から望まれるような施策を私はとっていかねばだめだと思うんです。

特に市長の日程を見れば、毎日6カ所も7カ所も8カ所もあるわけでしょう。市内におればですよ。そういう中で、市長はこの人口減少対策についてはもうちょっと突っ込んだようなお話をさせていただければと。そういうことだつて多くの市民からの要望がないわけではないんです。だからびっくりするんです。私結構いろんな催しで招聘されているところについては、よく平成52年の20万人とかよく言うんです。この間の敬老会でも市民政策部長の前でもこの間もしゃべったけれども、余りわからないんだから。まして日本の場合、平均は1.二、三%ぐらいになっているんですか、1.5%はっていないでしょう。そういうさなか、私は是が非でも、市長も今の答弁のように幾らかでも市民が分かり合えるような、節度を持ったこういう説明を若干なりともしていただければなど、そう思います。これも強く要望をさせていただきたいと思います。いいです。

次、幾度となくこれまで——きょうで3回目か4回目か。スポーツのまち、そして青森国体を見据えた今後の市の取り組みについて御説明を願いたいと思います。そして教育委員会事務局教育部長、今いろいろと、前多副市長初め、人口減少だとかいろんなことをしゃべっていますよね、それらも若干踏まえて答弁のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員のスポーツのまちを見据えた、青森国体に向けた市の取り組みについての御質疑にお答えいたします。

これまで渋谷委員からは、スポーツを通して地域活性化を図り、人口減少、人口流出への対策につなげるといった、スポーツのまちといった御提言をいただいていたところでありまして、本市では、2025年に本県で開催されます国民体育大会を地域スポーツの促進を図る絶好の機会と考え、国民体育大会の開催に向け取り組んでいるところであります。

主な取り組みといたしましては、国体競技での活躍を見据えたジュニア層の育

成・強化を図るためには、指導者の発掘・育成・確保が重要でありますことから、本市の指導者を対象に、国内トップレベルの指導者を講師に迎えたスポーツ医科学講座の開催や、スポーツ指導員の資格取得に係る受講料を助成するスポーツ指導者育成支援事業などを実施しているところであります。

引き続き、ジュニア層の育成・強化及び指導者の発掘・育成・確保につながる取り組みを行い、競技力の向上を図るとともに、優秀な人材を確保することで地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

また、本市のスポーツ施設の整備につきましては、国体開催に向けた市民のスポーツ活動に対する機運の高まりを捉えつつ、競技力の向上や地域スポーツの促進の観点を踏まえながら、引き続き戦略的な改修等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 ありがとう。

まず、私の定番である、このスポーツのまち。前日も前々日も質疑させていただいたと。若干なりとも進捗率からいけば若干今あるけれども、まだまだこの答弁では私は決して——言葉は悪いけれども、前多副市長、この青森市というところは特に施設面では、津軽の言葉で言えばほとんど県におんぶさだっこなんです。何も無いんです。何があるか、何もないでしょう。ほとんど県の施設を利用しているだけなんです。だからこれまでの市長そのものもスポーツに対して本当に愛情というのが無いんですよ。私の言わんとするところは今、人口減少社会なわけでしょう。父兄だって子どもたちだって、私の孫などを見ていれば、中学校から帰ってきて週に二、三回ぐらい宮田の総合運動公園に行っているんです。孫1人で行かれないでしょう。これが実態なんです。だから前々日も私は言ったでしょう。教育委員会事務局教育部長、8館構想——工藤市長時代につくった市民センターがあるんです。そして体育館もあるんです。まして廃校の体育館だって今、7つか8つあるわけでしょう。それでこの間も私は市長にしゃべっているんです。これに向けては、50億円でも100億円でも借金してみろと言っているんです。国体を見据えたと言ったって教育委員会事務局教育部長——お言葉ちょっと悪いけれども、青森市は何がありますか。呼び込んで、もろ手を挙げて誘致できるものがありますか、ないでしょう。それくらい青森市の体育、スポーツは他の市町村には負けてしまっているんですよ。幸いにして教育委員会事務局教育部長が答弁された優秀な監督、指導者云々と言ったでしょう。これはもうやらなければダメなんです。例えばクラブチームだとか、青森市内でもいろんな——午後6時以降に会社を退社してからやられている方も多くいます。そういう中にだって指導者がいないわけではないわけでしょう。せめても夢のある子どもたち、今からでもいいんです。遅くはないと思うんです。やることによって、わい、青森変わったなど、青森に行けば何が強くなって、浪岡にいる

でしょう、バトミントン。今何名か来ているわけでしょう、わざわざ他県から。28万何人という多くの市民の方々だっているわけでしょう。指導のできる監督や指導者が、私はまだまだいると思います。そういうことによって、県内の各市町村にはちょっと悪いけれども、青森市に行けばこういうものも強くなるよと、そうなれば自分の孫もまんざらでないとか、そういう空気づくりですよ。中泊町はどうですか、中泊町。この間もNHKが何かでたっぷりはいってましたよ、相撲。21歳でもってまだ2場所か何ぼで、あの国技館を沸かせるんですよ。人口減少をもっともっと深く理解しつつ考えなければ。確かに今皆さんが教育長を先頭にやっている教育委員会のことを、私はだめだとは言わないです。でも、幾らか新しい、他の部署と連携してもっともっと私はやるべきだと思います。したがって市長にももっともっと強く働きかけをして、そういうプロジェクトのできるような体制づくり——前多副市長おいででしょう。堂々と言って、最初は2名でもいいんです、3名でもいいんです。そのプロジェクトをつくりながら絵を描くというのも大事だと思いますよ。ただ議員の質問をうのみにして、答弁で年に4回答えればいいというのでは、これからの教育委員会としてちょっと情けない。今大きな問題があるんですから、人口減少という大きな問題。それで8館構想でつくった各市民センター、夢のある子どもたちのために、身を粉にしてそのプロジェクトを立ち上げていただいてやる手法だってあるわけでしょう。私は大事な教育の一環だと思います。

ましてやこの間2回くらい聞きましたね。青森に来て一番びっくりすることは私はピンと来なかったけれども、学校に行っても4年生以上でなければ体育部門には入れないというのは本当なんですか。何でこんなことをするのか。先生がいないからですか。宮崎県はそうではないですってよ。いろんなクラブチームもさまざまあるし。青森市に来たら小学校4年生以上でなければ体育、野球でも何でも入れないとか、非常に残念だという声を二、三人から聞きました。宮崎県から嫁さんに来ている人だとかこっちに出張で来ているとかそういう方々です、しゃべっていたのは。とても情けないと言っていました。宮崎県では到底ありえないと言っていました。

そこで教育委員会事務局教育部長、前向きな答弁をもう1回。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

今定例会、この予算特別委員会だけではなくて、これまでも毎回渋谷委員のほうからはスポーツを生かしたまちづくりと——今回、先ほどは人口減少に向けてというお話もありましたけれども、まさしく私どももスポーツを通して地域を活性化していきたいなというふうに考えております。

そういう意味で前多副市長が就任されてから、教育委員会のほうの今現在考えている考え方も相談しながら、今後当然、私どもがやっていくためにはいろんなものに財源も伴いますので、関係部局そして市長の御理解もいただきながら、皆様方にこういうふうなビジョンで青森市はスポーツを通して活性化していくんだよという

のは、今すぐ申し上げられませんが、現在本当に詰めておりますので、改めて財源の伴った当初予算ぐらいが多分そういうふうな時期になろうかなとは思っておりますけれども、そういう意味で今の御提言も踏まえながら、これまでも議員の皆さんからもスポーツについては、いろんな御提言をいただいておりますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 せっかくの機会なので教育委員会事務局教育部長にしゃべるけれども、国等の新年度の予算というのはもう始まってしまっているんです。国はそれこそ10月ころまでですね。ある程度——例えば、岩木山道の改修だとかあった場合は、今うんともんで県を通して上げるとか、そうでなければ予算つかないと言うんです。これを私に教えたのは古賀誠先生、今、衆議院議員をやめたけれども。だそうです。地元に戻ったらって、こういう話を聞いたことあるもんだから、2年くらい前にそういう話をしていました。恐らくここだって、今、教育委員会事務局教育部長の答弁では前向きな答弁をさせていただいているわけですよ。感謝申し上げるけれども、ある程度、副市長を先頭にもっともっと深く捉えながらやらなければ、どうするのこれ。ただ表面上の書いたものだけで歯どめがかかるんじゃないんだから、もっともっと現状を見ながら、あるいは現在の施設を見ながら、そして今現在、この市においてインターハイでもいいんです、全国に匹敵する指導者、監督に市でもってお願いした場合はどうなのか。もちろん予算もあるわけでしょう。教育委員会事務局教育部長もわかっているとおり、前政権のもとで新幹線が来る間に、予算特別委員会で私言ったでしょう。チーム青森、カーリングです。あるいは棟方志功です。何もやらないでしょう、何もやらなかったからチーム青森もなくなってしまったじゃないですか。今どうですか、チャンネルひねればカーリングが結構はいつているでしょう。あれ元々は青森市なんですよ。それが今、中部電力だの北海道でしょう、ほとんどが。情けないんだって青森市は、とても。せっかくチーム青森として、ひいては世界でやっている地域までも名をはせたわけでしょう。一瞬にしてパーでしょう。選手はほとんど逃げちゃったでしょう。暮らせないんだものここで。暮らせるような努力もしないわけでしょう。あれももったいなかったよ。ましてや今施設もあるわけでしょう。今これからだって県からお願いされることだって——何々って言わないけれども、あると思いますよ。だから今からきっちり、そういうことでは整理整頓をしつつ、市として受け皿を、あるいはしっかりいつでもできるような体制づくりだってできないわけじゃないでしょう。二、三千万円の予算でもいいんです。私は大いにその辺は期待しつつ、教育委員会事務局教育部長、また予算特別委員会で質疑をします。なおかつ憩いの牧場は、農林水産部と連携をとりつつ12月定例会の予算特別委員会でひとつその辺もまた質疑させていただきますので、宿題を残しておきます。以上。

次、流・融雪溝の見通しについてお願いをしたいと思います。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員の流・融雪溝の整備状況についての御質疑にお答えいたします。

市では、青森市雪対策基本計画におきまして、雪に強く住みよいまちづくりを推進するための取り組みの一つとして、流・融雪溝の整備を推進することとしております。

流・融雪溝の整備に当たりましては、1つに、十分な水源が確保できること。2つに、地表勾配や流末が確保できること。3つに、地域が自主的に管理組合を組織し、整備後は費用負担を含む管理運営を行うことを条件としておりまして、青森地区におきましては、流・融雪溝整備可能地区として15地区、具体的には奥野、大野、野内、本泉、油川、筒井、桜川、佃、三内稲元、篠田、沖館、浅虫、三内、妙見及び原別を選定しており、これまでに7地区、具体的には奥野、大野、野内、本泉、油川、筒井及び桜川地区について整備を完了しているところであります。

現在の整備状況であります。平成26年度から8地区目となる佃地区の整備に着手しておりまして、平成35年度の完了を目標として現在整備を進めているところであります。平成28年度末での進捗率は、事業費ベースで約28%となっております。

今後の予定につきましては、現在整備中であります佃地区の完成の見込みが立った時点で、未整備地区において整備条件の適合状況や地域住民の理解と協力、整備効果など考慮しながら総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 ありがとう。都市整備部理事、これはわかった。

今現在、要望の来ている地域というのは大体何ぼくらいありますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

具体的にどこどこというところは来ていないというふうに私は思っていますけれども、現場では、例えば流雪溝があればいいなど、具体的な場所ではなくてたまたま現場に行っていたりすると、流雪溝があればいいなどというふうな御意見を伺うことはあります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 私が何でもこういうことしゃべるかということ、今どうなんですか、市長を先頭に各町会だとか地域に行っているいろいろお話を聞く機会があるわけでしょう。恐らくその地域に行けば、ある程度、三役だとか町会長だとかに来ていただいているわけでしょう。そういう中での欲しいとか欲しくないとか、そういう話し合いは

ないのですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

これまでタウンミーティングということで、各エリアのほうに行って町会長さんなりのお話を聞いております。その中で、先ほど具体にはないということでありましたけれども、今思い起こせば2カ所くらいはあればいいなというふうな、具体的には場所はちょっと手元にはありませんけれども、そういったお話があったかと感じているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 この流・融雪溝に対しての予算は私も見ていますけれども、少ないわけですね。そういうことではなくして、これをある程度予算内でやることによって、除雪そのものも幾らかはこれまでと違ったことになるわけですね。その辺については住民の方々もそうぐだめぐわけでもないし、その辺をある程度把握しながら、例えば今、都市整備部理事が答弁なさった佃は平成35年度。これはしようがないと思うんです。年次計画だから。でもそれをある程度終わらせることによって、そういうタウンミーティングでも何かあったら、その辺はよく聞いていただいて、とにかく市民の生活を守る、それを機軸として何とか今後もこの流雪溝に対しては、頑張り取り組んでいただきたい、こう思います。以上でございます。

次、野木和公園について。

野木和公園、私も幾度となく花見の時期にはよく行くんです。行っても、何か物足りない感じがするわけです。ましてや私は今現在、あそこに期成同盟会でもつくってやろうかなと、こういう気構えでいるんです。先般、油川の私の会合でこういうことを言ったら、拍手がすごかったんですよ。すごかったというのは、これまでちょっと合浦公園と違って、野木和公園の場合、力を——力点を入れていなかったのかなと。そして、あれは去年もおととしもだったか、私の友達がコイだとか何かあそこに——そのとき私も行ったよ。すばらしいため池もあるわけだ。もちろん、あの橋も見ましたよ。でも、まだまだ整備する余地もあるし、あるいは、これからどうなるかわからないけれども強いて言えば、あそこには駐車場も若干足りない。あるいは、トイレ等々も見てみれば全然足りないわけです。

その辺についてこれからどう考えるのか、考えていくのか、憩いの場所としてもね。それでなおかつ、年に薬剤散布なんて、どのようになされているのか。その辺について、ちょっと詳しく。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 渋谷委員の野木和公園をもっと魅力ある公園とするための取り組みについての御質疑にお答えいたします。

野木和公園は、広さが約33.9ヘクタールの総合公園で、公園中央に野木和湖を抱

き、その周辺を取り囲むように、こどもの国、ピクニック広場、水辺散策園、林間散策園、ふるさとの森の5つの広場などが配置されており、それぞれの区域が4つの歩道橋によって結ばれ、園内を一周できるようになっております。公園の整備に当たりましては、園内の自然林、湖の入り組んだ湖畔などを極力残し、来園者が植物や野鳥を観察、鑑賞できるようにするとともに、本市の持つ豊かな自然を実感できる公園として整備したものであります。また、園内には、ソメイヨシノやオオヤマザクラなど現在約900本の桜の木が植栽されており、桜の木の本数におきましては、市内で一番を誇る桜の名所となっております。

公園の管理運営につきましては、平成19年度より指定管理者制度を導入し、公園の受付や使用料徴収などを含む公園の管理運営業務及び樹木や公園施設の維持管理——清掃等も含まれます。こういう維持管理を指定管理者が行っているところであります。

野木和公園の魅力向上に向けた近年の取り組みといたしましては、日常の管理運営業務を行うほか、公園の利用促進を図る目的で、指定管理者が自主事業として、桜の時期に合わせまして合浦公園とともに青森春まつりを毎年開催しているところです。ことしも、4月29日から5月7日までの9日間の会期で開催し、地元油川観光協会主催の各種イベントも行われ、また会期中、より多くの方々に気軽に足を運んでいただけるよう、今年度から駐車場を無料開放するなど、会期全体を通して約5400人の来場者があり、多くの家族連れなどでにぎわったところであります。

また、市では、市民の皆様にご覧に公園施設を安全・安心にご利用いただくため、平成23年度に青森市公園施設長寿命化計画を策定し、本計画に基づき、老朽化した施設の更新を順次行っているところであり、野木和公園におきましても、平成25年度に照明灯4基、平成26年度に複合遊具を1基更新したところであります。

市といたしましては、野木和公園が自然豊かな桜の名所として、より多くの市民が憩い、親しまれる公園となりますよう、引き続き、指定管理者と連携し適切な公園管理を行うとともに、魅力向上に努めてまいります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 都市整備部理事、大変結構な答弁だけれども、私、素人ながら見てみれば、ほとんどが春まつりよりやっていない、そういう感じがするわけです。何で今私が、唐突に期成同盟会云々という話をしたかといえ、今、新幹線で4月ごろというのは、結構連休かけてお客さんも来てるんです。まして、あのレンタカーを見れば、ほぼ毎日のように満席。売れて売れてしようがないんだ、あのレンタカー、青森は。だから——あそこ国道なんでしょう、森内勇さんが大分力を入れてつくったバイパス。駅からでもいいんです。野木和公園まで、樹木、桜を国のあるいは県の許可をいただきながら、にぎわいを果たさせるためにやるとか、何らかの手法があるわけでしょう。何もやってないでしょう。桜を若干植えたって、手入れしている

ものかしてないものかさっぱりわからないでしょう。

そうじゃなくて、弘前市みたいに玄関口、もう藤崎町を過ぎればずうっと桜並木でしょう。まねしろってしゃべってるんでないんです。せっかくにして観光客が間違いなく来てるんだから。桜というのは、そんなに、1カ月も2カ月も離れて咲くもんでもないし、ある程度植えつけすることによって、その時期その時期でずうっとつながるわけでしょう。その辺をこれから考えてやっていただきたいんです。たまたま今、私の友人が国土交通省の観光の次長になったはずです。水嶋というんだけれども。機会あれば、そういうことをしゃべりに行くかなあと考えていました。

もうちょっと——多くの市民というのは、昔はただ一にも十にもみんな仕事仕事でしょう。今はそうでない。週末になれば安らぎだとか、こういうことも今、生活の水準も随分変わってきたわけでしょう。変わったから浪岡の道の駅あたりは売れるんですよ。

だから、青森市も合浦公園だけじゃなく、立派な池を備えた野木和公園だってあるんだもの。あの辺をもうちょっと、これから副市長、市長の許可をいただいて、予算面でももうちょっととっていただく。それで薬剤散布も、この2カ所については1回でも2回でも多くするとか、こういうことを考えながら、あるいは県との交渉、あるいは国との交渉をしつつ、その時期になったら——桜だけでもないんですよ。何でもいいんだけれども、やっぱり青森に来ればもうちょっと自然が豊かだとか——米一つにしても、都市整備部理事、わかるかどうかわかんないけれども、食べてみれば、北海道のきららって何もうまい米ではないんだよ。それでも発信力、宣伝力ったら、北海道はすごいんでしょう。やっぱり、頭には自然ということがあるのな、国民が。北海道については特に。あると思います。あなたは聞いたことがあるかどうかわからないけれども、東京都内で目隠しして——私、きららはわかんないよ。つがるロマンだとか、さまざま食わせたらしいんだよ。目隠ししている時点では、一番多かったのはつがるロマンだったらしいですよ。わかった途端にだめだって言うんです、わかった途端に。そうおいしい米だってできるんだから。まして、今も青天の霹靂か、やっているわけでしょう。

もうちょっと担当部署として、これまでにないような安らぎを求められるような観光を野木和公園に。我々も大いに参加をし協力をしますので、その辺については、今後十分にひとつ考えていただきたいなど。これもまた要望させていただきます。

次、以前これもやった経緯はあるんだけれども、浜の活性化。

中央埠頭をひっくり返して詳しく、今後どのように取り組んでいくのか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員の新中央埠頭、浜の活性化についての御質疑にお答えいたします。

ウォーターフロント地区の活性化につきまして、市では国・県等と連携し、青森港のにぎわい創出に取り組んでおり、青森ねぶた祭前夜祭など、さまざまなイベン

トが開催されているところであります。

このたび委員からは、八戸市の館鼻漁港のような定期的な朝市の開催やイベントを実施してはどうかとの御提言をいただいているところであります。この港を活用した朝市であります。私どもも県内の成功事例である八戸市の館鼻漁港のにぎわいは誘客効果の高い観光資源であり、かつ多くの市民が集い楽しめる場としても成果があるものと認識しております。

その成功の主な要因としては、出店者の数が多く、販売されているものも多岐にわたり楽しいこと、また、組合組織が民間による自主管理・運営がなされていることではないかと思われま。御提言に対しましては、今後、経済部と農林水産部が連携を図りながら、関係団体等からの情報収集をするなどしてまいります。

また、新中央埠頭のにぎわい創出のためのイベント開催であります。県内10市が連携してまちの魅力をアピールするイベント、あおもり10市大祭典について、来年度は本市での開催を予定しているところであります。この来年度のあおもり10市大祭典について、新中央埠頭の活用を視野に入れながら、関係機関や団体と検討を進め、青森港のにぎわい創出を図ってまいります。

以上でございます。

〔渋谷勲委員「すばらしいな」と呼ぶ〕

○小倉尚裕委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 そういうことも検討されているんだ。しゃべろうと思ったけれども、もうしゃべってしまったものね。

経済部理事は誰から聞いたかわからないけれども実際、館鼻に行ってきたんです。私、今回初めて。360店舗。それで一番混んでいるのは焼き鳥だとか鳥肉の空揚げだとか、この店というのはすごいな。あと焼いている魚、軽トラで七輪つけて焼いているんだものね。すごい。あとそば屋だとか、あるいはコーヒーだとか。

それで私、こう聞いた。雨降りでも何でも関係ないんですかと言ったら、全然関係ないんだってね。雨降っても観光客は大体3万人くらいでしょう、1日の利用。それで今、経済部理事がしゃべったように団体があるんだものね。全く別個な団体ね。そこで言いたいのは、確かにこれまでアスパムを中心としたいろんなイベントだとか、あるいはにぎわいの創出。これは私も大変結構なことだと思うんです。でも、せっかくにして新中央埠頭——確かに風そのものも考慮に入れながら。もう1つはあの入店者。大分聞いて回ったけれども、あれはほとんど自分たちのテントなんだものね、個々の。安いものなんだものね、5万円か10万円なんだ、あれ。安いものなんだよ。ほとんど自分で買ってるんだものね。それで年に何ぼと言ったか、あそこに入るために。1万円か2万円だったと思うよ、その組合に納めるお金というのは。だからすばらしいなと思って。新中央埠頭だって——あそこの館鼻だって岸壁なんだからね、浜風はあるし。だから浜風については、私はそう気にしなくてもいいと思うんです。そういう計画がこれからも前に進んでいくのであれば、旧態

依然のものじゃなく、これまでかかわったことがないような、そういう団体にまず呼びかけると。例えば八百屋だとかあるいは魚屋だとか。これらは何も、これまでも今までのにぎわいの創出ではほとんどなされていなかった業種でしょう。経済部理事もこういったことは余り聞いたことないでしょう。ほとんど青森観光コンベンション協会だとか何だとか私はわからないけれども、もうそういうことだけじゃなく、全くこれまで発信されなかったこういう業界に話をしつつ、時間をかけてまとめあげると。もう1つは——市でも金かかるんだよ。その会期中、大きいテントでも何かかにかの催し、演出——これ前回若干しゃべったよね。今市内は、ある程度仕事をしつつ年金で暮らしている方々がいっぱいいるわけでしょう。そういう方々は余暇を利用して、あるいは自分の趣味である踊りでも芸達者な方だっていっぱいいるわけだ。そういう人というのはなかなか発表の場がないんだと。だから施設に行ったりいろんなところで楽しませているわけだ。だからそういう方々を利活用して、きょうは例えばどここの婦人部の方々、あしたはどここのコーラス部の方々だとか、こういうことを取り込んでやることによって、多くの市民も集まるわけだ。例えば子どもたちでも孫さんでも。こういうことを私はやれと言っているんです。物販もそうですけれども。そういうことをやることによって、浜の活性化をうたい文句にしながらやるのも、私は1つの手法だと思います。

経済部理事、その辺の答弁をもう1回。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 再質疑にお答えいたします。

ただいまの趣旨は、より多くの方の市民を巻き込んで、またより多くの方が楽しく集える場というものを観光誘客の面でも、またそういった面でも考えて1つやることで2つの目的を達するなど、さまざまな視点から検討を加えいろんな方のお力をかりてという御趣旨かと思えます。

観光関係の団体のみならず、先ほどお話しいただきましたさまざまな農業者でありますとか商工業者、そういった方々からお声をお聞きいたしまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 経済部理事、これは我々各議員の御意見もまた取り入れながら早速取り組んでいただいて。そして今、各市民センターはその地域その地域で物販もさまざまやっているわけですよ。だから館長あたりに聞けばその地域のこともわかるし、だから幅広く、限られた青森観光コンベンション協会の方々だけじゃなく——その人も大事かもしれませんよ。だから幅広くいろんな方々に問いかける。問いかけて、もしこれからずっと長くやるのであれば1つのあるいは2つの団体、世話人を決めていただいて定期的に会議をすとか。

そういうことで今後やっていただくことによって、昔の浜の大事さも子どもたち

にもこれから私は伝えていただけるものと、ましてやさっきも言ったように、くどいようだけれども、余暇を利用した趣味が多彩な方々だっていっぱいいるわけでしょう。ましてや——あのウナギ屋さん、何て言ったっけ、あそこ。あの人だってボランティアでいろんなところに行ってやっています。だから多くの方々の御意見を聞きながら、私は立派な新中央埠頭の活性化、浜の活性化を考えてこれから施策の一つとしてやっていただければと。

何とか経済部理事、その辺先頭を切って、部下にいろいろ教をいただいて、ひとつ青森市内の活性化のために今以上に頑張ってくださいたい。これをまた要望させていただきます。

それで最後に私のちょっと所見です。

まず、市民病院。

今回も浪岡病院、そして市民病院双方とも大分赤字をいただいたわけですよ。私、黒字にしろと言っているのではないんです。前日も私言ったでしょう。果たしてあの人選だけでこれからの病院のあり方等々をやっているのか。私は非常に危惧しています。私も出たり入ったりで、たまには入院もさせていただいている。あるいは月に1回か2回くらい糖尿病だとかあるもんだから、定期的に行かせていただいている。今非常に——市民病院事務局長、これは大したもんだ。その辺大分危惧しているものね。まして私、つい最近まで2年くらい委員をやらせていただいたんです。病院の委員。それでいつも質問するんです。市民病院の院長あるいは浪岡病院の院長の出る言葉がいつも同じなんです。特に浪岡病院。私はよくわからないけれども、精神何だかかんだかと言って、出てくる言葉は同じ。最後に今度はしゃべられるから来ないのかわからないけれども、最後来なかったよ。しゃべることがいつも一緒なんだもの。だから小倉委員もよく言うんだけど、合併の時点で——警察でいえば派出所です。そういう思いもあつたらしいんです。ただ地元である天内委員、よく頑張っているけれども、その都度その都度、今現在も市長を交えたそういう会合等々、浪岡でもあるわけでしょう。どうせ赤字になるんだつたら、早く解体して鶴田町みたいに診療所ね。私は立ち上げたほうがまだ利口だと思います。ちょっとお口悪いけれども、この梵珠山を越えて浪岡の人はそう来ないんです、青森に。むしろ浪岡、あるいは黒石市、弘前市に行っている方々が非常に多いと言っていますよ、私の知っている範囲内では。小野寺市長もその辺はいまいち決断しないんだよ、副市長。ただこれまでは——市民病院事務局長、今、県でもって、病棟の関係から何かからかまで指導的なことがある程度決まったし、あつたわけでしょう。そういうことを踏まえるならば、私はもっともっと安心できるような浪岡の病院づくり、これも宿題の一つだと思うんです。

まして市民病院もそうでしょう。私、この間まで眼科にも行った。その眼科も今度規模縮小だと。糖尿病患者があんなにいて眼科の縮減なんて、小さくするなんてあり得ますか、理事の皆さん。考えられないでしょう。イコールでしょう、糖尿イ

コール眼科。それも縮小して小さくする。それは確かにその先生が開業するからと。これは私もわかります。でも主たる目的はあるわけでしょう。県都の総合病院なんだ、ここは。私が余りしゃべるものだから、副院長もその場で立ってしゃべるんです。対県病との診療科目、収入は何も劣っていないと言うんです。劣っていない。でも市民病院に十日だの二十日あれば何が聞こえると思いますか。いつも救急車の音なんです。あと何も用ないんだもの、テレビ見てるか。私のひとり言かわからないけれども、10回鳴ればまあ3回、どうでしょうか、市民病院に来るのは3回か4回です。あとほとんどはどこかに行っています。そうしたら小児科も余りうまくないとか、看護師さんが私にしゃべるにはね。そういう実態なんです。

だから市民病院事務局長も、このごろ市民病院事務局長として行ってよくわかると思うんだけど、もうこの辺で病院そのものは建物から考える時期だと私は思います。金あるとかないとか関係ないんだから、病院というのは。ましてや市長だけでできる問題じゃないんだ、これ。おらほの市長は弘前大学終わった人ではないよ。弘前大学の医学部終わっているわけでもないし。医者 of そのような系統というのは、我々一般の市民の方々というのは到底わからないんだから、ややこしくて。ましてやこれまでの経験のある方々をあそこにしないで、早く独立行政法人をつくっていただいて、その専門分野でもって補う。私はこれしかないと思いますよ。もう呼吸器内科でしたか、何年になりますか。もう4年か5年になるでしょう。そうすれば3億円としてもその分売り上げは減っていつているんだから、その分今度は赤字になる。そうでしょう。今回も今度は眼科がまたいなくなれば、どうするんですか、縮小してしまえば。また赤字がふえていくでしょう。これも非常に悪いけれども、委員の方々を私悪いと言うのではないんです。誰ひとり、おらほの市民病院に先生を回してもうけさせる、そういう考えの人いますか。いないでしょう。私はむしろ、市民病院は人口減少に伴った新しい新総合病院をつくる計画をしつつ、この先生方をどういうふうにして我々の病院に迎えるか、もう選択に入る時期だと私は思います。もう遅いんだから。そういう決断だって、うちほうの市長にはもうそろそろしていただければ。余り毎年毎年、こんなに赤字の病院であれば本当に私は大変だとも思うし、是が非でもひとつ、市民病院事務局長。独立行政法人をしないで、その分野分野でもって先生方を探していただく。余り県病に優秀な先生を引っ張られないように、気をつけながら今後やっていただく。そういう決意のもとに機能を発揮していただく。そういうことでひとつ、強く要望をさせていただきます。

以上で私の質疑を終わります。

○小倉尚裕委員長 次に、奥谷進委員。

○奥谷進委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新政無所属の会、奥谷進であります。

私からは、3点質疑させていただきます。

初めに、第2款総務費に関連して質疑いたします。

災害時の情報についてであります。私は、災害時の無線については、平成26年第1回定例会の予算特別委員会でも質疑いたしました。国内の各地での災害、過去の東日本大震災や、先般の9月の台風第18号では全国各地で水害が発生いたしました。各自治体は、大雨や河川の氾濫等の災害時に、迅速に市民に対して避難情報を防災無線で伝達するなど、人的被害が最小限に食い止められた対策をしております。本市も、防災無線が必要であると私はこれまでも訴えてまいりました。

そこで、質疑いたします。

災害時の情報伝達について、沿岸地域の市民に対して速やかに情報を伝達するため、同報系の防災行政無線を整備するべきと考えますが、市のお考えを示していただきたいと思っております。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）奥谷委員の沿岸地域の市民への情報伝達手段についてのお尋ねにお答えいたします。

平成23年の東日本大震災における津波災害の発生以降、平成26年の広島県における土砂災害、平成27年の茨城県における鬼怒川の決壊、平成28年の熊本地震など、大規模な自然災害が各地で発生しております。そのような中におきまして、災害による人的被害を最小限に抑えるためには、災害情報を早期かつ確実に住民に伝達することが不可欠であります。

このことから、市では、可能な限り効率的に情報を収集、活用、伝達することのできるシステムの構築が必要と考え、今年度から青森市総合防災情報システムの検討を進めているところであります。

このシステムの検討に当たっての基本的な考え方といたしましては、1つとして、情報の収集段階において、状況把握や被災情報の共有を支援するものであること。2つとして、情報の活用段階において、集めた情報を整理、分析し、避難判断などを支援するものであること。3つとして、情報の伝達段階において、必要な人へ必要なタイミングで災害情報を提供するための情報伝達の支援を行うものであることといたしまして、お尋ねの沿岸部への津波災害への対策を含めたさまざまな災害に対応できるようなシステムを構築し、災害発生時の被害縮小につなげていきたいと考えております。

同報系防災行政無線を含む情報の伝達方法につきましては、今年度においては、本市の地域特性を踏まえた情報収集、伝達機能等の導入の可能性、必要性などを調査、検討するための業務委託を実施しているところであります。平成31年度の新市庁舎の供用開始時期を見据え、取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。

今、総務部長から、今年度より青森市総合防災情報システムの検討を進めているという頼もしい御答弁でありました。また、平成31年度の新市庁舎の供用開始を見据えた取り組みをしていくという答弁でありました。まさしく、我々は陸奥湾を控え、その沿岸の住民はそのような無線が何よりも今後頼りになるわけです。予算についてもさまざま厳しいものがあるかと思いますが、ぜひとも、この沿岸部の防災無線を、より一層今後努力して早期にその実現をしていただくように強く要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

次に、第3款民生費に関連して質疑いたします。

既に御案内のように、青森市小橋地区に開設された特定非営利活動法人仙台ダルク・グループが運営する施設についてであります。

グループの運営する施設の入居者は、指導員を含めて全員が過去に薬物依存またはアルコール依存であった人であると聞いております。仙台ダルク・グループは、6月に障害福祉サービスの事業を行うための指定申請書を市に提出したと聞いております。施設の改修工事は、ことし4月に行っておりますが、しかしながら、小橋町会への事業所開設にかかわる説明の打診があったのは、6月に入ってからであると聞いております。実際に説明会を開いたのは、6月25日であったと言われております。

また、既に皆さんも御承知のとおり、8月16日の東奥日報朝刊の記事によりますと、仙台ダルク・グループは、指定の必要のない薬物依存者リハビリ施設として8月1日に運営を開始し、既に5人の方が入居していると聞いております。薬物依存やアルコール依存であった人が社会に復帰するための支援の必要性は、私も、また地域の皆さんも理解しておられるようであります。しかし、施設が開設された場所は、後潟小学校や北中学校の通学路でもあり、近くには幼稚園や保育所もあります。過去にダルクが三内地区で施設を運営しており、移転した経緯もありますが、6月25日の住民説明会后、仙台ダルク・グループからは、地域住民に対し何も説明もなかったとのことでもあります。このため、地域住民のダルクに対する理解はほとんどなく、万が一、何かの事件に巻き込まれるならば大変不安であります。私は、このような施設運営は事業者と地域住民の信頼関係がなければ成り立たないし、施設の設置運営に当たっては、事前に事業者が地域住民にきちんと説明し、双方がきちんと納得した上で進めていくことが重要であると思うのであります。

そこで質疑いたします。

ダルクの施設の運営に当たり、地域住民は大きな不安を抱えておりますが、市としてはどのように今後対応していくのか、お示しをいただきたいと思っております。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）奥谷委員からの特定非営利活動法人仙台ダルク・グループの運営施設に対する市の対応についての御質疑にお答えいたします。

奥谷委員から御案内もありましたが、当該施設につきましては、特定非営利活動法人仙台ダルク・グループから、平成 29 年 6 月 1 日付で、青森市小橋地区において、薬物、アルコール依存に起因する精神障害者を対象とする共同生活援助いわゆるグループホームと、自立訓練・生活訓練の 2 つの障害福祉サービス事業所の指定申請書が市に提出されているところです。

市では、指定の申請に先立ちまして、仙台ダルク・グループから障害福祉サービス事業所の指定に係る問い合わせを受け、指定に当たっての設備基準、人員基準等の説明をいたしましたほか、これまでも、指定申請書を市に提出する前の早い段階で住民説明会を開催するなど、事業所の開設に当たり地域の皆さんの御理解を得るよう助言してきたところであります。しかしながら、仙台ダルク・グループでは、指定申請書を市に提出した後である本年 6 月 25 日に初めて住民説明会を開催し、結果として、事業所の開設に当たり地域の皆さんと十分な話し合いができておらず、それ以後は、地域の皆さんと話し合いを行っていないかと伺っております。

一方、地域の皆さんにおかれましては、事業所に対する不安等から、7 月 7 日には後潟地区連合町会から安全な暮らしを脅かす薬物等依存者更生施設の開設反対についての要望書が市に提出されたほか、7 月 23 日には小橋町会においてダルク施設設置反対が決議されたと伺っております。

これらを踏まえまして、市では、仙台ダルク・グループに対し、障害福祉サービス事業所の設置、運営に当たり、地域の皆さんと十分な話し合いをするよう強く申し入れているところであります。また、8 月 28 日には、後潟地区連合町会が開催したダルクに関する勉強会に参加させていただきましたほか、9 月 8 日には、後潟地区連合町会、仙台ダルク・グループ及び市の 3 者による話し合いが持たれましたことから、これにも参加させていただいており、今後におきましても、地域の皆さんと十分に話し合いをさせていただきたいと考えているところです。市といたしましては、障害福祉サービス事業所の指定については、基本的に地域の皆さんの理解が得られた上で行うべきものと考えているところです。

このような中、仙台ダルク・グループでは、去る 8 月 1 日に、当該施設について薬物依存回復施設として運営を開始したところであります。この回復施設につきましては、適用する法令等もなく、市の許認可、指定等が必要ではないものであり、市や県においても指導権限等もないものであります。

しかしながら、本施設につきましても、市としては地域の皆さんの不安が解消されるよう、施設における活動内容や利用者についての説明はもとより、地域の皆さんが必要とする要望などをお伺いした上で、仙台ダルク・グループが対応できることには速やかに対応していただくよう申し入れるなど、地域の皆さん、仙台ダルク・グループ、市の 3 者で十分に話をしていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。

私も、先般福祉部長に、地元の小橋町会の町会長を先頭にしてその撤去をさせるように要望書も提出したわけでありますが、まさしく、このような事態になるとは、地元民も予想もつかない事態になったわけであります。

特に、その薬物依存者は、体に入れ墨を彫ったりという人間が入所しているわけです。更生施設として設けられているわけですが、入所している患者は、まさしく目の置きどころが普通の人間とは違うという地域の住民の声でありました。さまざまな薬物依存者に対する更生施設としては、先ほど申し上げましたように、それは社会復帰のためには必要でありましょう。ただ、事件が起きてからこの問題をどうのこうのということは、私はなかなか許せないものがあるわけです。

先ほどインターネットで調べましたが、ダルク・グループは、いわゆる全国、沖縄から北海道までにあるということもデータであります。ぜひとも今後の小橋の施設については、私も地元民であります。事件が起きないうちにいろいろな対策も必要だと思えます。

最後に要望になりますが、行政はやはり施設を月2回程度訪問することも私は必要だと思えます。管理者を含めて、今後とも内容を把握しながら、今後、市の対応策を考えていただきたいことを強く求めて、要望して終わりたいと思えます。ありがとうございました。

次に、第6款農林水産費に関連して質疑いたします。次の質疑は、本市の水産物販売対策についてであります。

市長は、マニフェストでは攻めの農林水産業を掲げ、本市の豊かな資源を大切に育み、地域外への売り込みの取り組みを推進するとしております。私も同じ考えであります。主要産地のホタテガイの不漁により、前年度からホタテガイの単価が高騰し、漁業者にとってはまことに喜ばしい状況になっておりますが、近い将来は単価が平年並みに戻るということが予想されるわけであります。改めて、漁業者の所得を向上させる販売対策が重要となると私は思います。

このような中で、後潟漁業協同組合でホタテガイとの複合養殖を進めている陸奥湾マボヤであります。今年7月、東京でPRイベントを開催し、新聞報道等にあつたように大変好評であったと伺っております。

そこでお尋ねいたします。

東京で開催した陸奥湾産マボヤのPRイベントの概要を示していただきたいと思えます。

次に、陸奥湾産マボヤのPR活動も含めて、本市水産物の販売促進に向けて今後どのように取り組んでいくのか、お示し願いたいと思えます。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）奥谷委員の本市の水産物販売対策についての2点の質疑に順次お答えいたします。

す。

初めに、陸奥湾産マボヤの東京でのPRイベントの概要についての御質疑にお答えいたします。

今回のイベントにつきましては、マボヤの特産品化を目指している後潟漁業協同組合が、首都圏での販路拡大を図るため、本年7月7日、7月8日の2日間、「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」において開催したものであります。

イベントの内容といたしましては、1日目は、市内の有名酒蔵の協力も得ながら、首都圏の消費者を対象として、ホヤミズやホヤのてんぷら、ホヤのイタリア風いため物などの試食と田酒の試飲を、2日目は、飲食店関係者向けに、漁業者みずからマボヤのさばき方や部位ごとの食感、味の特徴等について説明するとともに、ホヤミズやホヤの刺身の試食と田酒の試飲を行ったものであります。

イベントの参加者につきましては、1日目は予定していた60名をはるかに超える150名以上の消費者の方に、2日目は13名の飲食店関係者の方に参加していただきました。マボヤに対する評価につきましては、「今まで臭いイメージがあったが、おいしくてびっくりした」、「身が厚く甘味があって、おいしい」などの好意的な意見が多く寄せられたほか、飲食店からは、継続的な取引の申し出があるなど、高い評価をいただいたところであります。

今回のイベントでは、マボヤのほか、ホタテの半成貝やナマコの加工品の試食も行いましたが、ホタテの半成貝につきましては、サイズの割に貝柱も大きく、味もよく、料理にも使いやすいなどの評価をいただき、活貝としての販路拡大に期待が持てたほか、ナマコの加工品につきましては、評価が高かった商品の「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」での販売が決定するなど、大きな成果を上げることができました。

今回のイベントを主催した後潟漁業協同組合におきましては、得られた成果と明らかになった課題を踏まえ、今後も首都圏での販路拡大に努めていくこととしていることから、市としても、陸奥湾産マボヤの栽培に係る技術的支援とあわせて、同漁協の販売促進と所得向上への取り組みを積極的に支援してまいります。

次に、本市水産物の販売促進に向けた今後の取り組みについての御質疑にお答えいたします。

本市では、リンゴやホタテなど豊かな農水産資源に恵まれておりますことから、これらの資源を積極的に販売していくことで、生産者の所得向上と関連産業の育成につなげるため、攻めの農林水産業を政策として掲げ、それを実現するため、多様な販路の拡大、他産地との差別化によるブランド化、高付加価値化の推進などの施策を実施しております。

後潟漁業協同組合が首都圏で行ったイベントは、施策の一つである多様な販路の拡大に基づく取り組みであり、本市としても開催経費への助成を行いながら、生産者が行う販売促進活動を支援しております。このほか、多様な販路の拡大に係る取り組みといたしましては、後潟漁業協同組合による漁港まっりの開催やグリーン・ブ

ルーザーリズムのメニュー開発などへの支援を行っております。

また、他産地との差別化によるブランド化に係る取り組みといたしましては、ナマコやマボヤのブランド化を図るため、大学と連携しながら、味や形状、機能性などについての研究を進めております。高付加価値化の推進に係る取り組みといたしましては、生産者の6次産業化を推進するための助成事業を実施しているほか、大学との共同研究で得られた成果を生かした付加価値の高い加工品の開発製造活動に対しても支援しながら、1次産品の高付加価値化に取り組んでおります。

本市におきましては、今後とも、これらの施策とさまざまな事業の実施により、水産物を含む1次産品の販売促進に努めながら、生産者の所得向上を図ってまいります。

○小倉尚裕委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。

東京でのPRが好評であったということで、我々青森市民としても、また地域の漁業者にとっても、大変大きな収穫であったというように考えるわけであります。

やはり、年に二、三度ぐらいの東京でのPRも必要であろうと、私はそのように考えるわけであります。ただ1年に1度ではなく、これから浪岡のリンゴもどんどん収穫が始まるわけですので、そのような浪岡の農産物も、ぜひとも今後東京でのPRに努めていただきたいと考えるわけであります。

ホタテ産業のPRにつきましては、今の農林水産部長からの答弁は大変ありがたいお答えでありました。しかしながら、けさほど東奥日報に、ホタテの残渣1.5トンの投棄容疑ということで、後潟漁協理事ら11人が摘発されたと。このようなことが発生したことは、まことに遺憾であるわけです。私も、地元ホタテ産業の地域に住む一人として、このようなことは二度としてはならないと思います。こういう状況であるならば、やはり行政も今まで以上に徹底した指導をしていただきたい。このことを強く求めたいと思います。

残渣は、どの漁業協同組合も大変大きな悩みの種であるわけですが、しかしながら、一番手っ取り早いところで、午前3時や4時ごろに沖に出て投棄するのが海上保安庁に発見されたものと、私はそう推測するわけであります。水産振興センターなども含めて、今後、漁業者に対して残渣投棄をしないように徹底した指導をしていくことを強くお願い申し上げまして、私の予算特別委員会の質疑を終わらせていただきます。

御協力ありがとうございました。

○小倉尚裕委員長 次に、葛西育弘委員。

○葛西育弘委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）日本共産党の葛西育弘です。第8款土木費に関連して、雪対策について3点質疑します。

まず1点目は、凍結防止剤の散布状況についてです。

私は、平成 28 年第 3 回定例会一般質問において、走行ルートが重複している凍結防止剤の散布状況を取り上げました。現状、散布車は東部地区に 2 台、西部地区に 2 台、中部地区に 1 台の計 5 台で散布していますが、中部地区の 1 台は橋や踏み切りに限定しているため、東部地区と西部地区の橋や踏み切りにも走らせ散布しています。このことから、もっとコスト面で効率的な走行ルートを検証すべきと求め、さらに凍結防止剤の散布作業は、単価契約なので走行した軌跡がわかる G P S を散布車に導入することを考えたかどうかと質問をしました。そのとき市の答弁は、G P S の活用等も含め検討するとのことでした。

そこで、その検証結果をお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 葛西委員の雪対策についてのうち、凍結防止剤散布ルートの見直し状況についての御質疑にお答えいたします。

凍結防止剤は、冬期間の安全な道路を確保するため、交通量が増加する朝夕の通勤時間前に、主に市街地交差点や橋梁、急勾配部に散布し、路面凍結によるスリップ等を防止するものであります。

青森地区の凍結防止剤の散布につきましては、一般県道荒川青森停車場線を境に東側を東部地区、西側を西部地区に区分し、交差点や急勾配な路面を中心に実施しているほか、市街地にある橋梁や踏切部について散布するエリアを中部地区として実施しているところです。

昨冬において、各地区の散布車の散布ルートを把握するために G P S 端末を搭載して各車両の移動軌跡を確認したところであり、その軌跡情報や散布箇所的位置情報をもとに、各業者の散布ルートが重なっていないかなどを確認したところ、重複している部分がありましたことから、今年度におきまして、より効率的な散布ルートの選定や散布箇所の区割りの変更を検討しているところであり、

現在、変更予定箇所について各事業者と打ち合わせを実施しており、事業者からの意見等も踏まえた上で、10 月中に決定してまいりたいと考えております。

なお、今回の散布ルートの見直しによりまして、作業時間の短縮が図られることから除排雪経費の削減が見込まれるものと考えており、今後においても必要に応じて検証を行い効率的な除排雪作業に取り組んでまいります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 葛西委員。

○葛西育弘委員 いろいろ検証していただいて、ありがとうございます。

まず確認なんですけれども、今冬の散布車の台数と散布箇所、これが変わる予定——ふえるとか減るとかありますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

今冬における散布車の台数につきましては、昨冬同様 5 台を予定しております。

また、散布箇所については、昨冬は 236 箇所でしたが、今冬についても 236 箇所を予定しているところです。なお、東部、西部、中部それぞれは昨年と箇所数が違うということでもあります。

○小倉尚裕委員長 葛西委員。

○葛西育弘委員 昨冬と同じような台数で散布箇所は変わらないということでした。

先ほどの答弁で、検証によってコスト削減に——重複している部分が見られたので、つながるという認識だったと思うんですけども、もうちょっと具体的にといいますか、走行するキロメートル数とかそうではなく、単価契約なので、要は時間なわけですね。それで、去年の例でいえば夜間であれば 1 時間 3 万 1000 円くらいなわけですので、30 分なり 15 分でも短縮すれば 1 台当たり 7500 円とかそのくらいの削減につながるんですけども、そういう面で、コスト削減の部分で 1 台当たりどれくらい見込まれるのか、その辺を検証したのかちょっとお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。コストの削減額ということでありました。

散布ルートの見直しによる削減額の見込みにつきましては、3 地区それぞれ 1 回当たりにつき 15 分程度の作業時間が削減されると見込んでおりまして、去年の 3 地区の平均出動回数は、およそ 120 回になりますけれども、それと時間単価あるいは時間、そして 3 地区というところの掛け算をしてみますと、およそ 300 万円程度の削減が見込まれると試算をしているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 葛西委員。

○葛西育弘委員 大きい数字ですね。散布車の用途は限られているわけなんですけれども、業者の維持費も各社同様にかかっているものと推察されます。それで私は、1 台当たりの委託料が平均的であることが大事だと思うんですけども、その辺の市の認識をちょっとお聞きします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

今回の見直しにつきましては、散布ルートが重複している部分について検討したということです。その結果として、作業時間の短縮が図られる、また平準化も図られるものと考えているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 葛西委員。

○葛西育弘委員 ありがとうございます。

昨シーズンまでは、先ほど答弁にもありましたけれども、通称柳町通りを境に、東側を東部地区、西側を西部地区、橋や踏み切りに限定しているのが中部地区と分

けていたんですけれども、そうすれば今度の見直しによって、橋や踏み切りは中部地区と限定せずに、その地区で散布するという考え方でよろしいのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

区割りの変更の考え方という御質疑であります。今回につきましては、これまでの各散布業者の散布ルートの重複部分を調整して、効率的な散布ルートの選定ということや散布箇所区割りということは今現在——決定ではありませんが、検討しているところですので、来月中にはその辺の区割りも変更していきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 葛西委員。

○葛西育弘委員 来月中にはということですので、今冬から効率のよい散布ルートで凍結防止剤の安全対策をお願いしたいと思います。

2点目は、昨シーズンより新たな除排雪管理システムを導入したことにより、除雪情報の市民公開がどのような形となるのかお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 次に、新たな除排雪管理システムにおける除雪情報の市民公開についての御質疑にお答えをいたします。

本市では、平成18年度にGPSを活用した除排雪車運行管理システムを導入し、国道、県道、市道の主要道路の除雪情報をウェブサイト上で公開してきたところがあります。市道につきましては、幹線30路線を公開してきたところがあります。

近年の通信技術やGPS端末の性能の進展に伴い、本市におきましても運行管理システムの多機能化を図ることとし、これまでの除排雪車両の位置情報や除排雪状況の把握のほか、委託料の積算や作業日報の作成なども行える新たな除排雪車運行管理システムを昨年度、幹線及び補助幹線の91路線に導入したところがあります。

除排雪の実施状況の市民公開については、これまで同様ウェブサイト上で除雪作業を行った路線が地図上に表示され確認できるものとなっており、公開する市道の路線数については、新たに導入した幹線及び補助幹線の91路線とすることとしており、昨年度より61路線ふやす予定としてるところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 葛西委員。

○葛西育弘委員 これまでのシステムでは地図の情報が古く、一部の道路、例えば新青森駅周辺だとか水道部の裏側、筒井から市民病院の通りに入る道路、また幸畑筒井幹線などが古い地図では反映されていなかったのですけれども、昨年度導入したシステムでは、その辺は改善されているのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えをいたします。

新たなシステムにおきましては、国土地理院の地図情報を使用することとしておりまして、国土地理院の地図が更新されるとシステムの地図も新たなものに更新されるということでもあります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 葛西委員。

○葛西育弘委員 済みません、ということは変わったと。それもちょうんと表示されるということによろしいんですね。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えをいたします。

地図は変わって最新のもので表示されるということでもあります。

○小倉尚裕委員長 葛西委員。

○葛西育弘委員 ありがとうございます。

G P Sを利用した除雪作業完了情報は翌日の朝7時ごろに、これまで反映されてきました。パソコンで完了情報を見るとき、市内9分割したエリアで見たいところをクリックすれば確認できていたのですけれども、今度の新しいシステムでは、それ以外に何か検索方法として、ふえたとか何かあるのか教えてください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えをいたします。

新システムにおきましては、地図の検索機能の中に住所検索というところがありまして、確認をしたい住所を入力することで、その付近の地図が出てくるといったことになります。また、地図の移動や拡大につきましても、パソコン上の地図を操作するような形でできるというふうなことであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 葛西委員。

○葛西育弘委員 すごくわかりやすくなりますね。

それと、あともう1点。新システムでは自動的に作業内容などの日報が報告されると聞いています。従前、これまでずっと、タコグラフを日報と同時に作業された翌日10時ごろまでに対策本部のほうに届け出るんですけども、そのタコグラフの取り扱いについては今後どのようなのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えをいたします。タコグラフの取り扱いということでもあります。

タコグラフにつきましては、G P S端末の故障とかふぐあいがあることも想定されますことから、これまで同様に除雪作業時には、タコグラフをつけて作業していただくということで予定をしているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 葛西委員。

○葛西育弘委員 確かにそうですね。故障やふぐあい等も考えられますので、そこはわかりました。それで先ほど散布車にGPS搭載することによって、軌跡の確認ができるようになりました。私は今後、その散布車5台も情報提供していく検討をぜひ進めてほしいと思います。

それで、GPSの情報提供はこれまでの30路線から91路線と3倍以上となって、住民からの検索も住所を検索すればわかると、そういったわかりやすいようになったと思います。これからも利用者にとって見やすく、また検索しやすい、そういう情報を毎年見直しできるところは見直ししながら、情報発信していただくよう要望いたします。都市整備部のほうは終わります。

最後は、屋根の雪おろし助成についてです。

平成22年度から平成23年、平成24年度は豪雪対策本部、そして豪雪災害対策本部が設置され大雪に見舞われた3年間でした。これを機に、さまざまな問題、課題が明らかになり、同時に除排雪体制を初め市民生活の安定確保のため、平成25年度、平成26年度、そして平成27年度と見直しをしつつ、平成28年度の除排雪事業が進められました。その中の一つに、屋根の雪おろし費用助成制度があります。平成25年度から開始され、非課税世帯であれば豪雪対策本部が設置されなくても、親族要件はあるが助成制度の対象とされていました。平成27年度からその親族要件も撤廃され、非課税世帯は豪雪対策本部が設置されれば助成額も倍額となります。私は、この制度の遍歴について高く評価しています。ただ、高齢者世帯が今後増加するに当たり、豪雪対策本部設置前から市民税課税世帯であっても利用できるような要件の緩和はできないか、市の考えをお聞きします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 葛西委員の屋根の雪おろし費用助成の要件についての御質疑にお答えいたします。

市では、自力で屋根の雪おろしを行うことが困難な高齢者世帯や障害者世帯などの冬の暮らしの安全を確保し、福祉の向上に寄与することを目的に、平成25年度から青森市福祉の雪処理支援事業として、屋根の雪おろし費用の一部助成を行っているところであります。本事業につきましては、これまでも毎年度実施結果等を踏まえて、助成の対象とする世帯や親族などの対象要件、あるいは助成の内容などを総合的に検証し、事業の見直しを図ってきたところであります。

その中で、平成27年度には市が豪雪対策本部を設置した場合において、市民税非課税世帯の助成上限額を2万5000円から5万円に引き上げるとともに、新たに市民税課税世帯をも対象にして、費用の4分の1、2万5000円を上限に助成する見直しを行ったところでありますが、この見直しは、豪雪時において家屋の破損や落雪事故の危険性が増すとともに雪捨て場が確保できないなど、雪による市民生活への大きな支障が生じるおそれがあることから、高齢者世帯等の生活の安定確保のため豪雪時の対応として行ったものであります。

いずれにしても本事業につきましては、自力で屋根の雪おろしを行うことが困難な高齢者世帯等で、雪処理費用の負担が大きい低所得者世帯への負担軽減として市民税非課税世帯に対して、費用の一部を助成することを基本としておりますことから、今後においても市民税課税世帯につきましては、豪雪対策本部が設置された場合において、豪雪時の対応として助成対象としていくものと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 葛西委員。

○葛西育弘委員 福祉部長の答弁で、豪雪対策本部設置が助成制度拡充の基準になっていることをすごく強調してあったのかなと思います。除排雪事業実施計画の中に豪雪対策本部の設置基準として、次のように記載されています。ちょっと読み上げます。「原則として、青森地方気象台における積雪深が 100 c m を超え、さらに、それ以後も降雪量・積雪深の増加が見込まれること、また、市全域で幹線道路の交通状況が大きく悪化しているなど、市内の状況を総合的に勘案し、雪による市民生活への大きな支障が生じる恐れがある場合」となっています。確かに、気象台の発表する積雪深は、除排雪事業において参考にする数値だと思います。

市では、気象台のほかに新城、高田、戸山、そして浪岡で積雪観測を実施し、地域に合った除排雪作業に役立てています。除雪作業は、幹線道路であれば降雪量 10 センチメートル、工区は 15 センチメートルといった一定の出動基準があります。また、路肩に堆積された雪により道路が狭くなれば排雪や拡幅をして、その都度対応をしています。

しかし、屋根雪はどうでしょうか。住んでいる地域の降雪量、建物の屋根のつくり、老朽化、隣の家とのすき間、間隔、風向きなど、実際に住んでいる方、高齢者の方のこれまで過ごしてきた感覚や感じ方で不安度が異なるものだと私は思います。この辺についての認識、市はどう思いますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 屋根の雪の積もり方といいますか、それに対する認識に関する御質疑でありました。

葛西委員御案内のとおり、住宅の立地環境ですとか、あるいは屋根の形状等々によりまして、屋根雪に対する住んでいる方の不安感、あるいは不安に思う余りに実際に屋根の雪おろしをしてしまうという実態もあることも認識しております。これは高齢者に限ったことではなくて、一般世帯においてもまた、そういう感覚はあるものと感じております。だからこそ、やはり助成制度ですので、一定の基準が必要なのではないのかなと思っているところです。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 葛西委員。

○葛西育弘委員 市民税課税世帯の方の助成額は 2 万 5000 円を上限に、雪処理費用の 4 分の 1 となっています。私はこの助成額をもっと上げろとは言っていない。

雪の状況に対する不安は地域ごとにも、また個々人でも大きな違いがあります。

例えば、積雪観測状況で市中心部が 80 センチメートル台であっても、新城、高田、戸山では既に 100 センチメートルを超えているという状況は毎年のようにあります。同時に、平成 25 年度から平成 28 年度の屋根の雪おろし費用の費用助成の実績を見ると、長島地区、中央地区の申し込みが多数です。雪捨て場の環境、高齢者のひとり暮らしなど、さまざまな条件が反映されているのかと想定されます。したがって、屋根の雪おろしは積雪量だけを基準にした対応では、高齢者世帯の不安に応える雪対策として不十分になります。高齢者は医療や介護に係る家計の不安の中で雪おろし費用の負担を苦にして生活しています。屋根の雪おろしは、私の体験からも、雪が積もり過ぎた状態になってからでは、作業効率も下がり、作業料金もかさみます。市内全体が大雪になった場合は、申込者が殺到して早い段階なら翌日に対応できるものが 1 週間、10 日間と待ってもらうことになります。

このことから、私は、市民税非課税世帯であっても助成額の上限は決まっているのだから、豪雪対策本部設置前であっても、屋根の雪おろし費用助成を利用できるように要件の緩和、改善をしていくことが求められていると思います。住民の実情に応え、安心して利用できる制度にさらに改善していくために、もう一度丁寧な検証を求めたいと思います。その検証について、もう一度答弁をお願いします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 事業の検証についての御質疑でありました。

本事業につきましては、先ほども申し上げましたけれども、これまでも毎年度その実施計画等を踏まえて助成の対象とする世帯、親族の要件あるいは助成内容、こういうものを総合的に検証して見直しを行ってきたところです。今後におきましても同様に、総合的な検証しながら、事業の見直しを図ってまいりたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 葛西委員。

○葛西育弘委員 これから高齢者世帯がふえていくのはわかっていると思いますし、確かに豪雪対策本部、そしてまた豪雪災害対策本部が立ち上がれば、市の職員も出動するスノーレスキュー隊の組織も一応計画上はなっているわけで、これから市の職員数もだんだん減っていく、そういう方向にあるわけであって私はやっぱり今すぐとは言いませんけれども、見直しはしていくと言ったので、ただこれから 5 年、10 年先を考えれば、どんどん空き家もふえていくだろうし、高齢者世帯がふえていく。やっぱりそういう中では、いつかはこういう市民税課税世帯でも早目早目の対応が必要なのかなと思います。以上で終わります。

ありがとうございました。

○小倉尚裕委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時 20 分からといたします。

午後0時17分休憩

午後1時21分再開

○**小倉尚裕委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、工藤健委員。

○**工藤健委員** 市民クラブ、工藤健です。どうぞよろしくお願ひします。

時間に限りがありますので簡潔な御答弁をお願いいたします。

第10款教育費、防災教育についてです。特にその中の体験型の防災教育に絞ってお伺いをいたします。

中学校での防災教育において体験を伴う学習は、どのように行われているのかお示してください。

○**小倉尚裕委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○**工藤裕司教育委員会事務局理事** 工藤委員の中学校の防災教育における体験を伴う学習の状況についてお答えします。

中学校の防災教育における体験を伴う学習は、子どもが災害に直面した際、適切に対応できる能力を養うことを狙いとしておりまして、各学校においては学校防災計画の中に、各教科等の学習内容と避難訓練の関連性を図りながら実施しているところです。本市の中学校では火災、地震、津波等の避難訓練を各校とも年間3回以上実施しております。火災を想定した避難訓練は、例えばボイラー室や理科室、調理室等の火気を使用する特別教室で出火した場合を想定し、煙にまかれぬように口と鼻を覆い出火場所から離れるように避難し、その際、水消火器の使用体験や、学校に設置されている折り畳み式避難はしご等を用いた訓練を実施している学校もあります。

また、地震を想定した避難訓練では震度4以上の揺れを想定し、落ちてこない、倒れてこないを合い言葉に、落下物や倒壊物から身を守る訓練を実施しております。この際、起震車体験、心肺蘇生法及びAED講習会を行っている学校もあります。さらに津波を想定した避難訓練では、地震後の津波警報発令に伴う二次非難を想定し、校舎の最上階へ避難する垂直避難訓練などを実施しております。各校とも東日本大震災の経験から、保護者への引き渡し訓練や町会ごとに集団で下校訓練を行っており、これらの訓練は、浸水などの風水害や暴風雪の際の下校にも役立っているところでもあります。なお、教科の学習では保健体育科の応急処置の授業において、応急手当の意義や必要性を理解しながら、災害や事故に遭遇した場合を想定した止血法や心肺蘇生法などを体験しております。

教育委員会では、学校が行う防災教育において、生徒が災害時に適切に意思決定

や行動ができるようになるために、体験を伴う学習活動を行うことは極めて重要であると認識しており、今後も各学校において体験的な学習を適切に取り入れた実践的な防災教育が行われるよう支援してまいります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

年3回以上の避難訓練含めてさまざま行われているということです。机上の知識と合わせて、実際に体を動かす体験型の避難訓練、災害防災訓練が大切だと思います。特に今の時代、何が起こるかわからない時代で、例えばミサイルの対応とかテロもあります。いろんな危機管理の対象というのは変化していると思います。以前、三沢基地の中の小・中学校の避難訓練の話聞いたことがありまして、その中で銃撃から身を守るというメニューがあります。窓から離れて、こう頭を抱えて身を伏せる、床に伏せるというのがあるんだそうで、これはミサイルを想定した場合にも、多分カーテンを閉めてということにもなるんでしょうけれども、共通する対応になるんだと思います。

それでは、中学校において心肺蘇生法そしてAEDですけれども、これを扱う学習は、今現在どのように行われているのか、全中学校で行われているのかお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 中学校で行う心肺蘇生法やAEDの学習についての再度の御質疑にお答えします。

中学校における心肺蘇生法やAEDを扱う学習については、2年生の保健体育科の応急手当の単元で学習しておりまして、心肺停止に陥った方の応急手当として心肺蘇生法を取り上げ、その意義とか手順について理解ができるように、専用の人形を使った実習を取り入れたりしながら、全ての学校で行われております。その際に、AEDについても取り上げて、その場に居合わせた人がすぐにAEDによる電気ショックを行うことによって、傷病者の命を救って社会に復帰できる可能性が高くなることなどを学習しております。学校によっては練習用の機器を用いて、AEDを使用した心肺蘇生法について実習を行っている学校もあります。

なお、次期学習指導要領では、AEDを使用した心肺蘇生法を取り上げるように示されておりまして、文部科学省では移行期間の中で、平成32年度からは、全ての学校において、AEDの使用法を用いた心肺蘇生法の学習を行うようにしておりますので、本市においても適切に対応してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

心肺蘇生法は保健体育科の中でやっている。AEDも平成32年度から学習指導要領に従って全校で、全生徒対象にやる予定ということですね。

実はこの夏、市内の中学生の水難事故がありまして、隣町の海で中学生友達3人で泳いでいて、気がついたら1人がいないと。水の中を見たら海底に1人が沈んでいたそうです。その子を友達が引っ張り上げて、もう1人が心肺蘇生をしたと。それで水を吐き出して息を吹き返したということなんです。すぐ救急車を呼んで結果的にドクターヘリで県病に運ばれたと。結果的には何事もなかったんですけども、県病の先生が言うには、素早く水の中から引き上げて心肺蘇生をして、その後の救急車とドクターヘリの連携が命を救ったとおっしゃっていたそうでありまして。生徒は中学校の授業の中で——多分保健体育科になるんでしょうか、心肺蘇生法を1回だけやったことがあって、それがとっさに思い出されてやったということなんです。それが命を救ったことになりましてけれども、身近な友人もそうですが、いろんなところでいろんな災害があります。こういう体験型の防災教育というのは、やはりいつどんなときに生きるかわかりません。自分の友達あるいは大切な家族を救うということにもなると思いますので、体験型の防災教育で一度体験したことが役立つというのは、東日本大震災のときでも釜石の奇跡とも言われて、避難訓練も含めていろんなケースがあります。ぜひ、平成32年度ということではありますけれども、もし可能なのであれば、やはりAEDも含めて心肺蘇生法、こういった体験はできるだけ多くの機会を設けて、子どもたちに体験してもらえればと思います。この件はこれで終わります。ありがとうございます。

次に、第9款消防費についてであります。事故などで小・中学生が救急車で運ばれた場合の連絡体制についてお示しください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 工藤委員の事故等の連絡体制についての御質疑にお答えいたします。

事故等の小・中学生が救急車等で運ばれた場合の連絡体制につきましては、現在青森市子どもを犯罪から守る学校支援協議会から、平成29年度消防本部及び警察署・青森市教育委員会間における小学生・中学生の被害事件等にかかわる連絡体制表に基づきまして、児童・生徒の生命身体に影響が及んだ事件、事案に関して、青森地域広域事務組合消防本部通信指令課——以下消防本部通信指令課と言わせていただきますが、搬送した救急隊から概要を聴取して重篤と判断した場合は、関係機関に連絡をしてきたところでありまして。

しかしながら、ただいま委員からお話がありました、先般発生しました水難事故におきましては、消防本部通信指令課が通報時において意識、呼吸があることを確認し、さらに搬送した救急隊からの情報を収集した結果、重篤でないと判断し関係機関に連絡しなかったものの、その数日後において、通報前において心肺蘇生法を実施していた事実を確認したものであります。このように、今回の事案を含め、結

果的に連絡が必要となるようなさまざまなケースが考えられますことから、このたび関係機関と協議し、救急車等で搬送された児童・生徒に関する事案に関しましては、全て連絡する体制にしたところであります。

今後におきましても関係機関と連携を図りながら情報共有に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

特に未成年の場合は、重篤かどうかにかかわらず、事故が繰り返されないために、やはり学校はきちんと把握しておく必要もあることから、ぜひよろしく申し上げます。担当している部署も24時間対応ですので、日ごろからの活動にはとても感謝しておりますので、その辺は再度確認、申し合わせしたということで、ありがとうございました。終わります。

次に、第2款総務費、市民からの情報提供についてであります。前の定例会の予算特別委員会で、市民からの情報提供などのメールに画像を添付できないか質疑をいたしました。雪に関する相談窓口へのメール、その半数以上が画像添付があって、担当課でも状況把握には一定の効果があるということでした。そのときには、システムのセキュリティーチェック上、市民の声などメールへの画像添付には問題があるということでしたが、その情報提供のメールに画像が添付できるようになったと伺いましたので、その内容についてお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 画像等を添付した情報提供についての御質疑にお答えいたします。

この件につきましては、さきの平成29年第2回市議会定例会予算特別委員会で、工藤委員から御意見をいただき、その後、関係課間での調整を経て、9月6日より市民の皆様から画像等を添付した情報の受け付けを開始したところです。

具体的には、市ホームページの「市民の声ご意見応募フォーム利用規約」のページに、これまでの雪に関する市民相談窓口のメールアドレスに加え、道路・側溝の補修等関係、公園・緑地関係、これら以外の3つのメールアドレスを新たに掲載し、画像等の添付ができるようにしたものです。なお、システム管理の都合により、1件の電子メールにつき添付ファイルも含めて20メガバイト以内とさせていただいており、画像のファイル形式につきましては、できるだけJPEG形式でお願いしております。

この周知につきましては、市ホームページの重要なお知らせに掲載しているほか、今後「広報あおもり」でもお知らせすることとしております。

○小倉尚裕委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

画像、動画の添付があれば、多分その状況、情報の内容についてはより具体的に
なって、現場の状況が把握しやすいと思います。最近、よくテレビなどでも、災害
に遭った場合に動画とかが報道されています。地震、大雨、災害も予想される場合
には、多分そういったものが生かされるんだと、現状把握にはとても生かされるも
のだと思いますので、今は容量等に制限はありますけれども、ケースに合わせて受
け取る担当課での相応の対応をお願いしたいと思います。あと、これからのPRに
ついては「広報あおもり」に掲載するということですが、できればぜひQR
コードをそこにつけていただいて、スマートフォンを持っている方は、それを一旦
読み込むのにQRコードがあるとすぐに読み込めますので、入力が省けて助かるの
ではないかと思いますし、また青森市のメールマガジンでも配信していただければ
と思います。前の定例会からの速やかな対応には感謝しております。この項目はこ
れで終わります。ありがとうございます。

最後に、第6款農林水産業費になりますが、グリーンツーリズムなんですけれど
も、これは、本会議で小豆畑議員が質問されておりましたので、対応はしていただ
けるものと思っておりますが、私も受け入れ農家の方のお話を伺っておりますので
質疑いたします。

グリーン・ブルーツーリズムについて、青森市の取り組みをお示してください。

簡潔にお話いただければ幸いです。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 工藤委員のグリーンツーリズムの推進に向けた市の取り
組みについての御質疑にお答えいたします。

グリーンツーリズムにつきましては、農業経営の多角化と交流人口の増大による
地域のにぎわい創出に向けた効果的な取り組みであり、本市におきましても農家民
宿へのファームステイを通じた生活体験、リンゴやカシス、野菜などの収穫体験、
地元食材、農産物を活用した加工・調理体験、観光農園や市民農園、農家レストラ
ン、農産物の直売などのグリーンツーリズム活動が行われております。

本市では、グリーンツーリズムへの取り組みの拡大と受け入れ態勢の整備を支援
するため、青森市グリーン・ブルーツーリズム活動支援事業を実施し、農家民宿の
開設や新たなメニューづくりへの取り組みを支援しております。また、浪岡地区の
グリーンツーリズムを推進するため、青森市グリーンツーリズム活動団体支援事業
を実施し、グリーンツーリズム活動を行う団体によるファームステイの受け入れや、
研修の実施などの活動を支援しております。

こうした取り組みにより、生産者や事業者によるグリーンツーリズムの新たなメ
ニューづくりが着実に進んでいるほか、浪岡地区でのファームステイにつきま
しても、受け入れ団体や地域の方々の御尽力も相まって、受け入れ件数・人数とも
に増加してきており、地域の活性化に大きく貢献している状況にあります。

本市は、陸奥湾や八甲田連峰などの雄大な自然に囲まれ、その恩恵を受けて育ま

れた多彩で豊富な食資源を有しており、グリーンツーリズムの受け皿として、まだまだ可能性を秘めていると考えておりますことから、グリーンツーリズムに取り組む方々と連携しながら、青森ならではの魅力あるグリーンツーリズムの充実に取り組んでまいります。

○小倉尚裕委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

ファームステイ事業が増加傾向にあるということもおっしゃってありました。その中で、青森市として、青森ならではのという表現がありましたけれども、受け入れ態勢の充実は、これからどのように図っていく予定ですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。受け入れ態勢の充実をどのように図っていくのかという趣旨の質疑かと思えます。

まず、本市での今のファームステイへの受け入れ状況を簡単に御紹介させていただきますけれども、今、受け入れている実施団体は浪岡グリーンツーリズムクラブでありまして、対象は修学旅行生を対象としております。それから受け入れの農家民宿でありますけれども、浪岡地区の農家民宿 11 件で受け入れています。

受け入れの方法でありますけれども、修学旅行の場合 100 名単位での利用があるということで、収容能力が現在 50 名から 60 名しかない浪岡地区の農家民宿だけでは全員の受け入れが難しいということで、このクラブでは、広域的にファームステイの受け入れを行っている組織に加入いたしまして、他の市町村の農家民宿と分担して受け入れているというやり方をとっているということでもあります。

受け入れ態勢の充実への対応ですけれども、修学旅行生によるファームステイは、今後も全国的に増加傾向にあり、そして浪岡地区での需要も高まってくると私どもも考えております。その需要に対応するためには、市におきましては、まずは収容能力を高めるということで、先ほども答弁いたしましたけれども、青森市グリーン・ブルーツーリズム活動支援事業におきまして、新規に農家民宿を開設する経費に対して支援をしながら、まずは農家民宿の増加を図っていくということで考えております。

それから一方で、現在、既存の農家民宿の方が頑張っていてやっておられてますけれども、高齢化、それから老朽化が原因で廃業するという懸念も出てきておりますので、農家民宿の継続的、それから発展的な受け入れに向けまして、必要な対応について受け入れ団体の浪岡グリーンツーリズムクラブと意見交換しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

現在、浪岡のクラブもそうですけれども、平川市のNPOがいわゆる修学旅行の

受け入れをして、修学旅行はやっぱり何百人単位で来るんだそうです。ですので、平川市以外、近隣の五所川原市も含めて、津軽地区でいろいろ手分けをして、受け入れをしているということでありました。北海道、東京、関東の中学校、高校にもきちんと営業で行っているんだそうです。ですので、受け入れに対するその努力というのはきちんとあるようです。

そこで青森市にどれだけの覚悟がということになるんでしょうけれども、単独でやるにはまだ受け入れ農家が少ないというのであれば、逆にこのNPOときちんと連携してやるということもある。いわゆる広域で考えていくということも、多分必要になっていくんだと思います。

その補助対象ですけれども、今あるものはあくまで新規が対象で、この前、小豆畑議員からも提案がありましたけれども、それにはいろいろ話し合い、意見聴取をして進めていくということですが、例えば浪岡グリーンツーリズムクラブですけれども、来年15周年だそうです。15年間ずっとやってきている——まあ、365日ではないにしろ、受け入れをしている中で、やはり15年たちますと相当に修理も必要になりますし、免許は簡易宿泊所扱いだそうで、年に1回、風呂、トイレ、流し含めて、宿泊施設としての検査があるんだそうです。ですので、壊れたものをそのままにしておくわけにもいかず、やはりきちんとメンテナンスはしているということです。

この支援事業の補助対象ですけれども、新規はもちろんですけれども、やはり続けているところへの側面の支援がなければ、多分新規の方も、これは長く続けられないなという思いになるのは当然でありまして、そこはやはり実績のある農家自体への支援というのは、これは必要だと思うんですけれども、もう一度お伺いします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。実績のある農家への支援は必要ではないかというお話であります。

小豆畑議員にも答弁させていただいておりますけれども、まずは当市の事業は新規にということで創設した事業でありまして、一時修繕的なものは対象としていないということは申し上げさせていただきました。その後、今運営しているクラブの方たちと持続的、発展的にホームステイを受け入れていくために、どのような方法がいいのかを相談させていただいて、多面的に対応を検討していくということも答弁させていただいておりますので、先ほども申しましたけれども、浪岡グリーンツーリズムクラブは受け入れている当事者でありますので、そちらの方と今何が大変なのかというところをざっくばらんに意見交換させていただいて、どういう支援が効果的なのかというところを検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 工藤委員。

○工藤健委員 わかりました。ぜひ意見交換をして、やはり必要などころには必要

な支援をしていただきたいと思います。お話を伺った農家は、最初からのメンバーなんですけれども、このツーリズムをやっていることで奥さんがとても楽しみにしていて、その家庭の子どもたちも含めて交流もあり、いわゆる通じない日本語でコミュニケーションをいろいろとっているということでもあります。また、かつて体験した子どもたちが大学生になって、あるいは社会人になって、再び来ることもあると。青森空港に迎えに行き、ねぶたの貸し衣装を着せて、二十を越えていけば飲みにも連れて行って、結構お金がかかるんだと言っていましたけれども、とても楽しそうではありました。

冒頭の防災教育もそうですけれども、やはり体験したことというのは忘れないので、それがそのまま県外の子どものたちにとっては、青森の記憶、魅力、思い出になりますので、単にグリーンツーリズムの狙いはもちろんそこにもあると思います。ですので、それを生かしていくためにも、実際は現場の農家の皆さんの努力でありますので、その努力をきちんと支援していくというのは——新規はあくまで新規です。やはり継続して実績を積んでいるところへ支援をするというのが、一番必要な事業の目的でもあると思いますので、そこは合わせてお願いしたいと思います。グリーンツーリズムには、青森市の覚悟がある程度必要だと申しましたけれども、ある程度の規模が必要なのであれば、やはりその規模に向けて構築していけるような態勢をつくっていかねば、多分今のままでずっと平行して終わりだと思います。ぜひその辺も検討していただきながら、期待をして質疑は終わります。以上です。

○小倉尚裕委員長 次に、軽米智雅子委員。

○軽米智雅子委員 公明党の軽米智雅子です。よろしくお願いいたします。

第2款総務費第1項総務管理費からJアラートについて、アウガへ庁舎機能に移転するに当たって、全国瞬時警報システム——Jアラートの整備について教えてください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 軽米委員のJアラートの整備に係るお尋ねにお答えいたします。

市では津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、時間的余裕のない事態に関する緊急情報を国から住民に迅速に配信するため、全国瞬時警報システムいわゆるJアラートを本庁舎、柳川庁舎及び浪岡庁舎に整備し、運用してきたところであります。

現在、アウガ・新市庁舎に係る新たな対応方針に基づきまして、アウガに市民が訪れる部門を集約配置することとしておりますことから、柳川庁舎に設置しているJアラートをアウガへ移設し、来庁する市民の皆様への緊急情報の伝達手段を確保することとしております。

なお、アウガに整備するJアラートにつきましても、全ての窓口部門が移転した後、来年1月から運用をすることを想定しております。

以上でございます。

○軽米智雅子委員 Jアラートは、国から全国民に発信するものでありますけれども、私たちもほとんどの方が携帯、そしてテレビといったもので受信したかと思えますけれども、それでもなかなか市内隅々までこのJアラートは、市民の皆さんに届かないところがあるのではないかなと思います。例えば、携帯電話のない高齢者であったり弱者であったり、そういったJアラートの届かない市民に対して——以前私も防災ラジオについて話をしたことがありますけれども、そういったものも必要な状況が出てくるのではないかなと思うんですけれども、こういったJアラートの届かない市民に対しての緊急情報をどのように対応しているのか教えてください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 現時点で、Jアラートを隅々まで、どのように伝達するのかということであります。

市では現時点におきましても、テレビやラジオ、市ホームページ、メール配信、それから広報車など、さまざまなツールによりまして情報を伝達しております。今後も、さまざまな場面でさまざまな手法を駆使して情報伝達を図る、いわゆる伝達の多重化について検討していくものの、どのようなツールを活用しても、市が単独で全てのケースへ対応することは難しいものと考えております。したがって、市民みずからも防災情報を収集することができるよう——いわゆる自助であります。あらかじめ備えていただきたいと考えております。

さらに、何らかの理由によって、情報を入手することが困難な方がいる場合に、地域で助け合う共助、これも重要と考えております。市民の皆様の協力をお願いしたいと考えております。今後とも防災意識の醸成等に努め、市民防災への促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 確かに、自分たちでしっかり準備するということが大事かとは思っておりますけれども、やはり以前、一般質問の防災ラジオのときも話しましたけれども、今の伝達情報では伝わらない方々——高齢者の方々はふだんであればテレビをつけたり、またラジオをつけたりとかってすることができるかと思うんですけれども、そういった中で、夜寝ている間であったりとか、これが本当に今回のJアラートみたいな場合は、本当に緊急なわけですよ。そういった場合に、夜寝ているラジオ、テレビ等がついていないときに、そういうふうなことが起きたとき——今ほとんどの方、高齢の方でも携帯を持っている方が多いんですけれども、本当に一部の方々だとは思いますが、そういった方々に対して予算のこととかさまざまあるかもしれませんが、自分で用意するという部分も確かに大事ですけれども、市民の命を守るという、この青森市民の命を守る行政の役割として、やはりそういった少数の方々に対する——全部の方々にそういう準備するということは難しいです

けれども、そういう一部の方々に対しても工夫をすればそういう対策はできるのではないかなど。以前言った防災ラジオのスイッチが自動的に入って、そういう緊急時を知らせる、多重化と言いながらも、なかなかその辺に踏み切れていないというところは、やはり、この少数の伝わらない方々の命を守っていくという部分では、もうちょっとその辺は考えていくべきではないかなど思っております。その辺はぜひこれからさらに考えていっていただきたいなと要望します。

続いて、このJアラートが配信されたとき学校に生徒がいる時間帯の場合は、市からどういうふうにしてその情報は伝達されるのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 学校に生徒がいる時間中のJアラート情報の伝達についてのお尋ねであります。

国では、緊急地震速報や津波警報、弾道ミサイル情報などのJアラートを活用して、対象地域に情報を発信しております。これらの情報はテレビ、ラジオ、携帯電話などを通じて、まず学校に限らず一般住民に伝達されます。市ではこのほかに、メールマガジンやフェイスブック、ツイッターなどで緊急情報を伝達するほか、ミサイル発射等の情報につきましては、浪岡地区にある同報系防災行政無線でも伝達する態勢としております。

お尋ねの学校に生徒がいる時間帯での伝達方法ですが、学校にあるテレビ、ラジオのほか、教育委員会が各学校に1台ずつ配備している携帯電話及び教職員のスマートフォンや、携帯電話に配信されるエリアメールやメールマガジンにより、情報が伝達されることとなっております。なお、本庁舎、柳川庁舎、浪岡庁舎及び市立の各小・中学校には無線機を設置しております。災害等が発生した場合には、無線を通じて相互に情報を伝達できる手段も確保しております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 そうすると、学校ではJアラートを受信したとき、その後どういうふうな対応をするのか、教育委員会のほうからよろしいですか。お願いします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 Jアラートが鳴った際の学校の対応でありますけれども、これまでも数度にわたってその対応を指示してきておりますが、今月に入って具体的に3つの場面を想定して、子どもたちがどういう場面にいるかというのを3つに大きく分けまして、その中でそれぞれ具体的にどういう対応をするかというのを、各学校には示しているところであります。そういう意味で、子どもが学校にいるときにJアラートが鳴ったということであれば、まずは、国等から示されているように、窓から離れて身を低くして、そういう体勢をとるといようなことで、これは既に学校で練習しているところであります。

その後、さまざまな場合が想定されますので、単に通過したという場合、それか

ら、どこかに落下したというケースがありますので、それぞれ2つに分けて、通過した場合であれば、保護者にまず安全だという連絡を入れて、そのまま学校は通常の授業を続けると。もし落下したのであれば、子どもの引き渡し等が必要になりますので、そういう旨の連絡を学校に入れると。適宜、さまざまな場面が想定されますので、それを想定した上で動くというようなことを指示しているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 きちんと対応しているようで安心しました。その訓練というか避難の仕方を、今、窓ガラスのないところにと答弁がありましたけれども、本当に私たちも2度経験してもどういうふうに動けばいいのか、大人ですらもただぼうっとテレビの情報を見ていたりということが多い中で、やはり先ほど工藤委員のほうからも話がありましたけれども、実際に体験しながら訓練をすることがすごい大事なかなと思います。学校自体も窓から離れてという部分でも、今学校もいろいろな建て方あって、ものすごくガラスをたくさん使って明るくやっているところもあれば、古い学校はそうではないところもあるかと思えますけれども、そういう建物に合わせた避難場所というのをそれぞれの学校できちんと検討してもらって、どこが1番——それこそ今、成田教育長が話したように、近くに落ちて爆風であったりとか壁が落ちてきたりとか、屋根が落ちてきたりという可能性もあるかと思うんですね。だから、そういう部分の避難場所というのは、すごく細かに検討していただければなと思います。

また、テレビなんかでほかの学校の避難の状況を見ていると、防災頭巾とかそういうものをかぶっている学校とかも見受けられるんですけども、こういうものは準備しようという考えとかというのは、今ありますでしょうか。今現在、防災頭巾みたいなものを使っているところはないんですよね。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 市内で防災頭巾を持っているところは、私は今、把握しておりません。

それから、防災頭巾という御提案がありましたけれども、我々が学校に示している緊急時の対応の流れというのは、これは今のもので完成されたものとは思っておりませんので、それなりの期間で繰り返し見直しがされていくものだと思っております。そういう中で、関係機関等々の協議の中でそういうものが必要であるのかどうか、そういうことも含めて防災頭巾がいいのか、ヘルメットがいいのか、さまざまあろうかと思えますし、その必要性も含めて検討されていく中で明らかになってくるものだと思っております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 そうですよ。先ほども言いましたけれども、Jアラート自体、私たち体験したことのない避難状況ですので、ヘルメット、防災頭巾さまざまあるかと思えますけれども、個人的に考えると防災頭巾は肩まで、首のところまできてるので、爆風でガラスとかが飛んできたときに、防災頭巾はすごくいいのかなとちょっと考えていました。そういうところも検討していただければなと思えます。

そして、今聞いたのは学校にいるときですけども、これが登下校のときに、Jアラートが発信された場合は、どういうふうに対応するようになっていきますでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 登下校の際は、基本的に子どもは携帯電話等を持たないで登校しておりますので、基本は登校のときには学校へ、下校のときには自宅に帰るということとなりますけれども、単純にそういうふうに割り切るわけにもいきませんので、学校では、危険があった場合は近くの大人に助けを求めるですとか、子ども110番の家もありますし、そういうものを確認して助けを求める場所を確認させるようにということになっております。いずれにしても、この対応については、保護者とそれから特に――町内会といいますか、地域の協力が欠かせませんので、学校は今後、PTAそして町会長等を入れた打ち合わせを持つことになると思えますし、我々も市のPTA連合会並びに町会連合会等と、もっと大きなスケールの中でどうやればいいのかということを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 地域を交えての話し合いが本当に必要だなと思えます。私自身も町内の役員をしていますけれども、こういった点で町内の中で話題にして、もしそういうことが起きたときに、道路で子どもたちがうずくまっていたときに、私たちは何ができるのかなど。そういう子どもたちのことまで気配りができるような地域にしていかなければならないなと大変強く感じました。

これからかとは思いますが、あす、あさって、いつ起きてもおかしくない状況に今ありますので、ぜひ、この話し合いをして、よりよいものにしていただきたいと思えます。この項は終わります。ありがとうございました。

続きまして、第3款民生費第2項児童福祉費から、青森市つどいの広場「さんぽぼ」の業務内容と託児機能を含む拡充内容をお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 軽米委員の青森市つどいの広場「さんぽぼ」についての御質疑にお答えいたします。

青森市つどいの広場「さんぽぼ」は、子育ての不安感や孤独感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的に、子育て親子の交流等を促進する子育ての支援拠点として、平成17年度にアウガ6階に設置したものであります。

このさんぽぼでは、子育て親子の交流及び集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関するイベントや講習の実施の支援を行っており、子どもの遊び場として、また、自由に集い親同士が交流する場として、乳幼児とその保護者に気軽に御利用いただいているところであります。

本さんぽぼにつきましては、市役所庁舎機能のアウトガ移転にあわせまして、より多くの方々に御利用いただけるよう、アウトガ6階から2階に移転・拡充することとされているところであります。

具体的には、室内につきまして、これまでの約136平方メートルから約220平方メートル、約1.6倍ほどに広がりますとともに、北側の一面がガラス張りとなっていることから、明るく開放感のある環境となるものと想定しているところであります。

また、開設日につきまして、現在は月1回休館しておりますが、今後、年末年始、1月29日から1月3日を除きまして毎日開設することとし、開設時間につきましても、現在は午前10時から午後4時までの開設であります。平日については午前9時から午後6時まで、土日・祝日につきましては午前9時から午後5時までと拡大することとしているところであります。

また、さらに、お子さん連れで庁舎窓口を訪れる方の利便性の向上を図るため、保護者の方が窓口で各種手続等を行う間、保育士が無料でお子さんをお預かりする、いわゆる託児機能を付加することとしているところであります。

アウトガへの市役所庁舎機能の移転にあわせまして、リニューアルする青森市つどいの広場「さんぽぼ」をこれまで以上に、より多くの子育て親子に御利用いただきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

一般質問の冒頭でもお話をさせていただきましたが、多くの方から大変期待の声が上がっていて、また、このさんぽぼの時間帯が延びること、また、土日・祝日もやっているという部分も、本当に大変多くのお母さんから喜びの声をいただいております。広がるということも、以前は、お母さんと子どもさんが集まると、やはりちょっと狭いというイメージがあったんですけども、広がるという部分も大変喜ばれているところであります。

ただ、この時間帯が延びたり、年末年始とかになると、保育士さんは交代制——時間のやりくりはどういう形になっているんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 さんぽぼの保育士さん——正式には子育てアドバイザーと申しておりますけれども、その配置体制の拡充の部分であります。

これまでは、さんぽぽが6階にあったときには、常時2人いる体制を組んでいましたが、今回、託児をするということで新たに保育士さんが2人いる形で整備を図るということで、そこには常に2人いる体制で交代制も含めながら、人数としてはそういう体制を組めるように、ローテーションを組んで配置することとしております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 そうしますと、常時4人いて、その4人のほかにも雇っている方がいて、その4人が交代するわけではないですよ。常時4人いて、そのほかにも保育士さんが例えば8人いて交代するとか、6人いたとかではなくて、どういう体制で交代するのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 人数は全体で何人というのはないんですけれども、委託先の都合もありますので、常に子育てアドバイザーさんが2人、あと託児のために2人がいるような形を組むということです。ですから6人でローテーションを組むのか、8人で組むのか、そこはお任せしている状況であります。

○小倉尚裕委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

時間も長くなって日にちも多くなったので、働く方が大変だろうと思って、その辺ちょっと聞いたところです。

そして、ここで一時預かりする子どもさんの年齢は、どういうふうになっていきますでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 新たに付加します託児の年齢についての御質疑であります。

対象年齢は、おおむね1歳以上とさせていただこうということで考えております。

○小倉尚裕委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 1歳から就学前まででしたよね。おおむね1歳と決めた、その理由はどういうふうになっていきますでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 対象年齢を1歳にした理由ということでの御質疑でありました。

今回、新たに託児機能を付加するに当たって、先行して、同様にお子さん連れで庁舎、窓口を訪れるところと一時的に預かりをやっている等の各都市にも情報交換させていただきました。それらの中で、やはり乳児、ゼロ歳児ですと体調が変わりやすいというところがあります。また授乳感覚とか、睡眠時間等もそれぞれ個人差があって、なかなか難しいというところや、さらには、調乳の設備もないので、調

乳をしないということを前提に考えていたことがあります。それと、就学前までの異年齢の子どもたちが集まりますので安全面も考慮した等々、いろんな自治体の実施状況がありました。それらも本市としても参考にしながら、また児童福祉施設の設備及び運営に関する基準ですとか保育士の配置基準、これらも参考にした上で、1歳以上としていきたいと考えているところでもあります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 そうですね。今、答弁にあった内容は、やっぱりいろいろ考えてやっていかなければならないところだなとは思いますが、できればここから1歳ですというのではなくて、11カ月であっても10カ月であっても、ミルクを飲ませるとかそういう状態でないのであれば一時的に預かれるように、もしその辺臨機応変にやれるのであれば、ぜひやっていただければと思います。

あと、預かる際の受付の内容とか、保護者との連絡方法はどういうふうに考えていますでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 預かった者と保護者との連絡等についての御質疑であります。その前に大変申しわけございません、答弁の修正をさせていただきたいと思えます。先ほど、さんぽぼの開設日を年末年始、1月29日から1月3日と申し上げましたけれども、12月29日から1月3日の間違いであります。謹んでお詫びして訂正させていただきます。済みません。

連絡方法であります。受け付けから引き渡しまでのお預かりする際の事務手続等については、今後マニュアル等をきちんと作成していくこととしておりますが、連絡につきましては、まずは用件に訪れた課、庁舎、窓口、どこに来たのかということをしっかり把握することと、今はほとんどの保護者の皆さんが携帯あるいはスマートフォンを持っておりますので、その番号を差し支えなければお知らせいただいて、そういう方法でもって連絡をとっていきたいと考えているところでもあります。

○小倉尚裕委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 そうですね、まず電話番号は絶対に聞いておかないと、何かあって連絡するとき、子どもさん相手ですので、ぜひそれは。あと住所、名前くらいで受付はいいのかなというふうに思っておりました。気軽に預けやすい状況にしてくれればと思いました。

今回、さんぽぼの中に授乳室——以前私も一般質問で話をして、授乳室というかおしめを取りかえる場所とかというのが、両側から使えればいいのかなというふうに要望していましたが、入り口がさんぽぼ側と庁舎側から2カ所で使えるようになったとお聞きしましたけれども、セキュリティーの面は大丈夫なのか、その辺もお聞かせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 さんぽぽに併設されている授乳室への出入りのセキュリティーについての御質疑であります。

授乳室には庁舎側——廊下側とさんぽぽ側のほうに、双方から出入り可能なようにする予定であります。ただセキュリティーについてですが、さんぽぽ側の入り口の付近にさんぽぽの受付を設置する予定としておりますので、人の出入りについては、その受付のところから職員が確認できるようにする予定でありますので、セキュリティー上、問題ないものと考えております。

○小倉尚裕委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 そうですね、今までは入り口1カ所で、どうしてもお母さん方も集まりますと、日ごろのさまざまな思いをおしゃべりして、つい夢中になって、子どもさんから目を離してしまうときもあるかと思えます。でも今度は入り口が2つになるので、子どもさんが脱走してしまったりとか、また連れ去りとか、そういうことがないように、しっかりセキュリティーの面も、便利になる分そういうところがおろそかにならないように、ぜひその辺も気をつけて、先ほど言った預かり方であったりとか、これからさまざま企画していく中で検討していくかと思えますけれども、よりよいものにしていただければと要望して、私の質疑は終わります。

ありがとうございました。

○小倉尚裕委員長 次に、仲谷良子委員。

○仲谷良子委員 社民党の仲谷良子です。

あおもりカシスについて質疑いたします。あおもりカシスの販売促進を進める上での課題と対策を示していただきたいと思えます。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 仲谷委員のあおもりカシスの販売促進に向けた課題と対策についての御質疑にお答えいたします。

あおもりカシスの生産対策につきましては、県との連携を図りながら、生産者の栽培技術の向上に向けた栽培マニュアルを作成し、収量増と品質の向上に努めてきたところであり、平成20年には約4.5トンであった出荷量が、平成27年には約11.5トン、平成28年には約11.2トンとなっております。また、販売対策につきましては、あおもりカシスの会との連携により、首都圏等で開催される県主催の青森県フェアや商談会等に参加しながら販路開拓するとともに、平成27年12月には、国の地理的表示保護制度、いわゆるG Iの第1号登録を受けたことの効果を生かし、あおもりカシスの認知度向上とブランド化の推進にも取り組んできたところであります。

こうした取り組みにより、一定の成果を上げてきたものと考えておりますが、毎年継続的に購入する事業者数が少ないため、当該年度での出荷分を販売できず、冷凍果実を数トン単位で次年度へ繰り越ししなければならない状況も発生していること、また、目にいいとされるアントシアニンが豊富なあおもりカシスの特性も含め

て広くPRしてきたものの、あおりカシスの認知度はまだまだ低く、ブルーベリー等に対する優位性や競争性が発揮されていないことなどの課題も見受けられます。

このような状況を踏まえ、今後の販売対策につきましては、安定的に継続して購入いただける事業者の確保とともに、認知度の向上を図りつつ、販路拡大をしていくことが肝要であると考えているところであり、具体的には、あおりカシスの会や県との連携をさらに強化しながら、バイヤーとの商談を積極的に行うための首都圏を中心としたイベント等の開催、市内の事業者との安定的な取引につなげるための営業活動の強化、国産の安全・安心なカシスであるという特徴を生かし、他産地との差別化を図るためのホームページやパンフレットなどのPR手法の検討などを行いながら、あおりカシスの一層の販売促進に努めてまいります。

○小倉尚裕委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 ありがとうございます。

私は、ずっとカシスの質疑をしてまいりまして、生産量が少ないことが問題だと感じてまいりました。それで、次の収穫までカシスをストックしておかなければいけないので、売り切ってはしまわれなと。

また、市内の業者の中にももっと欲しいと言われているが、少ないとその要望には答えられないというふうな御答弁を聞いてきましたけれども、平成24年度は6.5トンで、平成25年度、このときから一気に10トン以上ふえた生産量となったんですね。それで、6.5トンでは出荷量が足りなかったけれども、11トンでは逆に繰り越しが多いということなのですが、ちょっとそこら辺を御答弁いただければと思います。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。出荷量が11トンでは繰り越しが多くなるのではないかと趣旨のお尋ねでした。

あおりカシスの会では出荷量が増加したことにあわせて、販売のほうも強化してきておりまして、その結果、平成24年度の販売数量は5.2トンでありましたけれども、平成28年度には12トンを超える販売実績を上げているということになります。

ただ、この販売数量ですけれども、こちらのほうは、取引の規模で大きく左右されるという状況にあります。現在は継続した取引が少ない現状でして、安定して販売数量を確保するということが難しい状況となっていると考えておりますけれども、先ほど答弁した対策に鋭意取り組んで、何とか販売数量の増加を図って、繰り越し数量の減少に努めるということで考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 じゃあ、その年によっては数量を超えるものが販売されるけれども、また少ないときもあるということですよ。私も、GI制度で認定されたので、

非常に販売するのに 11 トンぐらいでは不足なのではないかと思ってきましたけれども、数トン繰り越しの年もあるということで、そうすると冷凍庫の経費がかかることになりますよね。今、農林水産部長が、継続的に購入する事業者が少ないとさっきの御答弁でもおっしゃいましたけれども、その理由というのはどんな理由が考えられますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えします。

継続的に購入する事業者が少ない理由ですけれども、1つは、あおもりカシスを活用した定番商品が少ないということで、期間限定、個数限定という活用のされ方が多いと。それから一度商品化されても、事業者の判断でそれが打ち切られるとかということもありまして、なかなか継続して使っていただけるような状況が続かないということでもあります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 外国産に比べて、それは金額も高いことは高いんですよね。そういうこともあるのかなと私もちょっと考えましたけれども、それでホームページを見ましたらアグリフードEXPO東京2017ということで、8月の23日、24日、参加したとありますが、これは毎年農産物を扱う商談会として、あおもりカシスの会も毎年参加しているということですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。アグリフードEXPO東京に毎年参加しているのかというお尋ねでした。

カシスのほうは先ほども御紹介いたしましたけれども、いろんな商談会等に参加しております。その中で、このアグリフードEXPO東京は国内最大級の国産の農産物の商談会ということで、多くの事業者、バイヤーが集まるので、こちらはぜひあおもりカシスの会としても参加したいということで、平成27年度から3年連続で参加しております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 3年連続で参加しているということですが、これで商談はどれくらい成立しているものですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

商談は成立しているのかということですが、先ほどのアグリフードEXPO東京も含めてのお話をさせていただきますけれども、いろいろと商談会に参加して、大小いろいろ契約は成立しております。平成28年度で商談が成立した案件をちょっと御紹介させていただきますけれども、平成28年11月では、三井農林株式

会社から、あおりカシスミルクティーが販売されております。それから平成 29 年 1 月には、国分株式会社から、カシス 100%のリキュールが発売されています。それから平成 28 年 11 月、セブンイレブンジャパンが県内のみで発売していたんですが、好評だったということで、これを平成 29 年 2 月には東北地方全体に販売を拡大するという成果も上がっております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 頑張っってそういうふうに取り組まれているということなんでしようけれども、ただ、私も聞き取りのときに言ったんですけれども、公務員の方が売り込む、営業をするということになるので、それは本当に企業の方がそれぞれいろんなところに行って売り込むのでは、それだけに専念するというだけでもないので、やっぱり非常に苦労があるのではないかなと。それで数年間おきにまた仕事が変わるということもあって、非常にこれは大変な仕事だなと思っておりました。

それで、今カシスフェアということがあるということで、チラシをいただきましたけれども、このチラシはどんなふうに配布をすることになりますでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。カシスフェアのチラシの配布方法というお尋ねであります。

カシスフェアの配布の方法ですけれども、何件か行っております。まず、先月首都圏で開催された商談会のブースに来ていただいた事業者には、その際、直接チラシを配布しております。それから、これまでに買っていただいた首都圏の事業者とか、今後取引につながる見込みのある事業者には、メールとか郵送で配布しております。それから、カシスを購入いただいている都内の洋菓子店、それからレストランに対しては、きのう職員が——先ほど市役所の職員ということで御紹介いただきましたけれども、その職員が直接チラシを持って行って配っております。それから、「A o M o L i n k ~赤坂~」の周辺の飲食業組合とか、商店会にも配布しております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 ありがとうございます。

私も赤坂のあの辺のあたりで、いろんなお菓子屋さんとかレストランだとかがあるんで、こちらの熱意を見せるために、直接持っていったほうがいいのではないかという話も聞き取りのときにお話ししたんですが、頑張っていることを私もメールを送りたいと思います。

それで、私、ずっと以前からお話ししているんですが、焼酎だったと思うんですけども、その首長さんが自分のほうの売り込みをするのに、いつもどこの場でも、多分いいちこか、吉四六かどっちか忘れたんですけれども、焼酎を必ず持って、どこに行くにも出張するときにはそれを持っていくということで、前の市長にもそ

の前の市長にも、ぜひカシスを売り出すためにはカシスを持って行ってこういうものだと、そして目にもとてもいいとかということ、ぜひ宣伝してくださいというようなこととお話ししました。副市長もいらっしゃいますので、ぜひそのこともお願いしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

それで、聞き取りのときもお話を聞きましたけれども、カシスの検品。来たのを選んで等級に分けるわけですね。等級で来てもそれがそうでない場合もありますので、1つずつ選ぶのだということで、冷凍庫で10日間もその仕事をするということで、本当に御苦労なことだなということをお聞きしましたので、そういうことも含めて、私は頑張っていたきたいというエールを送って、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○小倉尚裕委員長 次に、中田靖人委員。

○中田靖人委員 それでは、私のほうからも数項目質疑していきますけれども、まず最初に、第2款総務費第1項総務管理費第2目文書広報費に関連しまして、市長のタウンミーティング、この項から質疑していきたいと思います。

あおもりタウンミーティングの今後のスケジュールと、市民の皆様からいただいた御意見の市政への反映方法についてお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 あおもりタウンミーティングについての御質疑にお答えをいたします。

あおもりタウンミーティングにつきましては、青森地区の37地区連合町会、5地域協議会及び浪岡町内会連合会を対象として、43回の開催を予定しており、これまで19回の開催を終えております。まだ開催していない地域のうち、開催日の調整が済み10月末までに開催される地域が11地域あり、残り13の地域についても、現在日程を調整しているところです。

あおもりタウンミーティングの開催に当たりましては、御意見等に対し市として十分検討した上でお答えができるよう、あらかじめ地区連合町会長等に町会のネットワークを通じて地域の御意見等を取りまとめいただき、市にお知らせいただいておりますが、それ以外の御意見についても、市の出席者が可能な限りお答えをしており、やむを得ず回答できなかったものにつきましては、持ち帰って検討し、開催後1カ月以内をめどに文書で回答することとしております。

市では、いただいた御意見に対しまして、できるものは早急に対応していくというスタンスのもと、これまでの例といたしましては、災害時避難所を開設した際には町会長へ連絡してほしいという御意見を踏まえ、町会長へメールで連絡する体制を早速整えたほか、地域内の側溝、道路補修要望などにつきましても、現地調査の上、できるものから速やかに対応してきております。

また、予算対応が必要なものなど、すぐには実現できないもの、検討に時間を要するものなどにつきましては、次年度タウンミーティング開催時にその状況を報告

することとしており、しっかりと検討を進めるため、その御意見等を職員間で共有できるような体制の構築を進めております。

いずれにいたしましても、1年でまちづくりを進めている町会連合会等を一巡し、よりタイムリーかつ細やかに地域の声をお聞きし、御意見等をしっかりと受けとめ、可能な限り市政に運営していくことで、地域の個性を生かしたまちづくりを推進してまいります。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございました。

御答弁の中でもありましたけれども、あらかじめ各タウンミーティングの開催に当たり、担当する連合町会のほうに質問内容を取りまとめをしてもらっているということでした。それで、それに対する回答を具体的に準備してから、タウンミーティングに臨むということによろしかったでしょうか。よろしいですね。わかりました。

タウンミーティングということになっていきますけれども、これまでも市民と市長のなんでもトークという形で、前市政においても開催されておりました。直接市長と市民が対話をする、意見交換をする場面というのは大変重要であります。ただ、前のときは私もよく耳にしていたのが、意見は言うんだけど、それが反映されているかどうかよくわからなかったという意見が、ちょっと多く聞こえておりました。

ただ今回、タウンミーティングを開催するに当たって、事前にその地域の要望なり、質問事項を取りまとめをして、それを開催前にある程度市のほうで回答を準備して臨むということでしたので、そういった形で今後も継続していきながら、よりよいタウンミーティングを開催していただきたいということを要望して、この項については終わりたいと思います。

続きまして、第2款総務費第1項総務管理費第3目財産管理費に関連して、質疑してまいります。

市役所庁舎整備事業についてであります。今回の9月定例会の一般質問におきまして、私はこの点を質問いたしまして、回答いただきましたけれども、新市庁舎建設工事の発注方式については、今回の工事規模と難易度、これらを考慮するとともに、青森市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえて検討していくという市側からの回答でした。もう少し深く、具体的にどのようにこれらに照らして進めていくのか、その考えをお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 中田委員の新市庁舎建設工事の具体的な発注方法についてのお尋ねにお答えいたします。

新市庁舎建設工事の具体的な発注方法ですが、1つに、一定の参加資格のもと、入札情報を公告して参加申し込みを募り、条件を満たす参加者の競争により契約者を決定する条件つき一般競争入札とすること。2つに、建築、電気、機械などの工

事種別ごとに分離して発注すること。3つとして、特定建設工事共同企業体、いわゆるJVへ発注をすること、これらを基本に現在検討しているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。

大きく3つ答弁があったかと思えます。条件つき一般競争入札であるということと、2つには、建築、電気、機械などの工事種別ごとに分離発注すると。これは中小企業振興基本条例の中でも、受注機会の増大に努めるということにも合致するかと思えます。そして3つに、特定建設工事共同企業体、いわゆるJVへの発注をすることを基本としているということでした。条件つき一般競争入札の条件というのは、具体的にどのようなものを想定しているのか、お示しいただけますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 条件つき一般競争入札の条件についてのお尋ねでした。

条件つき一般競争入札の条件といたしましては、業種、工事等級、それから参加形態がJVの場合は、その構成員について、青森市内に本店または営業所があることなどの地域要件、経営事項審査の総合評定値などでありまして、その内容をどうするかについては、現在詳細について検討しているところです。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 JVの発注を視野に検討するということでしたけれども、これまでJVの発注方法はどのようにしているのか、詳細をお示しいただけますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 これまでのJVへの発注方法についてのお尋ねでした。

JVへの発注方法は、国が示しております共同企業体のあり方についてを参考にしております。例えばJVの構成員は2社もしくは3社。対象工事の規模については、土木建築工事にあつては、少なくとも5億円程度を下回らないものであることなどといった基準を参考に発注してきているものであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ありがとうございます。

今回の工事の難易度はどの程度であると考えられていますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。今回の新市庁舎の建設工事の難易度についてのお尋ねでした。

当初10階建ての計画でありましたけれども、それに伴いまして免震構造としておりました。結果、特殊構造という認識でしたが、今回発注を予定しておりますのは3階建てですので、耐震構造であることなどから、難易度については高いものと

は考えておりません。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 そうすると、工事の難易度から見ると、地元企業のみ構成によるJVで発注できると考えてもよろしいでしょうか。確認です。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 地元企業のみ構成によりJVに発注をできるのではないかというお尋ねでした。

市では青森市中小企業振興基本条例の施行以降、同条例の趣旨を踏まえまして、工事発注してきているところであります。新市庁舎の建設工事については、いわゆる特別なものとは考えておりませんので、市のこれまでのJVへの発注方法と照らし合わせて発注することになるものと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 本市の中小企業であることなどの地域要件を限定して、地元企業のみで構成するJVへの発注は可能であるということによろしいでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 地元企業へ限定してのJVへの発注が可能であるかというお尋ねでした。

青森市中小企業振興基本条例の第4条第3項では、工事の発注に当たっては、透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者で本市に本店または主たる事務所を有するものの受注の機会の増大に努めるものとされておりますが、発注方法の具体については、これらのことを総合的に踏まえて検討している最中でありまして、

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ありがとうございます。

最後にちょっと確認なんですけれども、規模の小さい仕事でもありますし、そもその当初の計画に比べるとサイズダウンしたということと、それから難易度が下がったということでもありますけれども、先ほどJVを組んでの条件つき一般競争入札ということでしたが、国のほうで整備している法律というのがあります。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というのがあります。これに照らしたときに、仮に公正な、適正な入札が行われないとみなされた場合には、ゼネコンなり大手が入ってくる可能性というのはあるんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 いわゆる大手ゼネコンが入ってくる可能性についてのお尋ねでした。

これまで答弁してきましたように、3階建ての新市庁舎について今、計画を進め

ておりますので、建物の難易度とすれば決して高くない、普通の建設工事であります。その上で、発注に当たりましては、これまでの青森市の発注——いわゆる5億円以上の発注になりますので、当然JVが見込まれます。そうなったときのゼネコンの参加の可能性ということにつきましては、具体的にまだ決めていませんけれども、従来どおりの基準で発注を検討しているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 従来どおりでということでしたけれども、ただ地元企業だけで、例えばJVを組んでいったときに、数が少なくなって適正な競争が働かないとみなされた場合には、ゼネコンも入れてという判断が出てこようかと思えます。その点のところを確認したかったんですけれども、現時点ではそういうお考えだということが確認がとれましたので、わかりました。この項については、今定例会で予算が通過後、10月中には入札していくという大変タイトなスケジュールで行われているということですので、その点も勘案しながら審議していきたいと思えますけれども、この件については終わります。

続きまして、スポーツ振興について質疑してまいります。

第10款教育費第6項保健体育費第1目保健体育総務費に関連しまして、質疑してまいります。市が現在、スポーツ団体等へ行っている派遣や選手強化のための補助金について、その内容と今年度の予算についてお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 中田委員のスポーツ団体等への補助金の内容と予算額についての御質疑にお答えいたします。

本市がスポーツ団体等へ行っている選手の派遣や強化に関する補助金の内容と今年度の予算額であります。1つには、中学生が、東北・全国レベルの高い水準のスポーツを体験し、競技力の向上を図ることを目的に東北並びに全国中学校体育大会夏季大会に選手を派遣する青森市中学校体育連盟に対し、選手の派遣に要する交通費の9割を補助する中学校体育大会選手派遣事業補助金が550万5000円であります。2つには、全国高等学校野球選手権大会など全国的にも注目される大会に出場する本市所在の高等学校または運動部に対し、大会出場に要する交通費の一部を補助する高等学校全国大会選手派遣事業補助金が150万円であります。3つには、本市のスポーツ活動の中心的役割を担う一般財団法人青森市体育協会が行う、市町村対抗県民体育大会選手派遣・強化事業などに対して補助する、青森市体育・スポーツ競技団体育成強化事業補助金が408万7000円あります。これら3つの補助金の今年度予算額の合計は1109万2000円となっております。

本市といたしましては、これらスポーツ団体等への補助金の交付を通じ、引き続き、競技力の向上及び本市のスポーツ振興を図ってまいります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。

大きく3つ、東北・全国中学校体育大会夏季大会の交通費の9割補助、550万円。全国高等学校野球選手権大会などの注目される大会に出場する際の交通費一部補助、150万円。青森市体育協会が行う市町村対抗県民体育大会選手派遣・強化事業、これに408万円。合計約1109万円ということでした。

答弁にありましたけれども、現在行っているスポーツ団体等に対する選手の派遣・強化に関する補助金について、過去5年間と比べて、補助金の変動はあったのかお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど御答弁しました3つの補助金について、5年前との比較という形で御答弁させていただきますが、中学校体育大会の選手派遣事業補助金は、5年前の平成24年度は、東北及び全国大会に出場する際の交通費全額に対して補助を交付しておりましたが、今年度はその交通費の9割の補助という内容であります。

また、2つ目の高等学校全国大会選手派遣事業補助金は、平成24年度には全国高等学校野球選手権大会などの4つの大会に出場する際には、70万円を出しておりましたが、それが今年度は30万円になっております。また、同じ補助金でも、全国高等学校駅伝競走大会に出場する際には、男女各チームに30万円をそれぞれ交付しておりましたが、今年度は男女各チームに15万円を交付することとなっております。

次に、3つ目の一般財団法人青森市体育協会へ交付しております青森市体育・スポーツ競技団体育成強化事業補助金ですけれども、これは競技団体にとって、各種大会の出場及び選手強化等に要する経費の基本的な財源になっているということを鑑みまして、補助対象となっている大会の開催地に応じて、補助金額の増減はありますけれども、補助内容の見直しは行っていないところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。

青森市体育協会の補助金以外は、補助内容の見直しをして、近年減額となっているということでした。今後競技力向上のために、補助金をふやしていくというお考えがあるか、お示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

これまでも当然、中学校、高校の生徒が全国、また東北大会レベルで高い水準のスポーツを体験することで競技力の向上につながると考えまして、補助金を交付しておりますけれども、先ほど申し上げましたように、厳しい財政環境の中でやむを

得ず減額されてきているところでもあります。今後の増額ということに対しましても、現在の厳しい経済情勢の中では大変厳しいものと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 シンプルに言うと現状では増額することはできないという回答でした。財政状況が厳しい、人口減少も進んできている。その中であって、スポーツというものに特化して、強化費なり補助をふやしていくことは、現時点では厳しいということは、私も想定はしております。ただ、スポーツを通して子どもたちへの教育というものが、やはり私は大変すばらしい効果が出てくると考えております。

私も、前回の予算特別委員会でもお話ししましたし、今回も取り上げておりますけれども、午前中の渋谷委員からもお話がありました。2025年の国体は1つの大きなきっかけであると。通過していった後にも、やはり実態としてはスポーツ振興していかなくてはいけないということもありますので、持続発展的なスポーツを通じたビジョンというものを策定していかなくてはいけないのかなど。ただそのときには、やはりそれ相応の予算というのがかかってくるんですが、現状の財政状況の中ではそれは厳しいと。この状況というのはずっと続いていくかと思えます。青森市もですね。

その中であって、1つモデルケースとなるような参考事例を教えてくださいました。私もいろんなスポーツにかかわってずっとやってきておりますので、いろんな市内、県外のトップアスリートの方々と意見交換する場面があります。昨晚も、「BLUE TOKYO」をプロデュースしている荒川栄さん——御存じの方もいるかと思えますけれども、意見交換を数時間にわたっていろいろしました。その中で、いろいろ教えてもらったことがあります。青森山田高等学校の新体操部、それから青森大学新体操部の選手の受け皿になってチーム編成をして、今はやっている「三代目 J Soul Brothers」のバックダンサーでツアーに参加したりと、華々しいエンターテインメントに参画できているというのが現状であります。そういったプロデュースをして中央にも出ていったり、いろんなところに行っている方が、実は人材としては青森市内にもいらっしゃる。

それでその方から教えてもらったんですけれども、本田圭佑さん——今、メキシコ1部リーグのほうで活躍しているプロのサッカー選手でトップですよ。この方の取り組みなんですけれども、実は現役の選手でありますけれども、さまざまなスポーツの事業を経営者としてやっているということでした。その本田圭佑さんの取り組みで、彼はマネジメント事務所で「HONDA ESTILO」というのを立ち上げて、千葉県の幕張のほうにフルコートのピッチを整備しております。これは、どういったいきさつがあったのかというと、千葉県の企業庁というところとまずタッグを組んだと。そこにプロポーザルという形で三井不動産レジデンシャルが、千葉県が構想を練ったものに入って行って280億円で土地を取得して、その一部を

本田圭佑さんが借りる形でピッチを整備していくという形でした。

彼は事業家としても大変すばらしい実績を残しております。2012年からスタートした小学生対象のサッカースクール、これは国内で65を数えております。中学生対象クラブチームは国内で3つつくられている。そして高校生、このユースクラブも1つ立ち上げていると。日本最大のサッカースクールの経営者であるというもう1つの顔があるのが彼であります。それで、やはり今後——これは青森市のみならず、日本全国の地方自治体が抱える潜在的な問題になってくると思うんですけれども、青森市からも、例えばサッカーだけでいえば青森山田高等学校卒業生の柴崎君だったりとかいますけれども、こういったトップアスリートとしっかりと、例えばまちづくりのビジョンの中でも話を聞いてみたりとか。あとは市内の私学がありますね、青森山田学園だけではなく、最近でいえば明の星学園もスポーツのほうに大変力を入れているということですので、こういったところとしっかりとタグを組みながら、明確なビジョンを持っていく中で、さまざまなそれぞれのいろんな才能を持った方々と連携していくと。それで、ビジョンがあるところには、やはり青森市が開発する投資対象としておいしいと見れば、中央資本も入ってきて、自力で自分たちだけでやるのではなくて一緒にやってみましょうということも可能になってくると思いますので、そういったこともスポーツというものを通して、行政だけでやっていくというだけではなくて、さまざまなことを模索していただきたいということを申し添えて、この項については要望で終わりたいと思います。

最後になりますけれども、第13款諸支出金、市営バス事業について質疑いたします。

現在の経営状況について、事業収支ベースでお示しいただけますでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 市営バス事業の現在の経営状況についての御質疑にお答えいたします。

バス事業の事業収支につきましては、平成29年度当初予算では、事業収益が約24億8240万円、事業費用が約24億8520万円、差し引きで約280万円の純損失を見込んでいるところであります。損益ベースで、収支はほぼ均衡ということであり、なお、直近の平成28年度決算では、事業収益が約24億380万円、事業費用が約22億9690万円ということで、差し引きで約1億690万円の純利益を計上したところであります。その要因といたしましては、47年ぶりの輸送人員の増加がありまして、このことに伴いまして、現金、バスカード等の直接収入が増加となったことに加えまして、経費のほうでは退職者不補充により、給料等の人件費が抑制されたことなどが挙げられます。

バス事業につきましては、平成28年度決算で純利益を計上したものの、一般会計から多額の繰入金があることや、依然として約21億7450万円の累積欠損金があることなどから、厳しい経営状況に変わりはないものでありまして、今後も引き続き

経営改善に取り組んでまいります。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。

1億690万円の純利益があったと。さまざま要因があるけれども、輸送の増があったということでした。ただ、その累積欠損金、これが21億円あるということでしたので、これは市の長期にわたる借金、これまでいろいろマイナスにしてきた累積になろうかと思えます。ただこれは、最終的には返済していくという考えに立ったときに、単純に、ことし純利益は1億円を超えたけれども、単純ですけれども、返済していくにしても21年かかるということになります。となると、やはりゼロに近づけていくための努力としては、継続してこれだけの利益が出ていくようなビジョンをつくっていかなくてはいけないと。大変厳しいのかなと思えますけれども、やはりその点を勘案しながら、例えば民間委託の路線をふやしていきなり、市の経費を圧縮していくという考え方も一つかなと思えますし、場合によっては、総合交通網ということで県との意見交換の場面をつくってみたりとか、そういったことを取り組んでいただきたいという要望をして、私からの質疑を終わりたいと思います。

○小倉尚裕委員長 ただいま、横内市民政策部理事から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○横内修市民政策部理事 先ほどの市長のタウンミーティングの答弁中、御意見等をしっかりと受けとめ、可能な限り市政に運営していくと申し上げましたが、正しくは市政に反映していくでありますので、謹んでおわびし訂正させていただきます。

○小倉尚裕委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時35分からといたします。

午後3時5分休憩

午後3時35分再開

○小倉尚裕委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、奈良岡隆委員。

○奈良岡隆委員 新政無所属の会の奈良岡隆です。

まず、衆議院青森県第4区選出議員補欠選挙に関して、選挙委託金の補正予算が先議、可決されましたが、今また総選挙が取り沙汰されていますけれども、そうなった場合、先議された補正予算及び新たな補正はどういうふうになるのか、お知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。財務部長。

○小川徳久財務部長 奈良岡委員からの衆議院議員の補欠選挙並びに総選挙の執行経費の予算の関係についての御質疑にお答えさせていただきます。

奈良岡委員から御質疑のありました、まず衆議院の解散につきまして、現在新聞等で報道されていることは承知しております。仮に解散となった場合には、解散の日から 40 日以内に衆議院の総選挙が執行されることとなりますため、速やかに総選挙に向けた準備とそれに伴う予算措置が必要となってまいります。このため現在、その動向を注視しているところであります。

一方、衆議院青森県第 4 区選出議員補欠選挙に係る予算につきましては、さきの本定例会開会日におきまして御議決いただいたところであります。その補欠選挙に係る予算の一部につきましては、既に執行されているものがありますけれども、衆議院が解散となりまして補欠選挙が執行されなくなった場合には、未執行分の予算につきましては執行されないということになります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 どうもありがとうございます。

それでは続いて、第 8 款土木費に関連してお尋ねいたします。

新青森駅前広場の管理についてですが、一般質問では、駅前広場は道路法上の道路との答弁でありました。

そこで、タクシープールの管理者は、そうすれば誰なのかお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 奈良岡隆委員の御質疑にお答えいたします。

管理者は誰なのかということでもありますけれども、道路法上の道路ということで、法律的には青森市が道路区域として管理しているものであります。実際の運用については、現在はタクシー協会のほうで運用をしているということでもありますので、その運用についてはタクシー協会ということでもあります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 管理者は誰かと聞いたんですが、もう一度お答えいただけますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

新青森駅前広場ではありますが、道路法上の道路ということですので、道路法上の管理は青森市ということでもあります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 それでは管理者は市ということですが、運用はそうすれば、タクシー協会のほうに任せているということなんでしょうか。

ただ、道路法上の道路ですから公共の空間ですよ。民間の特定の事業者団体が、

入構申請書と誓約書を提出させて入構許可証を出して、入構規制をしているという、この現状はどういうふうにお考えですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。特定の者が乗り場を独占といたしますか、管理しているということでもあります。

各業界に対しまして、その利用を許可するという形で規制していることではなく——済みません、わかりにくいですが、各業界に対してその利用を許可するという形で規制していることではなくて、各タクシー業者が所属する乗務員の資質を向上させるために、その乗務員に対して一定のレベルに達した場合に待機して接客できるといった、自主規制的なものと考えているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 要するに、市の道路なのに——それも市道ですよ、あそこは。その市道で特定の者が許可証を出しているということは、そうすれば市が許しているんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

市が許しているというものではなくて、あくまでも先ほどもお話ししたように、タクシー協会が自主的に行っているものに対して、市のほうが許可するか許可しないかではなくて、そういった運用をしているという状況でありますので、それに対しては、市が許す許さないではなくて、そういう状況で今運用しているということでもあります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 許可証を出しているということは、そこで規制をしているということではないと市では考えているということですか。許可証は出しているが、全てではなくて一定の者たちを自主規制して自分たちで運用しているから、それでいいのだということですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

許可証を出しているのにいいのかということでもありますけれども、あくまでも許可証というのは形だけの許可というふうに私どもは捉えておりまして、それはあくまでもタクシー協会内部において、そこに入出入りできる者としてのあかしと聞いておりますので、それが公に当たる許可とは考えていないところであります。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 道路ですよ、普通に誰でも通れる道路です。それで協会に入っているところもあれば、入っていないところもありますよ。青森市のタクシーでは

ない別の地区のタクシーもありますよね。でも、特定の協会の中の一部の者に対して、許可を出しているということですよ。それを市のほうでは問題がないと考えているのかどうか、そこだけお答えいただけますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

市として問題がないと考えているのかとのことでありますけれども、現在においては、それ自体は問題のないものと考えているところであります。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 問題がないということでの答弁でしたけれども、平成 11 年度にあるタクシー事業者の団体がタクシー乗り場への乗り入れ制限について公正取引委員会に相談し、公正取引委員会が独占禁止法上の考え方を示しています。大きな話題にもなりました。公正取引委員会のこの回答を踏まえて改めてお聞きしますけれども、同じような答弁なのでしょいか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

大変申しわけございませんが、そこの部分については私は承知しておりませんので、そこについては、もう一度確認をした上でお答えさせていただければと思います。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 この問題は一般質問でも聞きましたし、その後、この問題についていろいろお話ししましたよ。それくらい調べておいてくれてもいいんじゃないですか。独占禁止法の問題ですけれども、あるタクシー事業者の団体が、駅前タクシー乗り場について、当団体がその土地の所有者である市と協議の上、管理運営を行っており、タクシー乗り場の看板や待合所についても当団体が設置し費用等を負担している。また現在のところ、当該タクシー乗り場については会員以外の乗り入れは行っていない。ただ、当団体に対して、駅前タクシー乗り場へ乗り入れたいとの要望があり、しかしこれまで乗り入れた例が認められないことから、乗り入れを拒否することとしたい。問題ないかという問い合わせです。それに対して公正取引委員会は、競争者に対する取引妨害に該当する行為をさせるものとして、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第 8 条第 1 項第 5 号の規定に違反する。独占禁止法上、問題となるおそれがあるというふうになっておりますけれども、今の話を聞いて改めてお聞きしますけれども、お考えをお聞かせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

本市といたしましては、タクシー協会からの聞き取りにおいては、専ら他の者の入構を拒むとか、そういった話は一切していないというところでありますので、そういった独占という形には当たらないものと考えているところであります。

それで、実際にいろんなタクシー業者がおりますので、その方が必要であって入構するというときには、もちろん道路法上の道路でありますので自由に入れるというところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 わかりました。そうすれば今の状態というのは、別に不公正、不公平な取引方法にも当たらないし、要するに、あくまでも自主規制しているだけであって、ほかの参入を拒んでいないので、そういう独占禁止法等々に当たらないので現状で適正であるという答えでいいんですよ。別に私、このことで問題提起したわけではなくて、一般質問でも言いましたけれども、新青森駅に旅行した人たちが来る。それで、タクシーに乗ろうとすると、あそこは中型車と小型車が混在していて、小型車に乗りたくても乗れない。だから私、分けたほうがいいんじゃないかなというふうにしたら、それは協会に全部任せているので市のほうではとやかく言えないような話をしたので、しからばそれは市の土地なのに、道路なのに何でそういうふうになっているんですかという、ずっとそういう話でやってきましたよね。

そこで、改めてお聞きしますけれども、駅前広場のタクシー乗り場は、中型車と小型車が混在しており利用者に不便、不都合だと思いますけれども、乗り場を分けるべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

市といたしましては、タクシー乗り場の利用に当たっては、タクシー利用者の利便性を十分考慮すべきものと考えております。今回いただいた御意見につきまして、利用者の利便性の観点から今後検討するとともに、タクシー業者側に対しても伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 伝えるのはいいんですけれども、市のほうとしてはやっていただけというふうに、私、聞いてもいいんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

利用者目線ということになりますので、それにつきましては、例えば安ければいいのか、あるいは小型車、中型車を利用することによって、中型車の乗りやすさがいいのか、そこは利用者目線で考える場合には、いろいろ考え方があると思いますので、そこにつきましては今後検討させていただいて、先ほどもお話ししましたように、利用者の利便性の観点から検討していきたいと思っております。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 やるのかやらないのか、分けるのか分けないのかよくわからない答弁でしたけれども、北海道管区行政評価局が、平成22年10月にJR函館駅前タクシー乗り場の改善について、利用者からの要望を受けての行政苦情救済推進会議の意見を踏まえてあっせんを行っています。総務省のあっせん案は至極当然で、妥当な内容だと思いますが、私もそれにのっとってやるべきだと思いますがいかがですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

今、奈良岡委員から御提言のありました内容等につきましても、吟味した上で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ぜひやっていただくというふうに話をしてほしいんですけども、このタクシー利用者の利便性については、一般質問で質問した後にまた来られて1時間半も話をしましたよ。それでそのときに、そうすれば近隣の函館市とか盛岡市とかがどうなっているのかと当然、私は調べてくれているものだと思いますけれども、今の答弁だとどうなんですかね、調べてないんですかね。

私のほうからお話ししますと、行政相談の内容が、JR函館駅前タクシー乗り場は、小型車、中型車別に分かれていないため乗り場に中型車しか待機していない場合には、中型車に乗らざるを得ない。中型車は小型車に比べて料金が割高のため小型車が利用できるように、タクシー乗り場を小型車、中型車別に分けて利用するタクシーを選ぶことができるようにしてほしいという内容です。それに対して総務省のほうでは、現状として、青森市と同じように中型車と小型車の乗り場は一緒になって設置されている。それで、上屋が設置されているので、分けると上屋の増設が必要になるということ踏まえた上で、タクシープールには小型車、中型車が混在して待機しているため、タクシー乗り場には中型車が2台、あるいは先頭に中型車が待機する場合は考えられ、小型車を希望する利用者にとっては不便となる。タクシー乗り場には、利用者が利用を希望するタクシーを選択できることはまた表示されておらず云々、タクシー利用者の利便性の確保を図る措置を講ずる必要がある。総務省のはそういう内容です。ぜひ選択できるようにしていただきたいと思いますが、この総務省のあっせんを踏まえて、もう一度お答えいただけますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。先ほど奈良岡委員から御提言のあった内容については、利用者目線の料金に関する事とお受けしました。

料金の高い安いにつきましては、青森市内の例を申しますと、現在、初乗り料金が3種類に分かれております。具体的に申しますと、490円の会社があったり620

円の会社があったり 660 円の会社があったりするわけでありまして。中型車というのは、それにプラス 10 円の初乗り料金がかかってくるというところでありまして、このことから何がわかるかといいますと、総じて小型車が安価であるということは言えるものの、距離によっては小型車より中型車のほうが運賃が安くなる場合もあります。そういったことも踏まえまして、先ほど来お話をさせていただいておりますが、利用者目線に立って利便性を十分に考慮しながら検討したいといったものであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 だから、そういう答弁が出てくるからこういう話になるんですよ。だって、今の話は青森市の話だけれども、東京から来た人が中型車と小型車があればどっちが高いと思いますか。当然小型車に乗りたいと思うじゃないですか。そうすれば、都市整備部理事が乗り場において、いちいち説明するんですか。利用者目線というか、利用者のための利便性というのはそういうところじゃないですか。何回しゃべっても、全然そういう答えしか返ってこないというのはなぜなんでしょうね。ちょっと私はひどいと思いますが、この件はまた話します。

結局は今の都市整備部理事の答弁だと、利用者目線に立って利用者の利便性を考えると言いながら、そういうことは全然言っていないじゃないですか。料金が中型車は幾ら、小型車は幾ら、そういう問題を言っているわけではないでしょう。観光客の人が来たときに、中型車に乗りたい、小型車に乗りたい、いろんな人がいるでしょう、人数にもよるでしょうから。そのときに、分けて乗りたいという、小型車に乗りたい人もいれば中型車に乗りたい人もいるでしょうから分けるべきだと。それが、青森に来た人たちのための利便性につながるという話ですよ。

もういいので次に、青森駅のタクシープールは——新青森駅前広場は道路法上の道路ですけれども、青森駅前広場はどういうふうになっていますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

青森駅のほうはどうなっているのかということでありましてけれども、青森駅につきましては、実は所有が 2 つありまして、駅舎が西、東に分かれて所有しております。駅舎側のほうを J R 東日本が土地を所有していて、東側の半分を青森市が所有しているということになっております。ということで、道路法に基づいた管理ではなくて、駅前広場として、一体的に通常の行政財産と同じように青森市財務規則等に基づいた管理をしているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 青森駅の場合は J R 東日本が半分土地を持っているということで、新青森駅とは違います。違うということは、逆に言えば、新青森駅の場合は青

森市がこうしたいとやればできる話ですよ。

それで青森市の場合は、車で動く人が非常に多くてマイカー社会だと私は思っていますけれども、青森駅にマイカーで送迎する場合に、車はどこで乗降すればいいのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

青森駅前広場の西側に青森駅舎がありまして、その駅舎の北側、A—F A C T O R Y側のほうに、実は駐輪場と並行して駐車場並びにその車の乗降場があります。ですので、基本的にはそちらで車は乗降していただくということで設置したものです。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 要するに、駐輪場のそばにある駐車場がありますよね、そこで乗降しろということですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

奈良岡委員御紹介のとおり、そちらのほうに3台の乗降場がありまして、そちらで乗降していただくという形であります。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 駐車場の中に入って3台分乗降するところがあるからといっても、そこからずっとまた歩いていかなければいけないんですよ。ほとんど車で送迎する人が多いのに、マイカーで送迎する場合、乗降するところがないですよ。それでなくても、アウガに市役所が行って、青森商工会議所とかも隣のビルに行くと混むことが予想されるのに、今送迎している人たちのほとんどは青森駅前公園でしたか、あのあたりで待っていたりしていますよ。だから、あの辺はすごい混雑しています。やはりきちんと乗降するところをつくるべきだと私は思うんですよ。それでそこに人を置いてきちんと管理する。やはり青森駅前のマイカー利用者による送迎についてももう少し配慮すべきだと思いますが、送迎のための駐車スペースをきちんとつくるべきだと思いますが、ちょっとお考えをお聞かせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。今の乗降場はずっと北側にあるので、現実的には青森駅前公園の前とかラビナの前で乗降しているのではないかということで、あくまでもそちらのほうに乗降スペースをつくるべきだということだったと思います。

確かに奈良岡委員おっしゃるとおり、現実的にはそちらで乗降されている方も見受けられるところでもあります。ただ現在、東西の自由通路をつくっていて、今後、西口のほうにも駐車スペースなり、停車スペースなりの広場ができることになりま

すので、将来的にはそちらのほうができただけの場合には、西部からいらっしゃる方の乗降も多少状況が変わってくるものと考えておりますので、今すぐそちらのほうに乗降スペースをつくるということは、西側の駅前広場の状況を見てから考えるべきものと今現在では考えているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 考えがないということですから、考えがなくてもあの辺は渋滞しない、車は混雑しないというその上での答弁だと思いますので、来年1月からアウガに市役所が行って、その後、あの辺の環境が変わるでしょうけれども、もしも混雑したら、きちんと都市整備部理事の責任でもう一度答弁していただきたいと思います。この件については、あそこに乗降場をつくるという考えがないということでした。私は必要があると。絶対あの辺は混雑するので必要だと主張して、それは終わります。

次に、アウガについてお聞きします。

青森駅前再開発ビル株式会社は、平成29年3月31日に解散しました。しかし、それまでは、昨年12月28日の臨時総会、株主総会で、代表取締役が当時の増田一経済部長、専務に横内経済部次長、常務に中村経済部副参事が就任しています。増田経済部長は副市長になられましたけれども、体調を崩されて先日亡くされました。残念であります。心から哀悼の意を表したいと思います。

その上で、専務と常務は現職の市職員です。2人には、地方公務員法第35条の職務専念義務が当然あったと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 市の職員で、青森駅前再開発ビル株式会社の取締役が就任した者について、もともとの公務員として職務に専念する義務があったのではないかという御質疑であります。職務に専念する義務については当然あったのですが、これについては、職務に専念する義務の免除という承認をいただいた上で、その業務に携わるときに限りましてはそういった承認を得た上で携わっておりました。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 済みません、免除というのは初めて聞きましたけれども、そういう免除規定というのはあるんですか。根拠というか元となるところを、もう一度教えてください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

地方公務員制度の中で、基本、地方公務員は一般的に職務に専念する義務があります。その義務について、必要がある場合に任命権者の許可を受けて、その義務を免除するという制度があります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 免除できるというのはわかったんですけども、法令上のどこにそういう規定があって、どういうふうになっているのか教えてください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

地方公務員法にあります。何条か、ちょっと今、確認できませんけれども、地方公務員法上で認められた制度であります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっと私も、地方公務員法上……。服務規定がありますよね、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条とずっとあるんですけども、何条ですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 地方公務員法第35条になります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 第35条は職務に専念する義務ですよ。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 職務に専念する義務について免除する場合、条例に定めるところにより免除するという制度立てになっていると思います。地方公務員法上の何条にその該当箇所があるか、今、確認しております。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そののところそうすれば——今、来たのかな。委員長、来たみたいですけども。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 失礼いたしました。地方公務員法第35条は、職務に専念する義務になっております。その第35条には、免除規定はありませんでした。職務に専念する義務の免除については、条例で定めております。今、その具体の条例について資料を取り寄せているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 大事なところじゃないですか。そうすればそこは調べてきちんと教えてほしいんですが、第30条では、職員は「公共の利益のために勤務し」とあります。公共の利益のためです。市は、今定例会に市民の財産約17億5000万円を放棄するという債権放棄の議案を出しています。アウガを清算、処理する場合には、一点の曇りとかが、市民の間に起こるようなことがあってはならないと私は思って

います。

一般質問で山脇議員が、賃貸料滞納テナントの遅延損害金の不払い問題を取り上げていました。要は、市が実質的に経営していた青森駅前再開発ビル株式会社がきちんと債務を減らす努力をしたのか。要するに、社長も専務も常務も市の職員です。多額の市のお金が同社に注がれている。同社がきちんと債務を減らす努力をしていたのかということです。3月31日に同社は解散しています。その間、3月31日までの期間は、社長も専務も常務も市の職員ですけれども、遅延損害金の支払いは請求したのかどうか、お知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 3月以前の遅延損害金についての請求であります。清算人によりますと、従前から青森駅前再開発ビル株式会社については、遅延損害金の請求はしてこなかったということでありまして、このたびの清算に当たりまして……

〔奈良岡隆委員「そんなこと聞いていない。3月31日以前のという話です」と呼ぶ〕

○堀内隆博経済部長 3月以前です。ですからアウガ開設以来といいますか、当時から、遅延損害金については請求してこなかったということでありまして。現在の清算人はまだここ一、二年の話ですから、当時の担当者、経営陣に聞いたところ、そういう取り扱いであったということでありまして、そのことは現在の清算人から伺っております。それで、このたびの3月末の清算に当たりまして、滞納していた分についての遅延損害金につきましては、まず、元金分を回収することを優先的に進める方針としておりまして、それに市も同意しておりました。その後、市は本年4月に、先ほど言いましたように、清算人から過去のテナントとの公平性に鑑み、賃貸料の全額を回収できたテナントについては遅延損害金を請求しない方針とする報告を受けたところでありまして、一般質問で山脇議員に……

○小倉尚裕委員長 経済部長、全然答弁になっていない。聞いていることは違うよ。ちゃんと答弁して。

○堀内隆博経済部長 はい。今までは——3月の解散以前については、請求してこなかったということでありまして。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 清算人のことは何も聞いていないですから。

それで、先ほど職務専念義務というか、総務部長のほうでまだ答弁していないところがあったんですけれども、それはもう整理がつかましたか。教えてください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 失礼いたしました。

地方公務員法第35条で、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と。前段、「法

律又は条例に特別の定がある場合を除く外」ということで、それに基づいて、特別の定めとして本市条例で、職務に専念する義務の特例に関する条例というものを設けております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 わかりました。その中でどうなっているんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 職務に専念する義務の免除として、第2条で例示を挙げております。「研修を受ける場合」。「厚生に関する計画の実施に参加する場合」。「前2号に規定する場合を除くほか、任命権者の定める場合」。「任命権者の定める場合」として規則が——ちょっと今、規則がまだ手元にありませんけれども、この「前2号に規定する場合を除くほか、任命権者の定める場合」として、職務に専念する義務の免除を受けてアウガの役員の職務に従事していたものであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今の言われたことは、ほとんどアウガに職員を派遣することを対象とした中身ではないじゃないですか。研修に出るとか。首長が特別に認める場合とありますけれども、その認める場合も、職務に専念しなくてもいいと何でなるのか私はわからない。例えば地方公務員法第38条では営利企業等の従事制限とか、いろいろと制限がありますよ。

今の話だと、市の職員けれども派遣すれば職務の専念義務がないということだと、そうすると第30条の「公共の利益のために勤務し」という部分はどうなるんですか。当てはまらないということになるんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

職務に専念する義務の免除がされている期間ですけれども、平成29年1月4日から平成29年の青森駅前再開発ビル株式会社定時株主総会の終結のときまでを免除の期間として定めております。その間、公務員であることの身分を失っておりませんので、公務員の身分で行う業務に当たっては、公益公共の福祉を求めての従事になります。したがって、職務に専念する義務の免除を受けている期間についてだけ同社の業務に従事するというものであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ここまで来るの大変だったんですけれども、要は、12月28日の株主総会で市の職員が役員になって、3月31日まで市の職員として、公務員として役員をやっていたわけですね。そうすれば、遅延損害金なりテナントのお金が入ってこなければ、この公共の利益ということを考えれば当然請求する必要があるじゃ

ないですか。だから清算人云々ではないんですよ。青森駅前再開発ビル株式会社のそれまでの役員がどうかじゃなくて、市の職員が役員になって、そうすれば市の職員はどうすればいいのか。公務員の立場ですよ。役員だと、その役員をやっていた時間帯は給料を払えなくなるわけですから、そういうことはないでしょう。だから市の職員、公務員として役員をやっているんですよ。それで、公務員は、そういう遅延損害金とかがあった場合には当然請求するのが普通じゃないかと。だから聞いたんですよ。同じ答えしか返ってこないでしょうから、また次の話にします。

次に、言われているので聞きますけれども、決算特別委員会で、我が会派の中村美津緒委員がスイーツコーナーの什器備品の処分について質疑しています。確認ですけれども、什器備品の処分は国の補助事業なので国の許可が必要とのこと。中村美津緒委員の国が取得財産の処分を許可したのはいつかという質疑に対して、市のほうでは平成29年5月31日。市が什器備品を確認したのはいつかという問いに対して、5月16日。中村美津緒委員が、5月2日にアウガに行ったとき、スイーツコーナーに既に什器備品はなかった。話が合わないという質疑に対して、実は市としても什器備品がアウガにないことがわかった。同社清算人に確認したが、前テナントへ譲渡したと聞いて元の場所に戻させた経緯がある。それはいつかという質疑に対して、5月16日前ですと聞いています。

確認しますが、市が什器備品がアウガにないことを知ったのはいつか、什器備品は誰が管理していたのか答弁ください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 スイーツコーナーの什器備品についての御質疑にお答えいたします。

まず、市が什器備品がないことを把握したのはいつかということではありますが、これについては平成29年4月25日であります。

済みません、もう1つの質疑……

〔奈良岡委員「誰が管理していたか」と呼ぶ〕

○堀内隆博経済部長 管理については、青森駅前再開発ビル株式会社の財産でありますので同社で管理していたということでもあります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 経済部長、済みません、日にちをもう1回。

○堀内隆博経済部長 市がスイーツコーナーに、オープンとホイロがないということ把握した日ではありますが、平成29年4月25日であります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ビル会社が管理している、まあいいや。4月25日に気がついたということですか。私が聞いているのは、5月16日に青森駅前再開発ビル株式会社清算人に確認したが、前テナントへ譲渡したと聞いた、それでもとに戻させたという

ふうに聞いていますが、それは違うんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 決算特別委員会でお答えしたのは、まず4月25日にスイツコーナーにオープンとホイロがないことを把握したために、青森駅前再開発ビル株式会社の従業員に確認したところ、2月までスイツコーナーのテナントだった事業者に譲渡したという答えだったと。

これを受けまして、市ではこの事案を国に報告いたしまして、国は同社の清算人に対して速やかにオープンとホイロを戻すよう求めております。市としても、清算人とホイロを譲渡された事業者に対しまして、国及び市の財産処分承認前に譲渡することはできない旨を説明した上で、速やかにオープンとホイロを戻すように求めております。その後、5月16日に経済産業省東北経済産業局の職員と市の職員が、そのオープンとホイロがスイツコーナーにあることを確認しているという答弁がありました。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば気がついたのが4月25日で、どういう経緯で気がついたのか、いつ戻させたのか。それから譲渡したという話ですけれども、譲渡したのは誰ですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 詳細な経過は、私、直接情報を受けたわけではないのですが、後で確認してお答えいたしますけれども、いろいろ市の職員も事務の処理に当たって、アウガの市役所の総合窓口化するためのさまざまな事務があって、アウガと市役所の間を行き来している職員もいましたが、その職員が発見したのか、どなたかから通報があったのか、今ちょっと確認できませんので、それについては後ほどということにいたしますが、その経緯については細かいところはわかりませんが、4月25日に……

〔奈良岡隆委員「誰が譲渡したのか」と呼ぶ〕

○堀内隆博経済部長 譲渡したというのは、青森駅前再開発ビル株式会社の従業員であります。

○小倉尚裕委員長 今、答弁の部分でなかなか前に進まないなので、暫時休憩します。

この際申し上げます。本委員会の開催要領では、会議時間は午後5時までとなっておりますが、奈良岡委員の質疑終了まであらかじめ会議時間を延長したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 それでは、あらかじめ会議時間を延長いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間は、後ほど事務局より報告させていただきます。

午後 4 時 29 分休憩

午後 5 時 13 分再開

○小倉尚裕委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

先ほどの経済部長への質疑に対する答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 先ほどは明確な答弁ができずにまことに申しわけございませんでした。

まず、4月25日にオープンとホイロの不在を確認した経緯についてでありますけれども、4月25日、当方の経済政策課職員がアウガ内部改修工事前に、テナント退店後の各フロアの状況を確認するためアウガを訪問した際、スイーツコーナーの現場にオープンとホイロがないことを確認したものであります。それからもう1点、譲渡したのは誰かというお話であります。25日にホイロがないことを把握したために青森駅前再開発ビル株式会社の従業員に確認いたしましたところ、その従業員が譲渡したとの報告があったところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすると青森駅前再開発ビル株式会社の従業員が勝手に譲渡したということですか。それとも清算人は知っていたんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 このことについては、速やかに国に報告し清算人等に戻すように指示したところであります。清算人がその譲渡について承認していたかどうかというところまでは確認できておりません。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 25日にないことに気がついた。その後、戻すように言った。そうすれば、いつ戻ってきたんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 備品が戻ってきた日付についての御質疑であります。私も、5月16日に東北経済産業局と現地の確認をするときに備品が戻っていることを確認しております。それ以前の何日に戻っていたのかというところの確認まではしておりません。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 経済部長、4月1日からはアウガは市で管理していますよね。そ

のチェックとかはどうなっているんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 4月1日以降のアウガの管理であります。まず、市が使用貸借いたしました管理することになっておりましたので、管財課の職員がアウガ2階の事務所に常駐しておりましたが、出入りについては通常の警備会社の警備があるのみでありました。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば市の職員がいたのに、わからないうちになくなったということですね。市にちゃんとしゃべって持っていったのではなくて。市でわからないうちになくなったということではないんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 市の職員がいたのは2階の事務所でありまして、スイーツコーナーは1階ということもあります。なおかつこの備品については、市の持ちものではなくて青森駅前再開発ビル株式会社の持ちものということでもありますので、ビル会社において管理するべきものであったと考えます。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっと待ってください。アウガは4月以降、市で管理しているんですよね。その出入りは、市で全然知らないということですか。ノーチェックで勝手に出入りしているということですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

平成29年4月1日以降は、管理については市の管財課の所管になります。その管理の意味でありますけれども、従前、共有財産に関しての管理者という立場で青森駅前再開発ビル株式会社が務めていた立場を、地方公共団体の市としてではなくて、共有財産の管理者を決めなければなりませんので、その地位を同社から承継した形で市が管理しております。

そして、その管理の仕方ですけれども、出入りについては3月31日以前のいわゆる人の出入りということで、実際の管理というか、人の出入りについては業務委託している警備会社のほうで管理というか監視をしているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 委託している会社というからには、当然、日報なり月報なり、そういうものが出てくるんですよね。調べればわかりますよね。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

管理業務については委託しておりますので、その管理日報については当然提出されているものであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 4月25日にないことに気がついて、5月16日に国と立ち会ってあるというのがわかったということですよ。それでいつ返ってきたのかはわからない。

そうすれば、5月17日以降はそこに残っていたということですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 5月17日以降のお話ですけれども、5月16日に国と市が立ち会いまして、財産処分をする方向で承認の手続を始めたわけではありますが、5月24日、また私どもの職員が駐車場設備とか、そういったところの打ち合わせを行うためにアウガを訪れましたときに、またその備品がないことを確認しておりました。5月24日に確認して状況報告を求めたところ——5月25日に清算人に対して状況の報告を求めたわけですが、5月29日に清算人から、オープンとホイロの買い取りを内諾した事業者に売却を予定していたことから、国及び市と財産処分手続や納付額の算定に係る協議を行う間、当該事業者にオープンとホイロを使用させているものであり、国及び市の承認を得て売却するまでの間、当該事業者への使用を承認したいとの意向が示され、市は、これに対しまして適切な対応をしてくださいということを求めたところでもあります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっとよくわからなかったんですけども、いつ清算人がいいよというふうになったということですか。使ってもいいよと。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 清算人が承認した日付については承知しておりませんが、私どもが5月24日に事実を確認いたしまして、5月25日には適切な処理をするように清算人にお話ししております。この期間中は、清算人が5月中に備品を処分するということを前提に、国と財産処分手続の協議を重ねているときでありまして、私どもとしては清算人が国と協議の上、適切に事務を進めているものと考えていたところでもあります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今、清算事務をやっているんですよ。ある財産をできるだけ大きな額で処分して、要するに債務を減らすという作業中ですよ。さきの決算特別委員会で、経済部長は、勝手に財産の処分はできない——勝手にできないんですよ。それができるようになったのは5月31日付でしょう、国の許可が出たのが。5月

31日以降でないと処分できないんですよね。もう一度、確認をお願いします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 補助事業で取得した財産については、その所管する大臣、あるいは市の補助金であれば市長が承認しない限りは処分できないという規定になっております。

したがいまして、決算特別委員会で申し上げたのは——決算特別委員会でも承認を求めずに処分することはできない旨をお答えしたところでありますが、今回の処理に当たりましては、先ほど言いましたように、5月16日に東北経済産業省も現地を確認し、私どもの職員も確認した上で、5月中にこの財産を処分するというを確認した上で事務処理に入っております。

したがいまして、先ほど申しました5月24日以降の件については、そういった処分を国においても市においても処分することを了解した上で、事務処理だけがおくれているという形式的な手続のおくれだということで捉えて、市においても財産処分を5月31日付で承認したものであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 あれ、ちょっと待ってください。行政というのは書面主義だと思っていましたけれども違うんですか。もうそういうのは認められることになっているからもう大丈夫だというふうな、今の話ですよ。別に書類が整わなくてもいいということなのですか。行政はそうじゃないでしょう。書面が整わないと何にもできないでしょう。それを今の経済部長の答弁だと、考慮してできるように、そういうことが行政でできるのですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいまの御質疑にお答えいたしますが、市の補助金ですと市の補助金等の交付に関する規則でその詳細が定められております。

この中にも補助事業で取得した財産の処分についての規定がありまして、承認を得ないで処分することは禁止しております。その規則に違反したときには交付決定の取り消しをすることがあるという規定もあります。

今回の事例を考えましたときに、確かに事前に処分といいますか、移動——最終的には契約上の手続というのがどうなっていたのかというのは確認できませんが、5月31日だというふうに伺っておりますけれども、その物自体は先に移動させられていたということでありまして、移動されていたということでありまして、そのことによって今回の補助事業の効果というのが失われるものではないということと、国においても事務処理に所要の時間がかかっていることに鑑みまして、

事後になりましたけれども処分の承認をしたものです。

○小倉尚裕委員長 経済部長、答弁、ちゃんと責任を持って言わないとだめだよ。

奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっとよくわからないんだけど、何しゃべっているのか。

経済産業省のほうで、補助金事業の手引きを出しています。補助事業における事務手続について、一般的事項ということで、補助事業の実施の注意事項。これは、仙台の東北経済産業局に問い合わせしましたよ。今回のアウガの補助金の場合、この適用があるのか。あるそうですよ。それで、この中で何と書かれているか。不正不当な行為に対する処分ということで、義務違反に対する交付決定の取り消し、条件に違反したときは、行政庁は交付決定を取り消す。補助金額の確定後も同じである。これには加算金及び延滞金がつく。それで、補助金の不正受給に対する罰則、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられる。補助事業遂行上の各種義務に違反した者に対する罰則、虚偽報告をした者、虚偽の答弁をした者などには、3万円以下の罰金に処せられる。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の第32条では、法人の代表者が法人の業務に関し補助金の不正受給、他用途等の行為について違反したときは、行為者を罰するほか、法人についても第29条、第30条、第31条に従い罰則するとなっているんですよ。それでこの中では、取得財産の管理及び処分についても書いていますよ。取得財産の管理及び処分。管理者及び取扱責任者を置いてこれを管理しなければいけないということで、移動についてはその管理者は、他へ移動したときはその所在を経済産業局長に届けなければいけない。いっぱい細かく書いているんですよ。

今回どうかというと、不思議なのは市で管理しているところですよ、市で管理しているところにある補助金の交付を受けた什器備品、それが適正にちゃんと保全、管理されていなければいけないのに、市が気がついたらなくなっていた。そうでしょう。なくなっていた。それで5月16日、いろいろといきさつを調べて5月16日に立ち会って検査して、戻ってきた。ところがまたなくなったというんでしょう。おかしいじゃないですか。そもそも一番最初になくなること自体が私はおかしいと思うんだけど、何で勝手に持っていくのか。それが1回戻したらまたなくなった。どういうことなんですか、それは。そういう事実関係について、経済部長、どう考えますか。私、何のためにさっき職員の注意義務とか、それから地方公務員法第30条の公平な云々という、公務員としては公平な立場でやらなければいけないというのを何のために話をしたか。そういうことは、普通の民間でもだめなのに、市が管理しているところで補助金をもらった事業でそろえた什器備品がそういうふうになっている、おかしくありませんか。経済部長、どう思いますか。

○小倉尚裕委員長 先ほどの経済部長の答弁等を確認するため、この際、暫時休憩します。

本委員会の再開時刻は、後ほど事務局を通じて連絡いたします。

午後5時33分休憩

午後 8 時 12 分再開

○小倉尚裕委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 先ほど、休憩前の私の答弁の中で、

という発言がありましたが、この発言につきましては、適当ではなかったというこ
とで取り消しをさせていただきたいと思います。申しわけございません。

○小倉尚裕委員長 ただいま経済部長より発言の取り消しの申し出がありました。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 御異議なしと認め、発言の取り消しといたします。

経済部長、あとはいいんですか。奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっと確認したいんですけども、今取り消しがありましたけ
れども、規則違反があったということは、あったということで認めるんですね。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 青森市補助金等の交付に関する規則がありますが、この第 18
条で財産処分の制限が設けられております。この規則には、違反しております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 それでは、それから——先ほど来いろいろと質疑をしてまいりま
したけれども、今後、どういうふうな対応をとられるのか。言っている意味、わか
りますよね。お答えください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 決算特別委員会以来、今回 4 月 25 日以前の備品類の移動に
ついて御質疑いただいております。

4 月 25 日前の備品類の移動の経緯が確認できれば、その内容によっては告発す
る対応をいたします。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 それではもう一度、再度確認しますけれども、事実を調査確認し
て、事実であれば告発すると承っていいんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 先ほども御答弁申し上げましたが、4 月 25 日以前の備品類
の移動の経緯が確認できれば、その内容によって告発する対応をいたします。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今回の事犯は、はっきりしていますよ。あつたものがなくなったんですから。ただ、市のほうでもきちんと確認したいということですから、確認してきちんとした対応——今、経済部長がおっしゃいましたから、きちんとした対応をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○小倉尚裕委員長 本日の委員会は、ここまでで終了し、9月25日午前10時に委員会を開き、残り質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通してお知らせいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後8時17分散会

2日目 平成29年9月25日（月曜日）午前10時開議

○小倉尚裕委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、9月22日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、山脇智委員。

○山脇智委員 それでは、ただいまより委員長の許しを得て質疑を行います。

まず最初に、アウガの賃貸料の滞納にかかわる遅延損害金の取り扱いについて2点質疑します。ちょっと時間が余らないので、聞かれたことにだけ簡潔に答えていただければと思います。

まず1点目に、過去にアウガの地階テナントにおいて、賃貸料の滞納があり遅延損害金を請求していないテナントは幾つあったのかお示してください。また、これまでも賃貸料の滞納があったテナントに、遅延損害金を請求しない対応をしてきたということによいのかどうかお答えください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 山脇委員のアウガについての遅延損害金に関する2点の御質疑にまとめてお答えいたします。

テナント賃貸料の滞納状況や遅延損害金の請求状況につきましては、青森駅前再開発ビル株式会社とテナントの契約に基づく内容であるため、市では詳細には把握しておりません。このため、先般、同社の清算人に確認いたしましたところ、過去全ての滞納件数や滞納額は把握していないとのことであり、今後、過去の滞納状況を確認するとしても、既に全ての従業員が退職しているため、相当の時間を要するとのことでしたが、市の求めに応じまして、平成29年第1回市議会定例会予算特別委員会での質疑に際して確認いたしました、本年2月末日時点の状況につきましては、地階のテナントも含めまして、賃貸料を滞納していたテナントは5テナントで、滞納額は1567万円であるとのことでした。

また、これまでに賃貸料を滞納したテナントへの遅延損害金の請求状況につきましては、清算人によりますと、同社の過去の役員や従業員からの聞き取りいたしましたところ、過去に複数のテナントが賃貸料を滞納したことがあります。遅延損害金については請求していないことを確認しているとのことでありました。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 まず、今の質疑で5テナントの賃貸料が約1560万円であるということが明らかになったと思います。また、過去に遅延損害金を請求したことがないということをお答えしているんですけれども、ここにアウガにテナントを出店する場

合に必要となる契約書、出店営業及び店舗使用に関する契約書があるんですけども、この中に書かれてある条項というのは、例えば契約の目的ですとか出店の趣旨ですとか、30条以上にわたって項目があるんですけども、この契約書は全てのテナントで同一に守らなければならない条項なのかどうかお答えください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 契約書の条項についてでありますけれども、青森駅前再開発ビル株式会社に出店するテナントとの双方の民間同士の契約でありまして、それぞれ双方の了解事項、協議によるものと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 この契約書の中に、この遅延損害金というのは定められていまして、第38条金銭遅延損害金で、甲または乙は、契約による金銭債務の支払いを遅延したときは、相手方に対しその履行をするまでの間、金100円につき年14%の割合による日割り計算で遅延損害金を支払わなければならないと書いています。このように、なぜ支払わなければならないと規約で定められているにもかかわらず、請求をしてこなかったのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 先ほども申し上げましたようにその当該契約については、青森駅前再開発ビル株式会社とテナントとの間の双方の契約でありますので、双方のもとで了解があれば、同社、テナントそれぞれの了解事項として扱うものと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 でも、青森駅前再開発ビル株式会社には市の役員も派遣されていて、アウガは最終的にはお金がなくなって今回特別清算という形になって、その中で今、先ほど答弁にもありましたとおり1500万円以上のお金が払われていない。そして、私の一般質問の中でも、それによってアウガには経済的な悪影響があったということ認める答弁を経済部長もしているわけなんですけれども、過去にこの遅延損害金に対しては、このテナントとの賃貸以外にも恐らく発生したのがあると思います。先ほど答弁で過去のことはわからないと言っているんですけども、過去に、このアウガの共益費を滞納していた地権者の方が同様にこういう契約を結んでいるんですが、この共益費に関しては過去に遅延損害金を全て回収したということが、出店者会の議事録などに書かれているのですが、そのことに関しては、なぜ共益費では遅延損害金はしっかりと回収しているにも関わらず、テナントの賃貸料は放置したのかお答えください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 当時の状況について詳しくは承知しておりませんが、いわゆ

るそれぞれの皆さんが払うべき共益費というものと、青森駅前再開発ビル株式会社とテナントの個々の契約というものについての違いであると考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 この遅延損害金を請求しないというのは、やっぱりこうやって契約の条項に書かれている以上、やはりこれをちゃんと守らないとだめなものだと思うんです。市がこれ、各契約に関しては、別に双方の合意があれば請求しなくてはいいんではないかというのは、やっぱりコンプライアンス、社内規定とかマニュアルとか倫理とかの問題で、全くこれが守られていないということでもいいという感じの答弁と受け取っていいんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 会社そのもののコンプライアンスの評価ということについては、答弁を差し控えますが、出店契約の中身として売り上げ歩合によるものと、いわゆる定額の賃料によるものという契約の形態の違いもありますことから、それを一律に扱っていいのかどうかということもあったものと推察しております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 さっきから答弁が答弁になっていないと思うんですけれども、まず少なくともこの第三セクターには市が役員を派遣して、役員も市の職員が何人も入っていた。市長が社長になった時期もある。そういう中で、こういうふうにしつかりと条項に遅延損害金を支払わなければならないというふうに書かれているのに、規約を守らなくていいというのは、やっぱり公平公正を原則とする市の立場からすると私は本当にいかなものかなど。過去には、この条項に基づいて共益費もしつかりと回収をしていたにもかかわらず、このテナントの賃貸料を回収しないというのは私はおかしいと思います。最長で、今言った1560万円が払われていなかった中で、最も長く滞納していたテナントの期間はどの程度なんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 先ほどの一千五百数十万円の滞納についての滞納期間についてですが、2月末時点での先ほどの数字でしたが、賃貸料を滞納していた期間はテナントごとに異なりますが、4カ月から8カ月間です。うち2テナント、これはもう既に退店したテナントですけれども、これについては現在も完納しておりませんで、6カ月分を滞納中ということなんです。

○小倉尚裕委員長 経済部長もう1回。今、2月末の部分で何カ月滞納か。そこをもうちょっと明確にお願いします。

○堀内隆博経済部長 2月末時点で賃貸料を滞納している5テナントの滞納期間は、テナントごとに異なりますが、4カ月から8カ月間であります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 2月時点で8カ月ということは、3月28日未ぎりぎりに払うとしたら約10カ月に近い滞納をしていたということです。はっきり言って1年近く、10カ月にもわたって賃貸料を払っていないテナントに対して、何の対応もしないってというのはもう経営責任を放棄していると私は思うんですけれども、これだけ長期間賃貸料を払っていない人に対して、何かの対応はとらなかったんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 賃貸料を払っていない方への対応でありますけれども、清算人にその処理を委ねておりましたが、賃料を滞納するテナントに対しては、通常滞納がおおむね2カ月以上となった時点で、督促状送付あるいは個別協議を行うということでありまして、昨年10月に弁護士による内容証明の郵便の督促、本年1月から3月にかけて取締役が直接テナントと面談するなど滞納の解消に努めてきたところです。ただ、先般の一般質問等でも御答弁申し上げましたが、清算人については賃貸料を完納したテナントについては、遅延損害金を請求しないという方針で処理したいということで報告を受けておりましたが、市といたしましては回収できる債権があるのであればできる限りきちんと回収すべきということで、改めて清算人と協議を始めたところでもあります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 ちょっと時間がないのでこの点はもう終わりにしますけれども、まず1500万円にわたって滞納して現金が入ってこなかった。これ、アウガの現金が最終的になくなって経営できなくなって特別清算という形になったんですけれども、これだけの損害を与えていたにもかかわらず全く督促もしてこない、そして今、遅延損害金も支払わない。最後まとめて払ったから営業も続けてもいい。これは、はっきり言って市が何かしらの便宜を図っているようなもんですよ。普通に考えて払われるべきお金を一切払っていなかったんだから。それなのにそれでいいというこの対応は、私は本当にまず大きな問題だということを指摘して、次にちょっと什器備品の問題について質疑したいと思います。

さきの決算特別委員会で中村美津緒委員、そして先日の予算特別委員会で奈良岡委員が取り上げた問題について、引き続き聞いていきたいと思うんですけれども、まず市では、この什器備品の持ち出しについてはアウガの社員が許可をしたと答えています。その許可をしたのは何日ですか。何月何日かお答えください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 4月に、従業員が備品を譲渡したという日付についてですが、金曜日の予算特別委員会でも申し上げましたが、市がその備品がないことを確認した日が4月25日です。報告を受けたのもその日です。実際に何日に譲渡したかというところまでは確認しておりませんので、金曜日にこの4月の取り扱いについて、

今後改めて確認して対応を図るという答弁を申し上げたところでございます。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 この質疑に関しては私、奈良岡委員の質疑が終わった後、私も引き続きこの件について聞くと言っていたので、少なくともこういったことについては確認しておいてほしいんです。ちょっと今後の質疑に私、これちょっとすごく関連してくるので、ちょっと今確認してもらってもいいですか。できますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 実際に従業員が譲渡した日付等を確認するために、昨日、その元従業員と連絡をとっておりましたが、仕事中だということもあり日程の調整を今しているところですので、今すぐにとすることはちょっと困難かと思われま。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 少なくとも市は、4月24日以前にどういう備品の動きをしたかどうかで告発も視野に入れるということを奈良岡委員に答弁しましたよね。そういうことで考えるとこれは大変重要なことで、できれば私の質疑中にぜひ確認してもらいたいと思うんですけども、ちょっと余り与えられている時間が少ないので、ちょっと先に少し進みます。

4月24日にこの備品は持っていかれていたということが市のほうで確認がなされたということなんですけれども、2階には管財課の職員がいる。また、1階には警備会社がこの備品を管理している。これらについて、2階の管財課の職員は、あれだけ大きな備品が持ち出されたのに全く気づかなかったという答弁だったんですか、この前は。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 什器備品類についての管財課の関与に関するお尋ねです。

4月1日からアウガの建物の管理については、従前青森駅前再開発ビル株式会社が担ってきた管理者の地位を市として引き継いでおります。

したがって、什器備品類の移動が仮に4月1日以降だとすれば、それについて管理する義務は生じておりますが、実際4月以降の業務のあり方として管財課の職員は2階に詰めておりますが、いわゆる守衛業務という形で出入りについては委託した業者のほうで確認をしていたものです。

4月以降の現状とすれば、1階から4階全てのテナントのいわゆる引っ越し、もしくは引っ越し後に残っていたものの運び出しということで、いわゆるテナントの出入りについては引っ越しに伴う物品等の出入りが結構あったものと。そういう状況です。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 4月1日から市が管理していたので、市の管理している備品が要は無断で持ち出されたということになります。この警備会社が4月1日から警備をしていて出入りを管理していて、これはこの警備会社の前を通らないとこの備品の持ち出し等はできないことになるんですけども、この警備会社のほうにはいつ持ち出されたのかとか、恐らく日報とかがあると思うんですけども確認はしているんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

日報については毎日、市のほうに報告があります。その中で、いわゆる日報の記載事項として、例えば大きな備品類の運び出しがあったとかという内容の項目を記入する欄はなくて、変わったことがあったとすれば、それは報告事項を書く欄がありますけれども、通常の日報の中にそのような出入りの管理について記載する項目はありません。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 これが市のほうではこの備品の持ち運びについて、もし問題があれば告発も視野に入れるということだったので、この警備会社のほうには確認はしているんですか。こういった什器類の勝手な持ち出しとかがあったのかどうか、それについて認識していたのか、当時警備会社の人たち、いた人たちからも話を聞かないとだめでしょうから、そういう点の確認はしているんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

警備会社のほうに直接、今回の備品類のいわゆる大きな備品の搬入についての直接的な確認はまだしておりません。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 これ、要は犯罪行為が行われていたのかどうかという重要な部分なので、警備会社は今確認できると思うんですけども、確認を求めてもいいですか。

○小倉尚裕委員長 確認を求めたいと。ですね。これ以上、今、質疑をするに当たって、それを確認できなければこれから前に行かないと。

〔山脇智委員「そうですね。ちょっとこの先の質疑の流れにいろいろとかかわってくるので」と呼ぶ〕

○小倉尚裕委員長 暫時休憩します。

本委員会の再開時刻は、後ほど事務局を通じて連絡いたします。

午前 10 時 20 分休憩

午後 2 時 44 分再開

○**小倉尚裕委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

この際、私から報告いたします。先ほどの理事会において、予算特別委員会の今後の進行等について協議をいたしました。理事者側において、山脇智委員の質疑に対する関係者への確認に時間を要するとのことから、今後の質疑の順番については、山脇智委員の質疑及び日本共産党会派の質疑を最後とし、お手元に配付の資料のとおり、秋村光男委員の質疑から再開することを理事会で確認いたしましたので、御報告いたします。

それでは質疑を続行いたします。

次に、秋村光男委員。

○**秋村光男委員** ただいま御指名いただきました市民クラブの秋村でございます。

私からは、今定例会の予算に関連する質疑を 4 点ほどさせていただきたいと思っております。

最初は、新市庁舎整備の経費関係であります。今回、補正予算およそ 6 億 4000 万円ほど措置されておりますけれども、新市庁舎整備に係る補正予算と、それから平成 29 年度の当初予算との関係についてお伺いをいたしますが、今回のおよそ 6 億 4000 万円の予算の使い方、使い道について少しお伺いしたいと思っております。どのような工事になるのかということ、そして金額の根拠はどこにあるのかということをお伺いしたいと思います。

○**小倉尚裕委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** 秋村委員の新市庁舎整備に係る補正予算の内容についてのお尋ねにお答えいたします。

新市庁舎の建設に要する経費等につきましては、今定例会に補正予算案を提出しており、その内容として、1 つに、建築工事、電気設備工事、機械設備工事を合わせた、平成 29 年度から平成 31 年度までの新市庁舎建設に係る総事業費 32 億 9366 万 1000 円の継続費の設定。2 つに、そのうちの平成 29 年度分の歳出予算として、6 億 3946 万 4000 円の計上などでありまして、現在その御審議をいただいているところ です。

平成 29 年度分の歳出予算約 6 億 4000 万円の根拠でありますけれども、平成 29 年度から平成 31 年度までの建築工事、電気設備工事、機械設備工事を合わせました、新市庁舎建設に係る総事業費に対する平成 29 年度分の工事の進捗に応じた金額を設定したものです。

なお、新市庁舎建設工事のうち平成 29 年度においては、新市庁舎の建設場所となります現市役所前駐車場部分に仮囲い等を設置する仮設工事を行うこととなります。その上で、工事支障物の移設または撤去を行います支障物撤去工事、それから

い工事などを行うことを想定しています。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

大体そのような工事になるのかなと思っておりました。歳出の項の継続費の設定の項目を見てもみると、先ほど継続費の設定で 32 億 9366 万 1000 円と。これが平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度に分けられて、およそ 2 割、5 割、3 割という形になっております。ということは、平成 29 年度は総額の 2 割ほど、この工事に宛てがいたいということだと思ふんです。私、不要物の撤去だとか、それからくい打ち作業は当然年度内で行うものだと思っていたんですけども、今回の補正予算でそのほかに、例えば 4000 円まで数値が出てきております。6 億 3946 万 4000 円ということは、かなり設計されたものじゃないかと。大枠でということじゃなくて、かなり計算されたものじゃないかなと思っていたんですが、その辺はいかがですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

今般、補正予算の提案に当たりましては、平成 29 年度から平成 31 年度までの建築工事、電気設備工事、機械設備工事を合わせました新市庁舎建設に係ります総事業費を算定いたしまして、これについては 32 億 9366 万 1000 円の継続費を設定いたしました。これにあわせて平成 29 年度分と言いますと、おおむね 3 カ月、契約案件が 12 月定例会ですので、実際の工事に係るものは 3 カ月分になりますけれども、その 3 カ月で想定されます工事全体の進捗率を 20%と目算しまして、総事業費にそれぞれ 20%の進捗率を乗じて得た額です。したがって、その 3 カ月でやる工事を積算した上での 1000 円台の額ではないということです。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 工事の進捗にかかわって、補正の予算が最終的にどのような形でどれくらいのもの使われていくのかちょっとわかりませんが、今の説明を聞いて大方わかりました。

あと、ちょっと確認をさせていただきたいことがあります。それは、工事の進捗にかかわる問題ではないんですが、よく市民の皆さんから言われることなんですけれども、柳川の庁舎にある情報コーナーはアウガ庁舎がオープンしたらどうなるのという話をよく聞かれます。昨年の 12 月定例会に質問された議員もおりまして、総務部長の答弁を聞いていますと、やはりかなり設置が厳しいととられるような答弁であったかと思えます。ただ、市長はもう少しその辺を検討させてくれという答弁だったと思います。

結果として、アウガ庁舎をオープンしても柳川庁舎の窓口を閉めるというような動きは私はないものと見ておりますけれども、その認識でよろしいでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 柳川庁舎の窓口についてのお尋ねであります。

秋村委員が先ほど御紹介のとおり、昨年12月定例会で御答弁いたしました。市長のほうからは柳川庁舎の情報コーナーについての取り扱いについては検討させていただきたい旨御答弁申し上げていまして、現時点で結論を得たわけではありませんけれども、残す方向での検討を今継続中であります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

残す方向での検討という言葉聞いて少し安心したんです。新庁舎の建設に当たっては、最近の情報を見ますと、1階の事務室の一角に情報コーナーを設けるということになっていますが、それは間違いなくその情報コーナーを設置することによってよろしいのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 新庁舎1階の情報コーナーに係るお尋ねであります。

先般、詳細設計後の概要という形で、新庁舎の見取り図をお示しさせていただいております。その中で1階に情報コーナーのスペースを確保しておりまして、情報コーナーを設ける形で進めております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

そこで、ことしの末になりますと、市民課といいますか、アウガ庁舎のほうに移ります。そして移ったら、年が明けると恐らく新庁舎建設地に当たるくい打ち工事の準備なんかが始まってくるんじゃないかなと思うんですが、新庁舎の建設にはおよそ22カ月かけるという予定になっております。そこで、新庁舎を建設している時間、22カ月なんですけれども、この間に今の庁舎に間違って、印鑑証明やら、その他のもろもろの証明書がほしいということで、こちらの庁舎に来ることが大いに考えられるんです。間違えて来ると言えればいいのか、あれ、ここになかったのかという市民が結構来るんじゃないかと思うんです。そこで、せめて住民票とかあるいは印鑑証明、このくらいの証明書を何らかの形で発行できる、発行する、そういう何かがあってもいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 来年1月以降の本庁舎の窓口に係るお尋ねであります。

アウガ・新市庁舎に係る新たな対応方針でお示したとおり、来年1月までにアウガに総合窓口など、市民の皆様が訪れる部門を集約配置することとなります。

今定例会において関連議案の御議決が得られましたならば、その旨の広報をい

早く始めたいと思っております。このことから市としては、まず、アウガでの窓口開設予定の来年1月以降、新市庁舎が完成するまでの間、広報はいたしますけれども、誤って本庁舎へ来庁された市民へも対応しなければならないとして、市民課との申請書、証明書の受信など連絡体制を整えて、本庁舎でも市民課業務の一部を取り扱えるよう体制を整えたいと思っております。

取扱業務については、今のところ想定しておりますのは、交付件数が最も多い、つまり市民ニーズが最も高い住民票の写し及び印鑑登録証の提示だけで簡単に手続きできます印鑑登録証明書の交付を想定しています。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 今、総務部長の答弁を聞いて本当にありがたいと思います。これは、市民からの要望が非常に強いということも1つあります。あるんですけども、私も考えてみれば、できるならばアウガに総合窓口はできるけれども、余りアウガ庁舎に集中させないということも周りの交通渋滞の緩和やら、あるいは立体駐車場での何か接触事故とかトラブルとか、そういうものにつなげないために、できればほかのところでもとれると。そういうもののためにも、今の住民票、印鑑証明だけでもこっちでとれる、それから柳川庁舎でもとれるという、いわゆる分散ですよ。これはやはりとっていくべきではないかと思っております。答弁ありがとうございます。

次は、情報システムの関係であります。

この情報システムの運用管理の関係もそうなんですけれども、当初の予算で1億3300万円という予算措置がされているんですけども、今定例会において、さらにその情報システム管理運用の補正が組まれているというのはなぜか、お伺いします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 秋村委員の情報システム運用管理関連の補正予算についてお答え申し上げます。

まず、平成29年度当初予算におきましては、アウガへの市役所庁舎機能の配置に係る関連経費といたしまして、行政情報ネットワークの設計・構築業務委託、それから機器賃貸借、それから配線業務委託等の情報システム関連経費約1億3300万円を計上したところです。

これに加えまして、今定例会に提出している補正予算につきましては、情報システム運用管理関連の経費といたしまして、1つとして、総合窓口の日曜・祝日開設と、これまで日曜・祝日に行っていた法改正等に伴う改修後のプログラム適用作業を両立させるために、必要な基幹業務システムの参照用サーバを新たに構築する費用。2つとして、日曜・祝日のシステム稼働に伴うシステム運用・保守業務の増加分の費用。3つとして、アウガへの配置を予定している課が、基幹業務システムにより出力する帳票の問い合わせ先——住所・連絡先等の変更により必要となるシス

テム改修費用。4つとして、来年1月のフルオープンに向けて行う年末年始の移動作業の増加分の費用が見込まれたことから、新たに2673万1000円の補正予算を計上したものです。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

要するに、当初の段階では、今回の2673万1000円の部分については、まだ見込めなかったかという状態だったんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 当初予算編成時に補正分が見込めなかったのかというお尋ねにお答えいたします。

総合窓口の開設の日時でありますとか、移転スケジュール等については、平成29年度の当初予算編成時点においては詳細が決まっておりませんでした。このために、当初ではその段階で見込める経費で見込みまして、今回はそれ以後、先ほど申しました開設日時、移転スケジュール等に合わせて必要となる経費を見込んだものです。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

かつて1年ほど前ですかね——2年前ですね。新庁舎をどこに建てるのかという議論をした経過があります。そのときにアウガに庁舎を持っていくということは、ハザードマップの関係からいってあそこは浸水地帯だと。ですから、現在のこの中央にという議論があったと私は記憶しているんですが、平成29年度の当初予算でも、それから今回の補正予算でも、防災関係のシステムに関連するものは何もないんですよね。つまりアウガには、防災関係のそういうシステムは置かないよということに理解していいんでしょうか。その辺どうなんでしょう。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

本定例会に提出しております補正予算の中で、現在柳川庁舎に設置しておりますJアラートの移設に係る経費について計上しております。本定例会の防災関連の補正予算としては、そのJアラートの移設工事を計上しています。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

それでは次の質疑に移らせていただきます。

次は、まちづくりの寄附制度推進事業をお伺いいたします。ことしの4月以降の本市のふるさと納税の状況についてお示し願いたいと思います。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 本年度の4月以降のふるさと納税の状況についての御質疑にお答えいたします。

本年度8月末現在での本市へのふるさと応援寄附金の状況であります。件数は前年同時期と比べ101件増、率にいたしまして5%増の1995件、金額は約140万円の減、率にいたしますと約4%の減になりますが、約3433万円となっております。

○小倉尚裕委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

ここで、基本的な部分といいますか、要するに私たちがいただいている資料を見てもそうなんですけれども、ふるさと納税ですから、市にお金が入ってきます。入ってくるんですよね。入ってくるんですけれども、歳入じゃなくて歳出という項目に、このふるさと納税という部分が入っているわけですよね。それはなぜかということでもちょっと説明を聞いたんですけれども、本当であれば青森市の一般財源としてほかから入ってくるんだから、歳入のほうがわかりやすいんじゃないかと。歳入です。そして、入ってきたお金の最大3割をお返しする、返納金にすると。そこからすると、特別会計のような特別基金のようなものは必要ないんじゃないかということでも話を議論した経緯あるんですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 再質疑にお答えいたします。

今回補正予算には歳出という形で計上いたしておりますが、そちらにつきましては、ふるさと納税をいただく際に応援していただきたい分野というのを選んでいただきまして、一旦寄附していただいた分については、今回もそうですが、まず歳入の寄附金のほうに計上しますが、その寄附いただいたものを元気都市あおもり応援基金に一旦全て積み立てをします。実際応援していただきたい分野の事業を実施する際には、その実施に係る費用を歳出に計上いたしまして、その基金から取り崩しをして——具体的に言いますと歳入の繰入金の取り崩しをして、歳入の繰入金に同額計上して執行するという形をとっているものですから、今回はその積立分として歳出に計上しているものになります。

○小倉尚裕委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 やっぱり最初見れば、ふるさと納税でもって市にお金が入ってくるんじゃないかと。その入ってくるのが何で歳出なんだとちょっと考えます。けれども制度上、一旦基金に積むわけですよね。つまり一般財源に入ってきたものをそこから基金のほうに積み立てるということから、出ていく金、歳出だとなるわけなんですけれども、ちょっとわかりにくいなど。制度上の問題なんでしょうけれども、わかりにくい。それよりだったら、入ってきたやつを——例えば1000万円だったら1000万円入ってきた中の3割を返納金として返してやると、あえて基金をつくる必要はないんじゃないかというのが私の考えなんです。いかがでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 再質疑にお答えいたします。入ってきたものは歳入で受けて、その返礼品を歳出で出せばいいんじゃないかなということだったと思います。

返礼品の調達費用及び送付に係る費用等につきましては、当初予算に歳出のほうに盛ってあります。今回補正予算には計上はされておりませんが、当初予算で御議決をいただいた歳出で返礼品を購入いたしまして送付していますので、今回の補正予算上は、そういった形で積立金のみの形状ですので見れませんが、実際に秋村委員の言っているような形で歳出のほうから返礼品は執行しております。

○小倉尚裕委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 今の答弁の中身はわかります。わかるんですけども、私が言ったような方法のほうの手間暇かからないんじゃないかと私は思っているんですが、必ずしもそういう受けとめでないようですので、この辺のところはここで終わります。

次の質疑に移ります。CO₂削減行動推進事業の具体的取り組みについてお伺いいたします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 秋村委員のCO₂削減行動推進事業の具体的取り組みについての御質疑にお答えいたします。

CO₂削減行動推進事業は、家庭・個人の自発的な地球温暖化防止対策への取り組みを促すため、市町村長が先頭に立ち、国民一丸となって省エネや低炭素型の製品、サービス、行動など温暖化対策に資するあらゆる賢い選択をしていこうという国民運動である「COOL CHOICE」を踏まえた取り組みを各種団体と協力し行う普及啓発事業であり、環境省が昨年度から創設した補助事業を活用し実施しようとするものであります。

本市では、冬期間の暖房器具は欠かせないものとなっており、灯油使用量は全国の中でも極めて多いという市域特性を踏まえ、暖房に必要なエネルギー使用量を削減し地球温暖化を防止するウオームビズに焦点を当て、普及啓発を中心としたキャンペーンを実施し、一層の意識啓発を図ることを目的に事業採択を受けたところであります。

事業の具体的な取り組み内容としましては、1つに、家庭で気軽に取り組めるウオームビズのパンフレットを作成・配布し、ウオームビズを身近に感じていただくこと。2つに、各部屋で暖房を使わず、1つの部屋に集まり、温かい鍋料理を食べることで暖房のエネルギー消費量を減らすことを目的とし、アイデア鍋料理実演会を行うなど、みんなで1つの部屋、場所に集まるウオームシェアを推進すること。3つに、地元スポーツチームと連携し、スポーツ講習会等でウオームビズブースを出展し、「COOL CHOICE」の賛同者を広げること。4つに、地元新聞社やテレビ局などを活用しながら、ウオームビズの必要性やメリット、気づきにくい取

り組みなどを広く市民へ発信していくことなど、市域全般に効果が及ぶ啓発活動の実施等を予定しております。

今後におきましても、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた地球温暖化防止に向けた効果的かつ参加しやすいさまざまな取り組みを推進することで、市民の皆様の理解を促し、意識改革や自発的な取り組みの拡大、定着が図られるよう、市として積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 答弁ありがとうございました。

この予算の700万円は、全て国からの補助になっているんですね。私、去年の9月定例会予算特別委員会でもこのウォームビズのことについて聞いたんですけども、結局PR活動に終わってしまっているんですね。ですから、担当している職員も国からの補助金ですから、この補助金をいかにしてうまく使っていくのかというところに頭がいて、やっぱり聞き取りのときにも言ったんですけども、青森市の独自の取り組みを何か考えられないかということをお私言ってきたんですけども、確かに限られた予算ですので、そんなこともできないかなと思うんですけども、そうであるならば、国からの補助金と市からの予算でもって、もう少し枠を広げてパイを大きくした取り組みができないのかと私思うんです。先ほど環境部長が答弁されたように、例えば厚着をしてくださいとか鍋食べろとか、1カ所に集まってそこだけ暖かくしてということとか、あるいはスポーツでとか、要するに、市民個人に対して要請しているんですね。市民の皆さんこういうことをやってくださいと。そうではなくて、もう少し幅広くといいますか——例えば青森市内の事業主にどうしてくれとか、公共交通の使い方をどうするのかとか、ガソリンスタンドの営業をどうするのかとか、そういうところに国の補助と市独自の予算を抱き合わせて、ただPRだけに終わっている感があるこの事業をもう少し中身のあるものにしていくことによって、CO₂の削減につなげていくという考えを私は持っていますが、いかがですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 ただいま秋村委員がおっしゃったように、団体ということで、ある程度企業とかというのはもちろん必要だと思えますが、やはり一人一人が少しずつでもいいのでCO₂削減に貢献していただくということで、青森市民が1番——先ほども申し上げましたが、暖房とか、そういう形での灯油の使用量も多いということ踏まえれば、少しでも個人個人がちょっとずつでもそういう削減努力をしていけば大きな削減につながるということで、企業を含めて個人もPRしていきたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 市の今の取り組みに決して反対するものではありませんけれど

も、もう少し考えるところもあるんじゃないかなと思います。ぜひ、来年度同じような取り組みがあったら、もう少しアイデアを生かしていただきたいということをお願いして終わります。

ありがとうございました。

○小倉尚裕委員長 次に、山本武朝委員。

○山本武朝委員 公明党の山本武朝でございます。

最初に、教育費についてお尋ねいたします。具体的には、教員の多忙化解消について、具体策また提案も含めてお尋ねしたいと思います。

文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会——略して中教審ですが、このたび緊急提言を発表されました。この緊急提言について、教育委員会の考えをお示しください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 山本委員の中央教育審議会の緊急提言について、教育委員会の考えについての御質疑にお答えします。

中央教育審議会の特別部会では、学校における働き方改革について、長時間労働解消のための具体策を盛り込んだ緊急提言をまとめ、国や教育委員会に実施を求めていくこととしております。

提言の内容といたしましては、校長及び教育委員会は、学校において勤務時間を意識した働き方を進めること、また全ての教育関係者が、教職員の業務改善の取り組みを強く推進していくことなどを柱としております。

教育委員会では、今回の緊急提言を踏まえ、教職員の勤務状況の見直しや業務改善のためには、勤務時間を意識した働き方を進めていくことが必要であると考えており、今後、全ての教職員の勤務時間を把握するための取り組みについて検討してまいります。

また、教職員の長時間労働解消に向けた業務改善に資するよう、運動部活動における外部指導者の活用、児童・生徒や保護者等からの相談に対応するための電話相談員、特命相談員の配置、給食費等の口座振替の推進などを通して支援に努めてきたところでありますが、今後も、多忙化解消のための対策委員会を通して、中央教育審議会の緊急提言を踏まえた実効性のある取り組みについて検討し、教職員の業務改善の取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

勤務時間を意識した働き方を進めるということで、また、実効性のある教職員の業務改善を推進していくと答弁いただきました。答弁の中で、細かいんですけども、給食費の口座振替の推進とか、これも先生方の負担になっている部分もあるかと思しますので、よろしく願いいたします。

順次再質疑していきますが、私、先日、実は八戸市教育委員会の総合教育センターを訪問して、教員の事務作業の効率化、時間短縮に効果を発揮している校務支援ソフトについてお伺いしてきました。今回の緊急提言の中で、各自治体において改めて積極的に進めていくべき取り組みとして、校務支援システムの導入が挙げられておりました。

市教育委員会が把握している校務支援システムを導入している自治体の状況はどうなっているのか、お知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 校務支援システムを導入している自治体の状況についての御質疑にお答えしたいと思います。

校務支援システムの導入状況については、この8月に、中核市においてシステムの導入について調査しておりますけれども、回答が得られた34市のうち半分の17市が導入しているという結果を得ております。県内では、山本委員がおっしゃった八戸市が昨年の4月から導入しております。

次に、その業務の状況についてでありますけれども、八戸市教育委員会の調査では、校務支援システムの活用によって勤務時間が1日につき約1時間半短縮できたということで、教員の負担軽減につながっているという状況を聞き取りしております。また、八戸市の現場の教員からは、事務作業の負担が軽くなったとか、それから、年度末、年度初めの時期にかなり重宝したという声が上がっていると聞いております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山本委員。

○山本武朝委員 私も調べて、お隣の秋田市とか、あと北海道の道教育委員会でも採用しているとあったんですけども、回答のあった中核市34市のうち半分の17市が導入したというのは今お聞きしまして、もうこれは流れなんだなと感じました。また、さっきの答弁で、八戸市で1日1時間半の短縮ができたというのは、この効果は、事務作業だけなのか、トータルの業務も含めてなんですけれども、これは本当にすごい効果だなと痛感した次第であります。

この校務支援システムの導入によって、そうすれば学校現場にはどのような改善が図られるのか、お知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 学校現場にどのような改善が見られるのかという御質疑についてお答えします。

校務支援システムの導入による効果としては、1つには、データを1回入力すると、名簿あるいは通知表、指導要録その他各種の資料の全ての箇所にデータが反映されるということがありまして、重複作業とか書き直しとか、あるいは転記ミスといったものが解消されるということがあって、事務の効率化がかなり図られること

があります。2つには、これまでの事務的な作業は、年度初め、年度末あるいは学期末に集中していたわけなんですけれども、学期中にさまざまデータを蓄積しておけば、それを活用して事務の平準化が図られるということが挙げられるかと思えます。それから、3つ目には、児童・生徒の日常の記録を全教職員で共有することができるので、学習指導でも生徒指導でも全教職員で組織的に指導することができるという利点がありますし、小学校から中学校への引き継ぎといった面でも効果があるということがあります。それから4つには、異動で転勤しても先生方が一から作業を覚えるという負担がないということもあって、これも負担の軽減につながるのではないかなと考えられます。

ほかにも、成績処理など幾つかありますけれども、業務の改善ということでは、かなり利点は大きいのではないかなと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

今、答弁でその効果、改善点を述べていただきました。八戸市教育委員会でも聞いてきたとおり、すごく効率的になりまして、今では正直言って、学校ごとにさまざま成績情報、保健情報、いろんな情報の違うフォーマットが現実あって、その都度名前を変えてやるという非常に非効率なんですけれども、一括管理でやれると。なおかつ、市内の学校が転勤になっても同じだということで、本当に効率的なものであるとお示しいただきました。また聞いていて、生徒の日常記録を担当だけじゃなくて、やはりほかの先生も書き込んでくれていただけるということで、それもすごくいいなということで、ともあれ、先生方は学期末、年度末に成績表もつくるので、そこに業務が集中しちゃうわけなんですけれども、これをもって改善していただければなという思いです。

さて、今回の緊急提言の中では、さっきの6月定例会また今回も秋村委員も触れておりましたが、教職員の勤務時間の管理、ここをしっかりと緊急提言でも求めておりますが、この校務支援システムで勤務管理もできるのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 勤務時間の管理ができるのかとの御質疑でありましたけれども、結論から申し上げますと可能です。方法としては校務支援システムの中に勤務管理のメニューを入れて、教職員がパソコンで——本市の先生方はみんなパソコンを持っているわけなんですけれども、そのパソコンに出退勤のときにボタンをクリックするというふうな形で行います。そうすれば、個人あるいはその学校の1日、あるいは月ごとの勤務状況を把握することが可能となると。おおよそ、このような方法で勤務時間が管理できるということです。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山本委員。

○山本武朝委員 市教育委員会も調べ出しているようですが、この校務支援システムの導入について、学校現場からの要望は上がっているのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 学校現場からの要望についての御質疑かと思えますけれども、昨年度は多忙化解消に関して小・中学校に調査をしておりますけれども、その際に校務支援システムについても調査しております。全ての学校から導入してほしいという回答を得ております。中でも、成績処理、通知表、指導要録、時数管理等について導入を望んでいるというような回答でありました。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

この多忙化による教職員の時間だけじゃなくて、教職員の健康障害防止、健康管理もとても大事なことでと思います。負担軽減のためにぜひこの校務支援システムの導入をすべきと思っていますし、この導入を強く要望いたします。

教育委員会では教職員の健康障害防止のため、教員に対してどのような取り組みを行っているのかお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 健康障害防止のための取り組みという御質疑でしたけれども、教育委員会では青森市立学校職員健康障害防止対策実施要綱という名前の要綱を定めておまして、各学校に対して、1つには、教職員が気軽に相談できる職場環境づくりに努めること。2つには、一部の教職員に過重な負担がかからないようにすること。さらに3つには、管理職が面談等によって教職員の健康状態を常に把握するということ。4つには、精神疾患が疑われる教職員に対する専門機関への相談、あるいは医療機関への受診を勧めることということについて指示しております。

そして教育委員会では、各校の取り組み状況が効果を上げているかどうかということについて、学校訪問あるいは校長先生との面談、あるいは講座でそのことを取り上げるなどして、取り組みが徹底するように取り組んでおります。それからもう1つ、今年度から新しい取り組みということで、県内初となる全小・中学校の教職員を対象としたストレスチェック制度を導入しており、健康障害防止、解消に努めているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

答弁の中にあつたストレスチェック、これはどのようなものか、短く概略だけちょっと御説明いただければ。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 ストレスチェックの概要についての御質疑にお答えいたします。

まず、教職員がストレスチェックの質問表にチェックをする。57 個くらいあるということでしたけれども、それを業者のほうに提出して、その事業者が質問表を見て評価をし、同時にその評価に基づいて医者診断が必要かどうかということ判断します。

そして、それを本人に通知するということですが、ここまでは本市の場合は、教職員が持っているパソコンで行います。そして、通知を受けた本人が面接をしたいということになれば面接が実施されます。その上で、必要であれば業務上の措置をしていくことになります。おおよその流れはこういう感じになります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

最後にこの項の要望を述べさせていただきます。教職員の健康障害の発見・防止、その取り組みとして今、ストレスチェックのことをお聞きしましたので、今後それをしっかり見守り確認してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。再度お伝えしますが、校務支援システムの調査研究を進めていただき、ぜひ導入を検討していただくことを要望します。また、私どもも後押ししてまいりたいと思います。

この校務支援システムの導入は学校事務の効率化を図り、教職員の多忙化解消及びそれによって児童・生徒と向き合う時間を確保するために大変有効であります。先ほど八戸市でも 1 時間半の勤務時間の短縮の効果が出ていると述べていただきましたが、生徒の最大の環境はやはり教師であります。教職員が健康で生き生きと、やりがいを持って勤務できる職場環境の構築を目指していただきたいと要望して、この項は終わります。

次に、学校補修の質疑を予定していたんですが、ちょっと時間の都合でそちらは飛ばさせていただきます。

次に、企業誘致についてお伺いいたします。

今回の補正予算で、誘致企業等立地支援事業で 870 万円が計上されています。これは、例のコールセンターを立ち上げた事業者が新たに 11 名以上を雇用した場合に、11 人目から 1 人当たり 10 万円を助成する事業であると予算の中にも説明書きがありました。誘致事業というのは大変地道な活動であります。そのおかげで、毎年着実に企業誘致がなされております。これまで市は継続して企業誘致活動を実施していますが、近年の企業誘致の実績と誘致企業に対する助成制度の概要をお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 山本委員の企業誘致の実績についての御質疑にお答えいた

します。

市ではこれまで、産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、企業誘致活動に取り組んでおりました。過去 10 年間では製造業が 5 社、物流業が 13 社、情報関連サービス業等 13 社、計 31 社を誘致いたしまして、うち 27 社が現在操業中であります。

今年度におきましては、名古屋市に本社のある電力会社と東京都に本社のある主にアウトソーシング業務を展開する企業による、電力料金の案内やデータ入力業務を行う事業所。東京都に本社があり、ゲームソフトの開発などを行う事業所。名古屋市に本社があり、企業間電子商取引を行う仕組みである EDI のシステム開発などを行う事業所、以上の 3 事業所の立地が決定しているところであります。

次に、誘致企業への助成制度についてですが、事業所等の新設などに伴う新規雇用に対して助成する雇用促進助成金、情報処理・提供サービス関連産業に対し、貸しオフィスの賃料を助成する情報処理・提供サービス関連産業立地促進助成金、同様に情報処理・提供サービス関連産業に対しまして、減価償却資産取得を助成する情報処理・提供サービス関連産業設備投資助成金のほか、工場等用地取得助成金や青森中核工業団地賃貸型企業立地促進費補助金などがあります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

過去 10 年間で 31 社を誘致、うち現在は 27 社が操業しているということで、地道にこうやって企業誘致できていたんだなという思いです。本当にありがとうございます。

基本的なことを再度聞きますが、基本的にはどのような取り組みが企業誘致活動なんでしょうか。ちょっとお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 企業誘致活動としての取り組みについて再度の御質疑にお答えいたします。

企業誘致に当たりましては、青森県、青森商工会議所と連携して取り組むために本市が事務局となって、青森市企業誘致協議会及び青森中核工業団地企業立地推進協議会を組織いたしまして、さまざまな事業を展開しているところであります。

今年度の具体的な取り組みといたしましては、本市の立地環境等を PR する専用ホームページの新規作成や、全国の食品関連企業を対象といたしました総合展示会、フードファクトリー 2017 への出展、東京モノレール、名古屋市営地下鉄の電車内や業界紙への広告掲載を予定しているところです。

また、首都圏、中部圏の製造業・物流業を中心といたしました企業に対し、アンケート調査を実施し、その結果をもとに直接市の職員が企業を訪問するほか、首都圏においてセミナーを開催し、本市への事業所開設や本社企業の移転などを働きかける予定としております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

青森商工会議所と連携して、さまざまな協議会、また本市としては中核工業団地をしっかりと取り組んでいきたいということでもあります。今回、前多副市長は企業誘致の専門でありますので、起業を含めまして、副市長もいらっしゃっていますので、さらにこの部分、力を入れていただければと思います。

細かいんですけれども、さっき東京モノレールにも広告していくということで、よく出張のときモノレールに乗ると、どこかの自治体で何年間、電気無料とかバーンと出ていました。東京モノレールは、やはりビジネスマン含めいろんな方が見ますので、すごくそれも効果があると思いますので、何かインパクトのあるコピーで問い合わせがふえればなという思いであります。ありがとうございます。

同じく次は、ビジネスに関連しまして、小野寺市長の一丁目一番地の政策でもある地域企業新ビジネス挑戦支援、この助成についてお聞きしたいと思います。

今年度から立ち上げた地域企業新ビジネス挑戦支援助成金について、その応募結果と現在の進捗状況をお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 地域企業新ビジネス挑戦支援助成金について、その応募結果と現在の進捗状況についてお答えいたします。

今年度新たに創設いたしました地域企業新ビジネス挑戦支援助成金制度は、市内で法人格のある中小企業者等として地域金融機関から融資を受けまして、既存事業とは異なる新たな事業を展開する方、または創業する方、いわゆる新ビジネスへのチャレンジャーに対しまして、産学官の連携により、事業に係る初期投資に関する経費を支援するものです。

本年度の本助成金の応募結果であります。本年6月1日から7月31日までを申請受け付け期間といたしまして募集しました結果、4件の申請がありました。今般、産学金で構成する新ビジネス有識者会議の意見を踏まえまして審査いたしました結果、申請した4社全てに本助成金を交付することとし、また、表彰については、より多くの事業者の挑戦を後押しするため、全ての申請者を青森市新ビジネスチャレンジャーとして認定し、その活動を応援することとしたところでありまして、来月初旬に認定証授与式を行うこととしております。

なお、予算を最大限活用してさらなる経済の好循環を促進させるため、二次募集を行うことといたしまして、来月4日から11月2日までの期間で申請を受け付けることとしたところです。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

4 社が申請を受けて助成金が交付できるということでもあります。まだ予算枠があるので、二次募集をするとお知らせいただきました。しっかりなりわい、仕事があって収入を得て我々は生活できるわけでありますので、この新ビジネス挑戦支援、また中小企業支援をしっかりと取り組んでいただければと思います。この項は終わります。

3 つ目として、農林水産部にお聞きします。

次は、先般の台風第 18 号によるリンゴの被害状況についてお尋ねしたいと思います。私も 9 月 18 日浪岡地区、そして翌日は田茂木野地区のリンゴ園を、どれくらいリンゴが落ちてしまったのかなという思いで回ってきました。私もそれなりに直接農家の方の声を聞いたんですけども、市が把握しているリンゴの被害状況をお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 山本委員の台風第 18 号によるリンゴ被害についての御質疑にお答えいたします。

9 月 18 日に本県付近を通過した台風第 18 号により、県内各地において、強風に伴う被害が確認されております。

市では、強風がおさまった 18 日 14 時から、浪岡地域の 6 つの園地での被害調査を実施したほか、翌 19 日は朝 9 時から、県と連携しながら、青森地域は東青地域県民局農業普及振興室が、浪岡地域は市が調査を実施いたしました。

その結果といたしましては、青森地域では、6 地区 11 園地で 1 園地当たり 5 本程度の樹木を調査したところ、落果個数はリンゴ普通樹 1 本当たり約 56 個で、1 本当たりの樹木に 500 個実ると仮定した場合、落果率は 11.3%。浪岡地域では、6 地区 30 園地で 1 園地当たり 3 から 5 本程度の樹木を調査したところ、落果個数はリンゴ普通樹 1 本当たり約 13 個で、落果率は 2.7%となっております。市全体で見ますと、落果率は約 3%となっております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

本当に台風が通過した割には、落果率は少なかったんだなという思いです。また、聞いていてさまざまな場所、地域によって、実はかなり——平均でいうと今のようにざっくり 3%となるわけですけども、田茂木野のほうでは 1 割から 2 割近く落ちたという農家さんもありましたし、それぞれ状況が違うということもわかりました。ただ、力強い言葉で、やはり自然災害と戦ってなれているのか、台風の割には助かったという思いも正直お聞きしたところであります。

また、全ての農家からやっぱり防風ネットはきくよねと。風速 20 メートル以下だと防風ネットはしっかりきくと 2 人の農家の方が言っていたので、本市で今、独自でやっている防風ネットの助成制度に対して、これは予算規模 170 万円で補助

率3分の1、1メートル当たり2000円までの上限でやってるといふ、これは大変ありがたい、また、防風に対する大変大事な支援策だと思いますので、今後もしっかり要望のある農家に対応していただきたいと思います。

あわせて、新規でやりたいというふうにやっぱり言われまして、農林水産部に聞きましたら、新規は国のほうでやっているのがあるので、それを丁寧に手続——いろいろな図面の書き方とか、園地の形とか、国はいろいろなものがあるみたいで、そこは丁寧に農家に寄り添って、一緒になって手続を進めていただければと思います。この項は終わります。よろしくお願ひします。（「あと9分です」と呼ぶ者あり）

9分ありましたので、先ほど省くかもしれないと言った学校補修について確認いたしたいと思います。済みません、安心させておいてまた振るといふ。

私も時間が回らないんじゃないかと思っていたんですけども、学校補修について、私たち議員は地域の地元の学校からさまざまな補修——雨漏り、屋根のこととか受けているわけでありまして、例年、学校補修に対して、小学校、中学校と、その補修に対してどれくらいの予算をもって、またどういふふうな考えで補修を進めているのか、優先順位でしょうか。その概要をお示しください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 山本委員の学校からの修繕要望に対する取り組みと修繕費に係る予算額についての御質疑にお答えいたします。

学校からの修繕要望につきましては、毎年3月に、各小・中学校から提出されておきまして、学校訪問を行うなどして要望箇所の状況を把握しております。このほか各種法定点検の結果等に基づく修繕や、緊急を要するもの等と合わせ、優先度を見きわめながら順次対応しているところです。

教育委員会では、限られた予算で効果的に修繕要望に対応するため、基本的な考え方といたしまして、優先度の高い順に、1つには、各種法定点検で指摘を受けたものや、児童・生徒の人命にかかわるような影響が予測されるもの。2つには、児童・生徒等に多大な影響を及ぼす可能性があるものや、学校教育活動を停止しなければならないおそれがあるもの。3つには、法令等の制限はないものの施設の使用が限定されるものの3つの条件を設定し、優先度の高い分類に該当する箇所から修繕を行っております。

教育委員会といたしましては、修繕の優先度の検討に当たっては、学校の状況を正確に把握するよう努めてきており、今後も各学校からの修繕要望に適切に対応してまいりたいと考えております。なお、維持修繕費に係る平成29年度の予算額は、小学校が4447万5000円、中学校が2215万2000円となっております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

まず、答弁の最後にいただきました小学校の修繕費が4447万5000円、中学校が

2215万2000円と。合わせて約6600万円相当ですね。これですっと推移しているとお聞きしております。その中でさっき言ったさまざまな優先順位でやっていただきたいと思います。修繕と違って大幅な改修というか、屋根もありましたし、雨漏りするとか、それは本当に我々市議会議員は、さまざま地域の学校からお聞きしているわけですが、この予算の中できちんと進めていただきたいと思います。

済みません、自分の地域を確認したいんですけども、私も筒井に住んでおまして、先日保護者のほうから、ところで大雨が降ったときに筒井中学校の生徒の入る玄関前、すごく水がたまるんです、議員は知っていますかと言われてまして、先日も雨が降ったときに朝7時前に行って確認したら、やはりちょっとくるぶしまではたまってまして、多いときはこんなもんじゃないんですと。やっぱり土曜日の朝でも学校の先生が2人出ています。部活の先生ですね。もっと膝まで来るときがあるんで、実は体育館から入ってもらうんですということ、水がはけるまで数時間かかりますということもお聞きしまして、ちょっと具体ですけども、筒井中学校の冠水状況に対しては、どのように対応していただけるのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

筒井中学校の玄関前の冠水の状況でありますけれども、学校からも実は要望を受けておまして、既に現地確認を行いまして、冠水の状況からやはり改善が必要だと考えております。今、調査及び対応方法の検討をしておまして、その結果、玄関付近の排水経路を一部変更することで、排水機能が改善する見通しが立ちましたので、今速やかに工事を実施する予定でおります。いましばらくお待ちいただければと思います。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

しっかり改善されて、それが本当に完全に修復できるのを期待しているわけですが、本当に学校の修繕要望というのは、校舎の老朽化に伴ってきりがなくらいあると思います。学校からも上がりますし、私たち市議会議員一人一人に地域からも声が上がってくるわけですので、市教育委員会にお伝えしながら、できるだけスピードを持って対応していただければと思います。

以上で私の質疑を終わります。

○小倉尚裕委員長 次に、藤田誠委員。

○藤田誠委員 それでは、社民党の藤田誠です。

冒頭、故増田副市長には、人事課長時代、それと市役所で行われる職域の団結駅伝大会に毎年参加していただき、職場の輪に務めていただきました。感謝と敬意を表し、御冥福をお祈りいたしたいと思っております。ことしは副市長に就任されて、互助会代表で鉄砲を鳴らして、1区は走られないけれども、2区か3区を走ってもらう

予定で話を進めるつもりでした。大変残念です。

さて、総務部長が来てしまいました。最初に補正予算にかかわってです。

私の会派としては、特別清算を進める、そして新たなスタートを切る。これに関しては何も異論はないわけですが、ただ新庁舎整備は、いわゆる防災拠点だと。防災拠点なら、やっぱり3階ではなくて、もう1階、2階はおまけしてつくっておくべきだ、そういう考えです。これは福島市役所が震災のちょっと前に新しくでき上がって、そのときに、たしか上2階くらいを予備にしていたそうです。あの地震で出先機関がかなりぶっ潰れて、水道局含めて移ってもらって、1カ所でその後の復興をしたということですので、防災拠点なら——いわゆる観光客も今いっぱい来ています。そういう意味で、庁舎に関しては、もう多分、合併特例債の関係で間に合わないかもしれないけれども、ぜひとも余裕を持った庁舎にさせていただきたい、そういう考えが会派にはあります。これはなかなか1つにはまとまらないところですが……。それと、後で質疑に入りますが、アウガにかかわって、中に入ってもらった中身についても、会派の中でいろいろと話をしました。特別清算を進めることに関しては何も問題ないんですが、これからいろいろ周りを見ながら、会派としての主張を進めてまいりたいなと思っています。

総務部長が出てきましたが、その前に少しぱっと教育委員会事務局教育部長の顔を見たら、その前に教育長がいますので、特別支援教室のことについて支援員を大幅に採用していただき、教育に力を入れていただいて本当にありがたく思います。ただ、いわゆる進路を決める際に、どうしても親の希望が先に行ってしまう。この子にはどういう支援が必要なのかという専門家の意見が後回しになってしまう。私は、これはいわば親の虐待だという考えを持っております。そういう意味では、ぜひともその子のためにどういう教育が必要なのかというのを真剣に考えていただいて、進路を決めていただければと思います。

教育委員会事務局教育部長に少し——あらかじめ話した内容からちょっとあれですが、神奈川県の大磯町で大変ずさんな給食の報道がされていまして。私は、今までも給食の安心・安全について何回も質問してきましたので、多分大丈夫だろうと思うんですが、長く安全を保っているとどうしても緩むということがありまして、改めて青森市として——町内の方にも聞かれたんです。おい、青森大丈夫なのかと。私は大丈夫だと思っているんですが、今般の大磯町の異物混入に関して、簡単でいいですから青森市の対応についてお答えください。お願いします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 藤田委員からの異物混入の場合ということですが、済みません、大磯町の中身というのが新聞でしか知らないの、青森市はどういう対応しているかをお話させていただければと思います。

本市では、学校給食の対応マニュアルをつくっていまして、学校給食に異物混入が発生した場合には、それに基づいて異物の種類ですとか、混入状況に応じて対応

しているということです。異物の種類も一応大きく3種類に分けておりました、1つには、金属ですとかガラス片などの人体に危険な異物。2つには、それ以外の——例えば小さな虫とか毛髪とかビニール片などの異物。3つには、食材の皮ですとか種など原料由来の異物の大きく3つに分類しております。異物が発見された場合には、その異物の種類ですとか状況に応じて調理や給食の提供の一部中断をすとか、あるいは取り除いて継続するなど、まずは児童・生徒の安全を最優先に適切に対応しているところです。

当然、異物混入が発生した場合には、再発防止するということが非常に重要ですので、原因究明をして、給食の委託業者ですとか食材の納入業者に指導を徹底して、安全で安心な給食の提供に努めているところです。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

これからも安全に努めていただきたいなと思います。安全な期間が過ぎると、先ほども言いましたけれども、どうしても緩むと。給食調理員の方には、ぜひともいろんな場面で安全の教育を心がけてほしいなと思います。私は以前も言ったかと思いますが、直営の調理員はカキを一切食べない。徹底しています。おいしいカキが出てくると、私のところに全部集まるというくらい徹底しています。そういう意味では、委託といっても市内の子どもたちの給食ですので、ぜひとも研修なり進めていただいて、何か起きたときには、これまでどおり対応していただければと思います。ありがとうございます。

次に——もう総務部長が陣取っておりますので、先ほど山本委員がストレスチェックの話をして、私もいろいろあったんですが、このストレスチェックシートはいろいろ種類があるんですが、先ほど教育委員会事務局理事が57項目と言いました。どうしても自分でストレスを感じていても、これを出すと感じたと思われるといけないから、反対のほうに——例えば非常にたくさんの仕事をしているんだけど、やや違ふと。勤務時間に仕事を処理しきれない。いや、違ふ。勤務時間に仕事を処理できているよと書けば、これはストレスがたまっていないと判断される。そういう意味では、意図的にもできるので、いわゆるこの担当部である総務部として、このストレスチェックをどう活用されるのかお伺いします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 ストレスチェック制度の内容とその活用方法についてお答えいたします。

まず、ストレスチェック制度実施の経緯からお答えいたします。

近年、仕事による強いストレスが原因で精神的な疾患を発病し、労災認定される労働者が増加傾向にありますことから、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することが重要な課題となっております。このような背景を踏まえまして、平成27

年 12 月に施行されました労働安全衛生法の一部改正により、心理的な負担の程度を把握するための検査及びその結果に基づきます面接指導等を内容とするストレスチェック制度の実施が事業者に義務づけられたところでもあります。

このことから、本市におきましても、職員自身のストレスへの気づきを促しますとともに、職場改善や働きやすい職場づくりを進めることによって、職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的に、平成 28 年度から年に 1 回、臨時職員や嘱託員も含めて、全ての職員を対象にストレスチェック制度を実施しているところです。

実施に当たりましては、労働安全衛生関係法令及び厚生労働省が定めました実施マニュアルに基づきまして、各事業場の衛生委員会で実施内容を検討した上で、外部健診機関に委託して実施しているところです。なお、これら法令等におきましては、受検——検査を受けることを強制したり、回答状況や記載内容といった個人情報をも本人の了承なしに職場などに漏らすことや、その結果によって不利益な取り扱いをすることは禁じられているところです。

ストレスチェック制度は、職員が各質問項目に回答する形で受検しまして、ストレスの傾向や程度が分かりやすく図表化された結果表を受け取ることで、自分のストレスの状況を把握することができるというものです。

この結果表には、改善方法などのアドバイスも記載されており、セルフケアに役立てることができるようになっております。また、高ストレスと判定された職員には、産業医との面談を勧める文書もあわせて送付されており、本人の希望があった場合には、市が産業医との面談を設定し、面談の結果によりましては、産業医の判断によって、本人、所属課等に就業上の意見が出されることになっております。このほか、受検者が 10 人以上の所属課に対しましては、課全体の状況が分析されまして、職場環境の改善のためのアドバイスとして取りまとめられたものが所属課長宛てに送付されており、各課におきまして、職場環境の改善に役立てているところです。

今後も、職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止し、働きやすい職場づくりを進めていくため、ストレスチェック制度の適正な実施と活用に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

ストレスチェック制度は、今の話を聞くと私みたいなひねくれ者は、ストレスが多いと面談されるかなと思えば反対に書くということもありますが、大変大事なことです。これを聞いている横の人たちが、いわば現場できちんと正直に書いてよと。これをぜひとも進めていただきたいと思います。職員に何がストレスかと聞いたら、議員に質問されることが一番ストレスだと言われまして、いつも大変ストレスをか

けておりますが、これも仕事ですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。ストレスチェックについては、後のメンタルヘルスのこともいっぱいありますけれども、これで終わりたいと思ひます。

これを言う前に先に聞いてしまひませうか。アウガに移転をする、来年の1月から新たなスタートをすると。どういふスタートになるか楽しみにしてはいますが、私はアウガに配置する部署についていろいろ見て聞いて、大変ちよつとなと思ふところがありますので、この配置する部署について基本的にどのような考へに基づいて配置されたのか、配置するの考へをお答へください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガに配置する部局の基本的な考へ方についてのお尋ねにお答へいたします。

市では、昨年12月にアウガ・新市庁舎に係る新たな対応方針を取りまとめまして、アウガを市役所庁舎として最大限活用することとし、このことによりまして、新市庁舎の整備規模を大幅に圧縮することとしたところであります。この新たな対応方針は、市民の利便性を高めるとともに、市の財政負担を極力軽減し、迅速に取り組みを進めるとの考へのもと策定したものです。

アウガへの市役所庁舎機能の導入に当たりましては、市民の利便性を高めるといった新たな対応方針の策定趣旨のもと、ワンストップサービスの実現に向けた総合窓口を配置するなど、これまで本庁舎、柳川庁舎に分散しておりました市民の皆様が訪れる窓口を集約配置することを基本に、業務効率等をも考へし配置したものです。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 市民の窓口という答弁をいただきました。その前に、先週からアウガの備品のことが半分以上を占めまして、大分この予算特別委員会で予定していた質疑が私の頭の中で圧縮されて、津軽弁で言えば、かなりあめできたなと思ふんですが、きちんと冷蔵庫で復活させるべく、今、頭の中をくるくるしております。

新たに入れるところ、窓口とあるんですが、その前に少し。さっきのアウガのことも含めて、私は2つほど大変気になることがあります。これは議員になる前のこととなってからのことです。

1つは、いわゆる平成21年12月の2億円の緊急融資の議案の提案の仕方。あのころはアウガはもうやばいという話になって、12月の定例会に議案を出さないで、ぎりぎりになっていわゆる臨時会に出したと。その後の中身でいえば、9000万円が払えないから、じゃあ12月ぎりぎりまで9000万円売り上げて、何とか乗り切ろうというあれかなと思ひつつも、ちよつと違和感があるなど。先を見据えて再建計画を読んだら9月か定例会にきちんと上げてという思ひが1つあります。これは職員のとときです。

それから議員になってから。これは両方とも議員になってから気がついたのですが、いわゆる黒石地区清掃施設組合の問題です。平成18年に新しい工場をつくるに当たって、ごみの減量化計画に携わった一人として、焼却炉をこれだけのことをやればと決めた。その後、焼却炉が減量になった。だけれども鹿内市長になってから、当時予定された指定ごみ袋もやっていない、分別も進んでいない。現場から収集状態を聞くと減っていない。減量化は何もやっていない。それで、黒石地区清掃施設組合からの脱退はすると。ずっとするで来て、いきなりしないと。この2つのことと先週の経済部のことを考えたときに、どこかで情報が詰まっているんじゃないかという私は疑問が湧きました。そうではないかもしれませんが、そうであってはならないんですが、本当に一人も、一番下の職員も、平も知らなかったのかもわからないし、係長も課長も次長も、部長まで情報が来なかったかもしれないけれども、今回のアウガの移転についても、私は当初計画で実際にやってみないとどんなのかわからないという思いがありますので、実際にやってみて、配置してみてどうかというところをこれから質疑したいと思います。

その前に先ほどの答弁の中で、市の窓口、市民が来る窓口と言いました。私はあくまでもライフイベントにかかわる総合窓口が主体だと思っていましたので、市民が来る窓口というのは、市民の定義というか、ちょっとその点がわからないんですが、市民の定義はどう捉えているのか、雑駁ですが、定義についてお答えください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガに配置する部署に関連しての市民についてのお尋ねであります。

これまで答弁等を申し上げてきたのは、アウガの1階から4階にライフイベントに関連する手続をワンストップで行うことができる総合窓口のほか、市民の皆様が訪れる部門を集約配置すると御説明、御答弁等々してまいりました。いわゆるライフイベントに起因するものについての手続をワンストップで行うことを、総合窓口として1階に配置したいと思います。2階、3階、4階にはそれ以外でライフイベントに関連はしないんですけれども、市民の皆様が訪れる部門、窓口を持っている部局単位で配置を予定したものでありまして、市民の範囲ということではなくて窓口部門、もしくは窓口を有する部局を1階から4階にまとめたいという趣旨で御答弁なり御説明なり申し上げてきたところです。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 そういう手があったか、窓口ね。私また、市民と言ったら、誰でも市民かなと思いました。時間もかなり少なくなったので、私は、実際に物を配置したときに、果たして職員の職務環境が良好な形をとれているのか。私はこれまで職員が働く環境、働く条件も含めて最良の形を目指すことが市民に対して最良のサービスを提供できる、そういう思いで活動してきました。そういう意味では、果たし

て今のアウガの状況でそういう環境がつかれるのかという思いでこれからちょっと質疑したいと思います。

これまで本庁舎、柳川庁舎を含めて食堂やら保健室やら——柳川庁舎に保健室はないけれども、職員支援室とか、この職員の福利厚生をどのように考えているのかお答えください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガにおける職員の福利厚生についてのお尋ねであります。

市といたしましては、職員の福利厚生は必要なものと認識しております。保健室、職員支援室につきましては、アウガの4階に配置することを予定しております。また、職員用の食堂であります。これにつきましては、アウガ周辺で食事のできる環境がありますことから、アウガ内に職員用の食堂を設置することは考えておりません。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 今、周りに昼飯を食うところがあると言ったね。そんなあるかな。アウガに行く人はみんな飯をどうするんだと。弁当になるでしょうけれども、この話は橋本議員の一般質問で、外で飯を食うのに60分必要だからと、県の職員がそうだからと。私はそのとき、60分にするか45分にするかということをやったので、私も60分がいいなと思って提案したら、子育て支援の人たちにしこたま叱られました。60分にしたら帰る時間が遅くなるでしょうと。そういう意味では、橋本議員がいい質問してくれたなと。橋本議員の質問要旨からいうと、私は昼間は60分にして帰る時間を5時にすれば、これはすばらしいと思ったら、何てことない、帰る時間は5時15分だと。条例上でいうと長くすれば違反になるんだけれども、短くすればいいんじゃないかなという話になりましたけれども。そうすれば食堂の話からずれたけれども、食堂は、かつてこの周りにいっぱいありましたよ。でもなくなった。もうここ数年、給与が下げられて先の見通しが暗いから、みんな弁当を持ってきたり、かつては500円の弁当でしたよ。500円が主流だと。それが400円、380円、二百何円になった。そういう意味では、勤務時間の問題ではないんですよ、弁当とか、外に食べて行くのは。お金に余裕がある方は昼からステーキでも食いにいくかもわからないけれども、一般の職員は今、飯はほとんど弁当です。地下の食堂に食べに行っていると、現状では。周りに行く人は数少ないです。そういう意味では、周りに食堂があるけれども、実際は、アウガでは中で食べるということが、私は実態だと思います。それほどみなさん余裕あるわけではないので。

それでは食堂について、弁当を持ってきたときに執務室で食べさせるのか、提供しなくてもいいから食べる場所は確保されているのか。今の総務部長の答弁だと外に出て食えと。中に食うところがないんだから外に出て食えという話だから、そう

すれば昼飯を食う補助金を出さないとだめになります。どうですか、そこ。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 職員の昼食用の場所の確保についてのお尋ねにお答えいたします。

職員の昼食用の場所につきましては、4階の従来アウガのテナントの従業員等が利用しておりました食堂のスペースがありますので、そこをまずは想定しています。そのほか、場所的な広さの確保とすれば、各フロアに会議室を配置しておりますので、その会議室の運用という形の中で工夫してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 今、食堂のスペースがあると。ごめん、想定外の質疑だけれども、アウガには臨時職員入れて、それから職員入れて、その他といえど——800人でしたか、1000人でしたか2000人でしたか。(発言する者あり)900名ですか。900名が一斉に飯を食うわけではないから、窓口があるんでそうはならないけれども、この食堂スペースとフロアにある会議室で大丈夫だという認識でよろしいですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

アウガに配置される職員、臨時職員等含めて900人程度を想定しておりますけれども、その900人というおおむねの人数が一斉に食事をするような別な場所、スペースの確保はなかなか難しいので、それに関しては先ほど御答弁しましたように、4階にあります従来使われていた場所と、各フロアにあります会議室の運用の工夫という形で対応したいと考えています。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 これ以上言っても、運用すると言うから。

あと、休憩室の問題です。この前ある会合に行きましたら、女性陣が最近生理休暇がとられていないと。いろいろプライバシーのことがあるので、とりにくいんでしょうけれども——とりにくい環境もまた問題なんだけれども。今、少しだけでも女性用の畳の部屋、横になる部屋があります。アウガには、この畳の部屋がつけられるのかお答えください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガでの職員用の畳の部屋があるのかというお尋ねにお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、アウガ4階に従来テナントの従業員が利用していたスペースがありまして、そこを畳敷きにするような想定はしておりません。畳敷きではないけれども、職員の休憩室ということで場所を設けております。また、体調が悪くなった職員等については、4階に保健室をまた別個に設けており、そこに

はベッドを置きますので、その保健室を活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ベッド何個あるのかという細かい話はいいとして、あとは更衣室、ロッカーです。もっと細かく言うと、あそこを仕切るのが網だと。では帰りに机の上のものをしまう鍵つきのものが全部必要になる——それはいいけれども。いわゆる更衣室です。時間差で出勤しますから、一気にではなくても、それぞれプライバシーが確保された休憩室なり更衣室は確保されているのですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガでの更衣室の確保についてのお尋ねであります。

アウガ内の職員着がえ用の更衣室につきましては、これまでテナントの方が利用していた4階にロッカールームがありますので、そのロッカールームをそのまま使う予定としており、プライバシーにも十分配慮したいと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 それは、臨時職員も全ての人の対応分のロッカーが確保されていて、そこに朝、半分以上の人が来て、一斉に着がえして大丈夫だと捉えてよろしいか、お答えください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

朝の出勤時間帯に集中して一斉に着がえるほどのスペースではないものと認識しています。出勤時間については、相当ばらつきもありますので、そういった意味で一斉に着がえるという場面はちょっと想定しておりません。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 一斉に着がえるといっても、半分半分出るんだから一斉に着がえることはないでしょうが、時間もないのであと少しです。

あと入る部署について、この電話帳にある部分で私がちょっと聞いたのは、青森市町会連合会が入ると、青森市老人クラブ連合会が入ると聞いたんですが、間違いないですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガへ配置されます市の関連団体等についてのお尋ねにお答えいたします。

アウガに配置を予定しております市に関連する団体としては、藤田委員御紹介の町会連合会及び老人クラブ連合会及び市の指定金融機関であります青森銀行の3つを想定しています。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 それぞれありますが、そのほかにもまだ市の職員のためにやっている団体があるんですが、なかなか私は言いにくいです。

あともう時間がないのですが、私は今回、アウガには無理くり当初計画のときに入れていて余裕がないなど。さんぽぽをふやしたけれども、総合窓口があるんだったら市民サロン、市民が少し集う場所をふやして、いわゆる総合窓口はライフイベントの関係だけを入れればいいんじゃないか、そういう思いがあります。そういう意味では、今般、隣のサンフレンドビルを青森商工会議所が買いました。私はそこも——アウガの床を買い取った担当者もいるようですが、買い取って市の施設として活用すべきだなどと思います。あと2分。

最後に、今回アウガに入ります。ちょっとこれはしゃべっていないけれども、青森市職員安全衛生委員会は、多分、副市長が今度トップになる、総括の安全衛生管理者になると思うんだけど、私は配置になってからでも、なる前でも、この安全衛生委員会で第24条の職場衛生を踏まえたパトロールをすべきだと思うんですが、そういう考えはないですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 安全衛生委員会によるパトロールということでのお尋ねであります。

それぞれ事業場ごとに衛生委員会を設けております。例えば本庁であれば本庁衛生委員会です。それぞれの衛生委員会ごとにこれまで職場巡視、いわゆる職場の安全衛生に関しての巡視をしております。新しくアウガに庁舎機能を移転しましても、その職場巡視については継続して実施してまいりたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 最後に要望しておきたいと思います。先般、サテライト保育というのがあって、豊洲駅から郊外の保育所に行って保育をすると。さんぽぽができました。職員の間にも残業する、男性女性問わず保育所に預けると。午後5時になっているけれども、午後5時以降は市の互助会がきちんと運営をして、外にいる子どもたちを集めてアウガの勤務も終わった後、またアウガで残業が必要になった場合も、安心して近くに置いて、帰りに連れて帰れるというさんぽぽの運営をお願いをして、時間になりましたので終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○小倉尚裕委員長 この際、委員の皆様申し上げます。本委員会の開催要領では、会議時間は午後5時までとなっておりますが、本委員会に付託されました議案の採決終了まであらかじめ会議時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 それでは、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 済みません、お疲れのところ。質疑に入ります前に、感謝と要望を申し上げたいと思います。

前回の予算特別委員会の際に、中世の館の屋根のペンキ塗装についてお願いをしましたところ、さっそくペンキ塗装していただきまして、2階のほうまではなかなか無理だということで、職員の方がきれいに塗装されておりました。でも従来のペンキの色と違って、ちょっと色にむらがありますけれども、従来の塗装の色はとて高い色なんだそうです。でも職員の方がやられたということで、職員の皆様には本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。またもう1つ、合浦亭へ台車の配車をお願いしたところ、これも快く早速受け入れていただきまして、配車をいただきましたことを感謝申し上げます。

それと1つ要望があります。この前の一般質問で、浪岡グリーンツーリズムの方の補助金について、新規の方へもお願いしたいということをお願いした折に、農林水産部長のほうからは、地元の会員の方とざっくばらんに意見交換をしたいというお話がありました。そのことを早速お伝えしましたら、グリーンツーリズムの会員の方は、何だかそういう話になると上の人だけでやって、私たち下の人には全然伝わらないんだよなということをおっしゃっていましたので、何とか全会員を集めて、そしてこういうお話し合いをしていただきたいということを要望させていただきます。

それでは、今回の青森市補正予算案の概要の中のアウガへの市役所庁舎機能の配置関連経費、つどいの広場運営事業、託児室整備事業に関連して質疑させていただきます。

私は、10年以上も前から毎月1度アウガのカダールを利用させてもらっています。この間、5階の託児室の使用が気になり、いつものぞいていますが、利用されていたのはこの十何年間で、土曜日ですけれども2回ぐらいしかありませんでした。このカダールの託児室の利用状況についてお聞かせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 アウガのカダール託児室の利用状況についての御質疑にお答えいたします。

カダール託児室は、アウガの青森市男女共同参画プラザカダール内の5階に設置されており、プラザ内の研修室での講座やAV多機能ホールでの催事などの際に、利用されるほか、中心市街地での買い物や通院などのときにも利用いただける施設となっております。当該託児室の利用時間は、午前9時から午後9時半までとしており、対象児は1歳6カ月から就学前の幼児で、料金は1時間600円、原則として1日3時間までで、利用日の前日までに予約していただくこととしております。

当該託児室の利用状況ですが、平成26年度は129人、平成27年度は109人、平成28年度は173人に利用されております。

○小倉尚裕委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 聞き取りの際にお聞きしたんですけれども、平成 26 年度に開館しているのは 350 日、そのうち利用したのは 94 日です。利用者は 129 人、1 年間で 94 日ですよ。平成 27 年度、開館しているのは 351 日、利用日数は 79 日、利用者は 109 人。平成 28 年度、350 日、利用しているのは 110 日、利用者は 173 人、1 年でこの数字です。なぜ利用者がふえないと思いますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 なぜ利用者が少ないかとの再質疑にお答えいたします。

本施設は先ほども御答弁を申し上げましたが、男女共同参画プラザ内の研修室での講座、AV 多機能ホールでの催事、また中心市街地での買い物や通院などアウガ周辺での用事がある方などに御利用いただけるようにしております。

利用状況が少ないということでもありますけれども、本施設はただいま申しあげましたように、父母等の一時的な用事のため 3 時間までの託児としており、幼児を常時託児する施設ではないこと、また幼児をめぐる環境につきましては近年、保育所などでの一時預かりが充実してきていることや子どもの数自体が減少してきていること、男女共同参画意識の浸透などの社会環境の変化も想定されるところであります。

しかしながら、平成 28 年度の利用実績は 173 人で、平成 26 年度から比較して約 34%ふえており、また今年度は 8 月までですがさらに伸びてきておまして、9 月以降前年度と同程度のニーズだと見込んだとしても、通年で前年に比べ約 23%の増加となり、潜在的な需要はまだあるものと考えられますことから、今後とも一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 増加しているということですがけれども、ここは保育園とは違って短時間預かる場所ですよ。増加しているとはいえ、開館 350 日中 110 日しか使われていません。使われない理由として今、市民生活部長がおっしゃったように社会環境の変化が想定されるとの答弁でした。じゃあその社会的変化を感じて改善策をして、どのような方策を講じているのかお伺いします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 先ほど私、社会環境とすれば保育所などの一時預かりの充実、子どもの数自体が減ってきていること、男女共同参画意識の浸透などと申し上げましたがけれども、一方で昨年度、また今年度も利用者は増加してきているということでもあります。

私どもでは、これまでも広報等について行ってきておりますけれども、昨年度にはチラシをリニューアルして、また配置場所もふやしてきております。これまでの取り組みとすればそういう形で、PR を強化してきているということでもあります。

○小倉尚裕委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 パーセンテージが上がっているというのは、利用した日数に子ど

もの数をするから上がっているのもあって、全体としては何も伸びていないですよ。少しの人数ですよ。

これからこのカダールは、どのようにPRしていこうと考えていますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 これからのPRについての御質疑であります。

先ほど申し上げた広報のほか、今後につきましては指定管理者が年内にカダールのホームページを作成いたします。施設案内のホームページを作成いたしますので、その中で詳細に掲載していくこと、また子ども関連行事にあわせたチラシの配布、またアウガ2階のさんぽぽへカダールの託児室のポスター掲示やチラシの配置、またカダールの御利用を必要とする方へお知らせいただくなど、さんぽぽとも連携して幅広く周知してまいりたいと考えています。

○小倉尚裕委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 私もこの質疑するに当たって、カダールの託児室を改めて見せていただきました。ちょうど子どもさんが1人いて、シッターさんが2人おりました。子どもさんと一緒に魚釣りのゲームをして遊んでいたところです。シッターさんも言っていました。「ここはPR不足だと思うんだけど、この存在を知っている人が少ない」ということで、何とかこのPR方には力を入れて、たくさんの方に利用してもらえるように努力をしていただきたいということを申し上げて、この項は終わります。

次に、つどいの広場「さんぽぽ」の利用状況及びこの1月からの変更点についてお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 小豆畑委員の青森市つどいの広場「さんぽぽ」についての御質疑にお答えいたします。

青森市つどいの広場「さんぽぽ」は、子育ての不安感や孤独感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的に、子育て親子の交流等を促進する子育ての支援拠点として、平成17年度にアウガ6階に設置したものです。このさんぽぽでは、子育て親子の交流及び集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助の実施、また地域の子育て関連情報の提供や子育てに関するイベントや講習の実施の支援を行っており、子どもの遊び場として、また自由に集い親同士で交流する場として、乳幼児とその保護者に気軽に御利用いただいているところであります。

さんぽぽの利用状況であります。過去3年間で見ますと、平成26年度につきましては延べ人数ですが、2万1441人、平成27年度につきましては2万1291人、平成28年度につきましては2万1070人に御利用いただいているところであります。なお、さんぽぽにつきましては、市役所庁舎機能のアウガ移転に合わせまして、より多くの方々に御利用いただけるよう、アウガ6階から2階に移転・拡充することとしているところであります。

具体的には、まず室内について、これまでの約 136 平方メートルから約 220 平方メートルと約 1.6 倍に広がりますとともに、北側の一面がガラス張りとなっていることから、明るく開放感のある環境となるものと考えております。

また、開設日につきまして、現在は月 1 回休館しておりますが、12 月 29 日から翌 1 月 3 日のいわゆる年末年始を除き毎日開設することとし、開設時間につきましても、現在は午前 10 時から午後 4 時までであります。平日については午前 9 時から午後 6 時まで、土日・祝日については午前 9 時から午後 5 時までに拡大することとしているものであります。さらにお子さん連れで庁舎窓口を訪れる方の利便性の向上を図るため、保護者の方が窓口で各種手続等を行う間、保育士が無料でお子さんをお預かりする託児機能を付加することとしているところであります。

アウガへの市役所庁舎機能の移転に合わせ、リニューアルする青森市つどいの広場「さんぼぼ」をこれまで以上により多くの子育て親子に御利用いただきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 変更点の一つは、6 階から 2 階に移ること。2 つには、室内が広がること。3 つには、開設時間が拡大されること。時間、日にちもそうですね。

それで、託児機能が付加されるそうですけれども、5 階にある先ほどのカダールの託児室の活用は考えなかったのでしょうか。究極は託児という目的なのですから、当然話し合われたと思いますがいかがですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 託児に当たりまして、5 階の託児室の活用を考えなかったのかとの御質疑にお答えいたします。

5 階のカダールの託児室につきましては、先ほど市民生活部長のほうからお答えしたように、青森市男女共同参画プラザ内の研修室で研修とか講座、あるいは催事等を行う際、さらには中心市街地、買い物等の御利用する際に御利用すると。2 階で行うさんぼぼでの託児につきましては、お子さん連れで庁舎窓口を訪れる方の利便性向上を図るため、保護者の方が窓口で各種手続を行う間、保育士が無料でお子さんをお預かりするというところで行おうとしております。

このことから、お子様連れ——それぞれの対象、内容が異なること、それとお子さん連れでいらっしゃる方が各種窓口の近くで、そしてまた、2 階に子育て関連の窓口もあることから、2 階で行うことで気軽に御利用いただけるのではないかという考えのもと、今回 2 階で行うこととしたものです。

○小倉尚裕委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 役所だからそういうことを言っているんですよね。自分の会社だと思ってみてください。1 つの建物の中に 2 つ必要でしょうか。いろいろ理由はありますよ。でも、それをお互いに考え合って 1 つにまとめていかなきゃいけない

んじゃないんですか。

では次、質疑いたします。さんぽぽの託児では、安全面とか衛生面の管理は、どのように実施していくのか。また、さんぽぽ内にトイレや洗面台、調乳のための設備はありますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 さんぽぽの安全面、衛生面の管理及び洗面台、トイレ等の設備についての御質疑にお答えさせていただきます。

さんぽぽにつきましては、安全面、衛生面での管理が重要であるとの認識のもと、室内の柱等を衝撃吸収材等で覆ったり、あるいは遊具やその周辺に安全マットを敷くといった安全対策、さらには衛生面でも室内の清掃とか消毒等について、これまでも配慮してきたところです。

今回、託児を実施するに当たりまして、その特に配慮した部分ということで、これまで2名の子育てアドバイザーということで配置しておりましたけれども、さらに保育士2名を配置することとして人員体制をまず整備したこと。さらには小さいお子さんと異年齢の方が遊ぶこととなりますので、パーティションとかコーナーガード等で遊ぶゾーンというのをしっかりと仕切らせていただくとともに、遊具、玩具等の毎日の清掃の徹底、これらを図ることとしているところです。

また、設備についてですけれども、室内には、手洗い用の洗面台は設置しております。ただ、トイレとか調乳のための設備は設置しておりません。なお、トイレにつきましては、同じ2階のフロアの男女のトイレにそれぞれ子ども用の便器と手洗い用の洗面台を設置していただいたということです。

○小倉尚裕委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 2階の男女のトイレにそれぞれ子ども用の便器も設置しているということですがけれども、託児室にトイレがない、廊下に一旦出て保育士さんが連れて出ると。そうすると託児室内は手薄になりますよ。何人子どもさんが来るのかわからないですけれども。

5階の託児室——先ほど私が見てきたと言った5階のカダール託児室は、トイレや洗面、調乳、全部部屋の中にあるんですよ。なぜ利用者の少ないカダールの託児室を活用しないのか。カダールの託児室を担当する課と協議をしてみたんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 カダールの託児室担当課と調整を行ったのかという御質疑でした。

さんぽぽの移転、託児機能の追加に当たりましては、現在カダール託児室を担当している担当課との間で、それぞれの実施目的、あるいは対象者、実施方法についての確認をさせていただきました。結果として、その対象者や目的が異なることから、カダールの利用者と窓口に行政手続等——先ほどと同じ答弁になるんですが、

窓口には手続に訪れる方、それぞれの目的に合った近い場所で実施していくということになったところです。

○小倉尚裕委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 さっきも言いましたけれども、それぞれ少しずつ歩み寄って、大事な税金で賄われているんですよ。自分のお金だったら、誰もそういうことはしないと思いますよ。2階だろうが5階だろうが、少し考えてもらいたいと思います。

それで、さんぽぽで託児をするときの対象者の制限は、どのようにする予定でしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 さんぽぽで託児するお子さんの対象者の制限という御質疑です。

さんぽぽでお子さんをお預かりする際には、保護者の方にお子さんの体調とか必要な配慮点などについて、確認させていただくことを想定させていただいております。その際に、例えば発熱していないかとか、あるいは怪我等のために特別措置が必要でしょうかとか、医療的なケアは必要でしょうかということを確認させていただいて、場合によっては御遠慮いただくという場合も想定しておりますけれども、詳細については今後マニュアルを作成する中で、きちんと定めていきたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 それでは、さんぽぽの託児を希望するときの受付の手続はどのようにするつもりでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 さんぽぽの託児のほうの受付の手続についての御質疑です。

これもまだ詳細は確定しておりませんが、御希望の際に受付のほうで保護者と子どもさんの住所とかお名前、それと子どもさんの年齢とか連絡先といたしまして、携帯電話、スマートフォンなどの番号、それと用件——どちらのほうの窓口にいらしたのか等をきちんと確認させていただきたいと思います。

それと、先ほどちょっと申し上げましたけれども、保護者の方に体調とか保育するに当たって必要な配慮する点などを確認させていただきたいと考えております。詳細については、今後マニュアルでしっかりと定めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

全国で調べてみると——今の新しくなるところは託児開始時間も、朝9時からを予定しているようですけれども、朝8時半からとしているところや、それから託児の月齢もおおむね3カ月からとしているところもあります。でも、ネットで調べた

限りでは、1つの建物の中に2カ所託児をしているところはありませんでした。いろいろお聞きしましたが、私は2階で広くなるスペースはたくさんの親子が訪れ、ゆったりのびのびとした場所で、交流をしたり情報交換をしたりするために——今までのさんぽぼの用途ですよね。そのために使っていて、託児はきちんと施設の整っている、しかも子ども1人につき1人のシッターさんがつく。そして、お昼寝の布団も準備しています。5階の託児室で1時間であろうが3時間であろうが託児という目的は同じなはずです。

何回も言います。1つの建物の中に2カ所の託児室は必要ないと思いますので、大切な税金の使われ方を考えていただきたいということを申し上げて終わります。

ありがとうございます。

○小倉尚裕委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後5時30分からといたします。

午後4時56分休憩

午後5時29分再開

○小倉尚裕委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 市民クラブ、竹山美虎でございます。

まず冒頭、増田副市長、きのうお通夜、きょう葬儀ということで、私も同じ年ということで、増田副市長にも大変お世話になりました。心から御冥福をお祈りをしたいと思います。時間もありませんので、早速質疑をしていきたいと思います。

今定例会は、市長からの提出議案の説明にもあったように、青森市のまちづくり、将来設計における大切な議会だと認識をしております。そういう意味では、大きな節目の議会であります。今後のアウガ、あるいは新庁舎整備などざっくりと一連の流れを考えますと、債権放棄、アウガの床と土地、建物の地権者共有持ち分の一部を取得する。その上で、アウガへの総合窓口機能の設置、新市庁舎の建設ということで、合併特例債の活用も含めたタイトな期間の中での、これからの事業といえますか、進行になると考えます。

そのことを含めて、まず1点目は、アウガの活用、庁舎の総合窓口移転について、議案別冊平成29年度青森市一般会計補正予算第2款総務費第1項総務管理費第3目財産管理費に関連して、アウガへの庁舎機能移転配置計画について、伺っていききたいと思います。

平成30年1月に全面供用を開始する予定となっておりますけれども、改修工事

は8月末で終了したとのことでした。工事後の状況について、議員への説明も含めて現地の視察について考えているか、お伺いします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガ改修工事後の状況確認についてのお尋ねにお答えいたします。

市役所庁舎機能のアウガ移転に伴いますアウガ内部改修工事及びOA用電源改修工事につきましては、8月末をもちまして工事が完了したところであります。また、あわせて行っておりました電話交換機改修工事については、9月19日に工事完了したところであります。また、今後、窓口表示案内板等を含め庁内サインの整備を行うこととしております。

議員各位には改修工事後の状況等について、視察をいただく機会を設けたいと考えておりますが、今定例会終了後に、このサイン整備工事の発注のための作業を終えた後、できるだけ早い時期に御案内させていただきたいと考えています。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 内部の改修工事、それからOA用の電源の工事が8月末で終了したと。そして、電話の交換の関係については9月19日に終了し、今後庁内サインを含めて行っていくと。この庁内サインの工事終了後に議員への説明ということではないですか。もう1回。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 御答弁申し上げます。

庁内サイン工事の工期は12月までを予定しております。したがって、先ほど御答弁申し上げたのは、このサイン発注工事のあらかじめの作業がありますので、それが進み次第、できるだけ早い時期にということでお答弁させていただきました。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 わかりました。ぜひ現場でまたいろいろなものが出てくるかもしれませんので、議員への説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

これまでアウガへの市庁舎機能の移転に際して、職員の間で共通認識を持って進めてきたと思ひますけれども、これまでの状況についてお示しください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガへの市役所庁舎機能移転に際しての職員間での共通認識についてのお尋ねにお答えいたします。

アウガ・新市庁舎に係る新たな対応方針でお示ししましたとおり、アウガを市役所庁舎として最大限活用することとしたところであり、この方針につきましては、庁議等を通じて全庁的に意識共有を図ったところです。その後、1つに、本年1月にアウガへ移転する予定の各課等に対しまして、アウガへ移転することにより各課

等の業務への支障等について事前調査を行ったこと。2つに、4月ですが、アウガへ移転しない各課等に対しましても同様の調査を行ったこと。3つに、アウガへ移転する各課等に2回にわたりまして、アウガの現場を確認してもらったことなどを行ってまいりました。

このようにアウガへの市役所庁舎機能の導入に当たりましては、これまで支障調査や現場確認などを通じまして、職員からの意見等を踏まえめるとともに、平成30年1月に予定しております全面供用開始に向けまして、共通認識のもと進めているところです。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 わかりました。意識の共有を図って事前調査をしてきたこと、あるいは移転しない部局についても調査をしたと。そして、2回にわたる現場確認も行ったということでしたけれども、その際に、いろんな課題とか出てきたのかどうか、そしてそれをちゃんとクリアしているのか、現場確認の経過と状況についてお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガへの移転に際しての現場確認等についてのお尋ねにお答えいたします。

アウガの改修工事に当たりまして、アウガへ移転を予定しております各課等には、改修工事着工前の本年4月11日から13日の間及び改修工事期間中で執務室のカウンター設置後の時期であります8月8日から10日の間、この2回にわたりまして、現場を確認してもらったところでもあります。この現場確認には、総務課の新庁舎等の担当者が現場に立ち会いまして、その際には、建築基準法や消防法など法制度上の問題がなく、例えば既設の壁の撤去など対応可能なものにつきましては、この工事期間内に対応したところです。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 わかりました。4月と8月に現場確認したと。そしてそれに基づいて、関係する法律に違反しないように、触れないように対応したということでした。今、工事もそれぞれ進めておりますけれども、もし仮に、全面供用開始前に業務に支障となるような課題が出てきた場合の対策、対応について教えてください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 全面供用開始前の業務への支障等についてのお尋ねにお答えいたします。

お答えしました現場確認以降におきましては、対応できるものについて対応しております。その後各課等から業務に支障があるといった意見は寄せられておりませんが、仮に、アウガの全面供用開始前に業務に支障が出ることが判明した場

合は、当然対応しなければならないと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 いずれにしても、万全を期して対応してほしいと思います。とにかく総合窓口にしたのに使い勝手が悪かったり、市民から苦情が寄せられるということがないように、しっかり対策をしてほしいと思います。それにしても、人の往来や交通量がふえる、そしてにぎわいが創出されるということになれば歓迎すべきことだと思いますけれども、それにしても渋滞は大丈夫だろうかと思います。ここは質疑しても従来の答弁しか返ってこないと思いますので、しっかりと対策してほしいと思います。

次に、新市庁舎建設について、議案別冊平成 29 年度青森市一般会計補正予算第 2 款総務費第 1 項総務管理費に関連して、新庁舎の整備事業についてお伺いをします。

今定例会で補正予算が可決ということになれば、建築、電気設備、機械設備工事の入札を行って、第 4 回定例会にその契約承認の議案を提出するという認識でよいか、まず伺います。また、新市庁舎の建設工事は、いつから着手して、どのように進めるかお伺いします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 新市庁舎建設工事の着手時期と進め方についてのお尋ねにお答えいたします。

新市庁舎に係る建設工事関連予算につきましては、今定例会に補正予算として提出し、御審議をいただいているところであります。この補正予算案の御議決をいただければ、その後、本年 10 月中に入札公告を行い、入札を執行し、その落札者と仮契約を締結する予定です。その後、本年第 4 回定例会に契約締結に係る議案を提出しまして、この契約承認の御議決をいただいた後に、本契約の締結ということを予定しています。

新市庁舎建設工事には、本契約締結後、平成 30 年 1 月から着手する予定であり、具体的な行程としましては、まず、新市庁舎の建設場所となります現市役所前駐車場部分に仮囲い等を設置する仮設工事を行うこととなります。その上で、初めに工事支障物の移設または撤去を行う支障物撤去工事を行い、その後、くい工事など本格的な新市庁舎の本体工事に着手することとなります。本工事は、平成 31 年 10 月までの約 22 カ月間で行う予定としているところであります。その後、引っ越し作業を行いまして、新市庁舎の供用開始については、平成 32 年 1 月を予定しているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 わかりました。おおむねイメージとしてはつかめました。平成 30

年1月から着手すると。仮囲いをして支障物の撤去工事をやって本工事、平成32年1月に供用開始したいと。それで、その仮囲いの範囲なんですけれども、現在の——これは工事に着手してからということなると思うんですけども、平成30年1月から現在の正面駐車場は、もう利用できないと考えていいのかどうか。工事範囲、囲いの範囲はどういう範囲になるのか、イメージをちょっと教えてください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 新庁舎の建設工事期間中の仮囲いの範囲に係るお尋ねであります。

新市庁舎建設工事におけます工事の範囲としては、新市庁舎の建物部分及びその工事に携わります工事車両の作業動線を含めまして、現市役所前駐車場の全体を想定しています。したがって、工事期間中は駐車場の利用はできないこととなります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 そうすると、もう一面全部、正面入り口のところから全てが工事範囲に入る。ということになると、総合窓口はアウガに行くとはいつでも現庁舎に仕事で来る方はおりますよね、来庁者。その方たちの駐車場はどうしますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 工事期間中の本庁舎の来庁者用駐車場についてのお尋ねです。

工事期間中の来庁者用の駐車場につきましては、まず第1庁舎と第2庁舎の間、現在も駐車場として活用している中庭部分、それから第2庁舎の裏玄関側から急病センターまでの間にある駐車スペースの活用を想定しておりますが、その運用方法については現在検討中であります。

○小倉尚裕委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ということは、これも私のイメージですけども、中庭と急病センターの横ですよね。大丈夫ですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

中庭と急病センターの東側の建物沿いのところと、それからそのさらに東側の道路沿いの部分を想定しています。さらに、議会棟の工事がことし12月で終わりますので、足場の囲い等をとりますので、議会棟周辺の部分についても駐車可能という状態になります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 そうは言っても、例えば、契約課は本庁舎に残りますよね。入札の参加だとか一気に来客がある場合が当然想定されますよね。そういうときには、

どういふ——普通に考えれば駐車場がない、不足すると思うんだけど、そういう場合はどういふ対応をしますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長

○鈴木裕司総務部長 入札参加者に対する駐車場の回しと言いますか、運用についてのお尋ねであります。

入札に参加する業者に対しましては、駐車場が確保できないことをあらかじめ周知しますほか、近隣の駐車場を御利用いただくよう促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 大丈夫ですか、しっかりやってね。

あらかじめそういう想定される場合については、近隣の駐車場も含めて対応するということでした。あと、急病センターは壊して、今度、第3庁舎に入るということで聞いていますけれども、そこに来られるお客様も同様に駐車場を使うということでもいいんですね。それからもう1つは、急病センターとしての第3庁舎の改修工事があるのかないのか、お願いします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 急病センターに係る2点のお尋ねにお答えいたします。

まず、急病センターにつきましては、急病センターを御利用の方につきましても建物左側、もしくは道路沿いの部分について御使用していただく予定としております。それから、急病センターについては第3庁舎に移転を予定しておりますけれども、その移転に伴います改修工事については実施してまいりたいと、そのことを予定しております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 時間がないので以上にしたいと思っておりますけれども、いずれにしても短期でさまざまなことをしないといけないので、いろんな意味で関係者としてしっかり連携をとって前に進めてほしいと思っております。終わります。

○小倉尚裕委員長 次に、木戸喜美男委員。

○木戸喜美男委員 自民清風会、木戸喜美男でございます。

最初に所見を述べさせていただきます。8月からここ1カ月の間に私の住む西部地区——新城ですが、そこでは新城まつり、そして交通安全協会、防犯協会合同のパレード、そういったものを実施しております。また先般、町会の防災避難訓練など、こういったものに、新城中学校を初め新城小学校、新城中央小学校の皆さんが協力してくれて参加して、とりわけ祭り、そして防災訓練を盛り上げていております。こういった行事も地域とともに、そして開かれた学校といったもの、特に地域に関しては、学校が非常に協力的で地域の住民の皆さんが「いやあ、新城中学校

の方々はずばらしいね」といった、喜んでくれる声も聞かれます。私としては、新城中学校の後援会の会長もあずかっておりますが、地域の皆さんとともにこうしてみんなで喜ばれる地域づくり、そして学校、家庭、地域、本当に一緒になって地域がよくなる、こういったことで大変お世話になっていることに感謝申し上げます。ありがとうございました。これからまた新城中学校も、11月3日には新城中学校創立70周年の記念の行事が開催されます。関係者の方がおられましたら、ぜひお祝いしていただければ大変ありがたいです。

それでは、健康の森花岡プラザについて。私も健康の森花岡プラザの温泉や近くの湿生花園など利用しておりますが、市民からの市民バスを利用して花岡プラザに行きたいと要望もあり、議会で要望してきましたが、このたび10月1日から花岡プラザ近くの青森病院のバス停を経由して、道の駅「なみおか」アップルヒルとつながることになりました。大変今までの努力が身になったと思っております。ありがとうございました。何より青森病院のバス停より徒歩約2分で花岡プラザに行けるようになり、利用者が多くなると思います。交通アクセスの利便性を生かして、花岡プラザの施設の魅力を向上していく取り組みが必要だと思います。

そこでお聞きいたします。今年度の利用状況をお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 木戸委員の健康の森花岡プラザについての御質疑にお答えいたします。

健康の森花岡プラザの今年度の利用状況ですが、浴場施設につきましては4月が5563人、5月が5623人、6月が4541人、7月が4641人、8月が5587人となっております。

また健康づくりフロアにつきましては、4月が252人、5月が206人、6月が267人、7月が187人、8月が100人となっております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

温泉施設の6月及び7月の利用数が、4月、5月に比べ少し減少しております。その原因について、市はどのように考えているのかお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 健康の森花岡プラザの6月、7月の利用者数が減少している、その原因についての再度の御質疑にお答えいたします。

花岡プラザの温泉施設の利用者数につきましては、例年この6月及び7月が減少する傾向にあります。これは、6月が5月に比べて休日が少ないということ、それから農繁期に当たるということ、また気温が上昇しますとやはりどうしても温泉離れと言いますか、ちょっとお客様が減ることが原因であると捉えております。また、特にことしは7月が30度C以上の真夏日が続きまして、気温が非常に高かつ

たことで、利用者数が大きく減少したものと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございます。

利用者の減少は——新しい施設に初めての人は、ぜひ行きたい行きたいという人がおられます。そういう方がぐるっと一回りしてしまえば、ある程度減少するということもあると思うんですが、そこでリピーターをふやすとか、またこれまで花岡プラザに行くには、道の駅のバス停を利用すると上り坂を上って行きました。ところが、今回10月1日からのバスを利用することで、その上り坂を上らなくてもいいと。特に夏場、今はいいんですが、冬場になると本当に上り坂が急なところを滑ることもなく近いところまで行ける、そういった花岡プラザに行けること、こういった利用が非常に多くの方が利用しやすくなったのではないのかなと思います。

そこで、利用者の増加に向けた今後の取り組みについてお知らせいただければありがたい。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 木戸委員の今後の利用客増加に向けた取り組みについての再度の御質疑にお答えいたします。

御案内のとおり10月1日から、健康の森花岡プラザに近い青森病院前に市民バスのバス停留所が設置されます。このことから、市では次善の策として、市のホームページの花岡プラザのページに時刻表をまずは掲載することとしております。また、花岡プラザ内にも同様に時刻表を掲示して、市民バスを利用して花岡プラザを利用される方への情報発信というものに、ちょっと取り組んで行きたいというふうを考えております。

また、委員御承知のとおり、来年度から花岡プラザと花岡農村環境改善センター、それから花岡公園は、指定管理者による一括管理ということになります。市といたしましても、指定管理者としっかりと連携しながら各種イベントを展開してまいりまして、花岡プラザの利用者の増加につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

聞くところによると平成30年度から花岡プラザ、また花岡農村環境改善センター、そして花岡公園の3施設を一括管理する指定管理となるとあります。今後として花岡プラザ単独でなく、地域近隣と連携して利用者をふやすことができないか。例えば、道の駅「なみおか」でのイベントに参加して、イベント期間中の利用割引、また近隣の温泉と温泉とのスタンプラリーや花岡プラザ感謝デー、またポイント制などもさまざまなことを企画し考え、利用者増加につながることを要望して、この項は終わります。ありがとうございました。

それでは、次に下水道について。

新城地区の現在の下水道の進捗状況をお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 木戸委員の新城地区の下水道整備の進捗状況についての御質疑にお答えいたします。

青森地区の公共下水道事業における処理区は、おおむね青森駅を境に東西に分かれており、東部地区の八重田処理区につきましては、昭和 27 年度に事業着手し、平成 28 年度末では、公共下水道普及率は 87.2%となっております。今年度は、矢田、問屋町、荒川地区等において整備を進めていくところであります。一方、西部地区の新田処理区につきましては、昭和 57 年度に事業着手し、平成 28 年度末では、公共下水道普及率は 69.2%となっております。今年度は、新城地区の整備を重点的に進めていくこととしております。これにより、平成 28 年度末での青森地区全体の公共下水道普及率は 81.0%となっております。

新城地区の整備につきましては、新城字平岡の木工団地、J R 西高踏切、松丘保養園周辺地区を整備しており、新城字平岡の一部及び新城字福田の一部につきましては、整備に向けた調査、設計業務を今年度行っております。

今後の整備につきましては、整備済みの区域に隣接した地区から実施していくこととしており、県道津軽新城停車場油川線の J R 津軽新城駅とわらじ亭を結ぶ区間については、道路拡幅計画がありますことから、県との調整を図りながら整備を進めてまいります。

○小倉尚裕委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

私も実際に住んで、松丘保養園付近、そして県道、西高校の入り口交差点付近、そして私の住んでいる下町地区のところで工事が今一旦終わっています。そこで、私の住むところは農業者が多くて土地が広くて、その広いところに家が建っています。よって極端な話、200 坪の土地に住宅が建っています。そうしますと、その受益者負担と言うんですか、そういったお金が宅地にかかるのと、あるいは住宅全部が広い土地なので、そこが宅地になっているのか畑地になっているのか、どういうふうなものになっているのかわからないけれども、私に電話をよこして「木戸さん、下水道早く引っ張りたいとは思いますが、幾らくらいお金かかるの」と言われました。「受益者負担がありますよ。1 平米 208 円くらいかかるのかな」というふうな話をしておきましたけれども、「詳しくは下水道さんの方に行ってお聞きいただければ大変ありがたい。私ほうそをつくわけにいかないの」という話をしておきましたので、ぜひこれからそういった土地の広いところ、うちの町内では結構ありますので、もちろん県道と工事するとき、県と打ち合わせしながら一緒にやろうと思うんですが、その後個々の契約のときに、土地の広いところはちゃんとこれこれこうですよ、ここはこのくらいかかりますよというふうなことをぜひ説明して、ト

ラブルのないように。ともかく話を聞くと「高くて、私はやめたじゃ」とか「私はつけないじゃ」とか「私は合併処理浄化槽だから要らないじゃ」とかそういう話も聞きます。

ですから、ともかくこれからは契約して少しずつでも下水道を引っ張って、一生懸命こうやってまた環境をよくしていかなきゃならないというところがありますので、ぜひ地域の住民の方々への説明は、特にボタンのかけ違いのないように、ぜひひとつお願いしたいと思います。ボタンをかけ違えると私がまた叱られます。よって選挙も落ちることになりますので、ぜひ選挙に落ちないように、御説明をよろしくお願いして質疑を終わります。

ありがとうございました。

○小倉尚裕委員長 この際、暫時休憩いたします。

本委員会の再開時刻は、後ほど事務局を通じて連絡いたします。

午後 6 時 8 分休憩

午後 9 時 59 分再開

○小倉尚裕委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 けさほど山脇委員のほうから、備品の持ち運びについて警備会社のほうに確認はしたのかという問いに対しまして、直接的な確認はまだしておりませんということでしたので、その後調査いたしました。その結果であります。

アウガの警備業務を委託している会社に対しまして、本年 4 月の館内の状況について日報記載事項以外の状況について確認いたしました。館内において通常と異なる作業を行う場合、あらかじめ作業許可申請書を提出することとなっておりますが、4 月中において、当該事業者から什器備品に係りますこの作業許可申請書の提出はなかったこと。2 つ目として、4 月中において具体的にオープンとホイロについて搬出されたという記憶は警備員にはないとのことでした。なお、作業許可申請書の提出先につきましては、アウガ管理組合管理者宛てに提出されるものでありますことから、本年 4 月 1 日以降管理者の地位を引き継いだ市となりますが、アウガ 2 階に常駐している管財課にも提出されていないということを確認いたしました。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 けさほどアウガの従業員が什器備品の持ち出しを許可したのはいつかというお尋ねに対しまして、回答できなかった件について関係者への聞

き取りを行いましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日、青森駅前再開発ビル株式会社の元清算人補助員及び清算人並びに譲渡を受けた事業者に備品の譲渡の許可の時期につきまして聞き取りいたしました。その結果、同社の元清算人補助職員からは、時期は定かではないが清算人に対し、平成29年2月までスイーツコーナーのテナントだった事業者に譲渡してもよいかと確認したところ、廃棄処分する予定であり廃棄費用がかかることから譲渡してもよいと清算人から返答があったということであり、しかしながら、最終的にその内容を同代表者に伝えたかどうかについては、はっきり覚えていないということでありました。

また、同社の清算人からは、平成29年3月ころだったと思うが、元清算人補助職員からの、廃棄する予定のオープンを平成29年2月までスイーツコーナーのテナントだった事業者の代表者が譲ってほしいと言っているので譲渡してもよいかとの相談に対しまして、承認すると回答したとのことでした。

また、平成29年2月までスイーツコーナーのテナントだった事業者からは、平成29年2月か3月ころに元清算人補助職員から、会社の備品は廃棄する予定なので持っていても差し支えないと聞いたので、持って行くこととしたとの回答があったところでした。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 まず、ちょっと私の朝の質疑で、今、午後10時までかかってしまって大変申しわけなく思っていますが、今からちょっと再質疑をしていきたいと思えます。

まず、経済部長の今のアウガの従業員が什器備品の持ち出しを許可したのはいつかという問いに対してまず質疑を行っていきたいと思うんですが、この話ってこれまで全く出てこなくて、今私がこの質疑で出てきたんですけども、中村美津緒委員も決算特別委員会で、補助事業で整備したスイーツコーナーの什器備品をいっどう処分したのかというのを――まず、勝手に持ち出しされていることも答弁もしなかったし、なおかつこの清算人が廃棄処分してもいいと言ったということも全く答弁してなくて、何て言うんですか、明らかに意図的に隠しているような答弁がずっとなされてきて、今初めてこういう答弁が出てきたのはなぜなのか。まずこの点ちょっとお答えください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 今回お話しした経過について、これまで答弁しなかったのはなぜかということではありますが、これまでいただいた御質疑の中で、まず4月にその備品が既に見当たらなくなったということについての御質疑ということで、その以前の状況というよりは、実際に備品がなくなったこと、そのなくなった備品について、私どもがした処理等についてお答えしておりまして、その許可の決定ですと

かそういったことについての御質疑でなかったものですから、あくまでもお尋ねいただいた私どもの処理についてお答えしたところです。このたび、改めて御質疑をいただきまして、私どもが今まで確認していなかったことについて判明いたしましたので、今回お答えさせていただきます。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 当然、経済部長も御存じのとおり、中村美津緒議員はこれまでアウガの問題をずっと取り上げてきて、このアウガにおいて不正が行われたのではないかということ为主体に取り上げてきているにもかかわらず、こうやって勝手に持ち出されたっていうことをわかっていながら答弁もしない。こういったことも確認もしないで、今私の質疑に対してこうやって初めて聞き取りをして答えているという姿勢自体が私は大変不誠実で、まず不正があったのかなかったのか、確認するという公平公正さが必要だと思うのに、やはり今までこういう対応をしてきた市の対応というのは、本当に問題があるということをもまず指摘しておきたいと思います。

まず、このアウガの従業員が什器備品の持ち出しを許可したのはいつかということから何点か再質疑していきたいと思うんですけれども、奈良岡委員の質疑で、処分期限内に補助事業において、単価 50 万円以上の施設・機械設備を取得または改良した場合には、補助事業が終了した後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければなりませんと。それで、処分期限内に取得財産を処分、転用、譲渡、貸し付け、廃棄または取り壊し及び担保に供する処分をしようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければなりませんとあります。これは聞き取りの結果だと、青森駅前再開発ビル株式会社の清算人は、廃棄処分する予定であり廃棄費用がかかることから譲渡してもよいとなっていて、そもそも国の財産なので勝手に廃棄することはできないし、譲渡とかもできないことになっているんです。こういうふうなアウガをこれから特別清算する方がこういうことを答えるっていうことは、あり得るんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 補助事業で取得した財産の処分について、事前に廃棄処分する予定という判断をしてよいのかという御質疑だと思いますが、この件について、例えば会社の財産台帳等に補助で取得したのか、補助以外で取得したものであるのか、そういったものについて記載があるのかどうかということもわかりませんし、また、ちょっと正確な時期は忘れちゃったけれども、清算人は最近の、ここ一、二年の顧問弁護士等であったことから、その補助を受けた当時については知らされていないということで、本来であればきちんと補助を受けた青森駅前再開発ビル株式会社が補助事業である財産であることを清算人等に通知した上で処理しなければいけないものと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 記載がないからわからなかったと言いますけれども、この方弁護士でこの清算のために雇った方ですよ。青森駅前再開発ビル株式会社の説明がないと、これをどう取得したのかもわからなくて、廃棄してしまってもいいんじゃないかなんていう、こんな適当な感じでいいんですか。私は、やっぱりちゃんと責任を持ってこのアウガの特別清算を引き受けた以上、やはりこの国の補助事業のマニュアルとかもちゃんとわかっていてしかるべきだし、処理してもいいものなのか悪いものなのかというのは、やっぱりその清算人が自分から把握をしておく必要があると思います。わからなかったからこう答えたんだというのは本当に無責任だと思いますし、この清算人がこういうふうに答えていてこれは問題があるというのはわかったんですけども、次に、この補助職員、これは最終的にアウガに1人だけ残った同社の職員なんですけれども、この職員の方はどういう権限があつてこの什器備品を譲渡してもいいという判断を下したのですか。こういう権限があるんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいまの元清算人補助職員の権限の関係ですけれども、備品を処分する決定権という権限は持っておりませんでした。そのために先ほども御答弁したように、清算人に処分について確認した上で対応したということでありませ

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 そもそもこの人は、そういう権限がないのにこうやって処分してもいいかって清算人に聞くこと自体がおかしいですよ。それで、仮に4月以降に持ち出されたとすれば、当然市の管理されているものなので、市とか国にこれを処分していいのかどうかというのをまず確認する必要があると。これ国には、最終的に確認をとらないとだめなんですけれども、最低限まず市には確認する必要があります。仮に3月以前だとしても、3月以前も青森駅前再開発ビル株式会社に元の経済部長が社長ですとか、役員がたくさんいたんですから、この方が勝手にこれについて処分してもいいのかなというのを清算人に確認して処分してもいいってことには、仮に3月以前だとしても4月以降だとしてもならないと思うんですけども。答弁を求めます。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいま補助職員が3月以前であってもそれ以降であっても、処分していいという判断にはならなかったんじゃないかという質疑でありました。

本人は処分する権限は与えられておりませんので、単独ではそのような判断はできなかつたものと考えております。そのことから先ほども申しましたように、あくまでも清算人に確認の上で判断をしたということです。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山協委員。

○山脇智委員 まず、その清算人にもそういう権限はないし、この職員にもそういう権限はない。なので、結局この職員はなんの権限もないのに、勝手にこの人に譲渡したいということでまず清算人に確認したと。それで清算人は、国の補助事業で大臣の承認得てからでないと処分できないということを知らず、これはやっちゃってもいいよということをやったと。それを信じて事業者は、持っていてもいいのかなとって持って行ってしまったと。本当にみんなこんな適当にやりとりして、国の補助事業で買った備品を持っていったということでいいんですか。少なくとも市が管理している財産がこういうふうに使われて、市はもうこの人たちの話を信じるしかない、どういうふうに使われたか全然わかんないと。これ自体に私は大変大きな問題があるとまず思います。

先ほど、私の質疑の前にこの時系列のものが渡され——時系列というか、什器備品がどのように動いたのかという時系列が渡されているんですけども、やっぱりこの国の備品に関しては、もうこの持っていった事業者の人が最初からもう自分のものにするつもりだったんだというふうにしか思えないんですよね。この持っていった先のパン屋さんのフェイスブック——もともとアウガにあって移転をした。このフェイスブックだと、2月28日か3月中旬にはオープンができそうだとということでフェイスブックに書き込んで、3月3日には什器備品の移設の見積依頼をとっているんです、厨房機器メーカーへ。それで、即日でこの見積もりを出した日に、もうすぐに持って行ってくれないかって、3月3日の時点で。ただ、業務多忙により移設できないと断られています。

3月22日、アウガ問題に関する調査特別委員会のアウガ視察で什器備品の存在を確認とありますけれども、もしこれを3月3日に持って行っていたら、多分この視察の前にまた返すことになりますよね。なかったら問題になりますから。まだいつ持っていったかわかんないけれども、3月22日以降ではあると思います。3月27日にオープン日が決まらなないとフェイスブックに書いて、3月29日は4月中旬にオープン予定ということで、それで本来であれば、5月31日の国の大臣と市長の許可を得て初めて持っていけるこの備品については、もう既にこのフェイスブックの中で、4月19日にオープンが起動したのでパンをつくりましたと。このオープンもフェイスブック内で写っていることから、もう既にこの4月19日は移設がされているということがこのフェイスブックからもわかります。それで、4月24日にオープンしたとフェイスブックでお知らせしている。4月25日には、経済部職員が初めてアウガ内に什器備品がないことを確認したということで、次に、東北経済産業局へ財産処分の申請をしたところ、この財産が本来であれば国の許可がないと処分できないということを受けて、5月16日にこれを確認されるということから、恐らく1回持っていった什器備品をまたアウガ内に戻したということなんですよ、取りつけしてパン屋で使っていたけれども。そういうことになると、この什

器備品を戻したというのは国が確認に来るから、やっぱりこれはまずいだろうということでも市が戻させた。なので、いつ持っていったかはわからないけれども、いつ戻ってきたかというのはわかるんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 戻ってきた時点についての質疑ですが、私ども当初 16 日に経済産業省の職員と現地を確認しております。その時点では、いつ戻ってきたかということについてわかっておりませんでした。今回山脇委員からの御指摘で総務部長のほうから答弁がありました。警備会社に確認した結果、5月15日に搬入のための作業の承認の届け出書が出ていたということが確認できていますので、5月15日だと考えられます。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 つまり、国と市が確認をする前日に搬入して、その場所にあるということをも確認をした。これは一旦戻したら、また5月31日に市長と大臣の許可を得なければ再び持ち出すことはできないと思うんですけども、このパン屋——この持っていった什器でパンをつくっている会社の5月16日のフェイスブックには、申しわけございませんが機材故障によりお休みいたしますと記載されています。これは恐らくこの確認のために戻したので、使えなくなったんだとわかるんですけども、ただもう5月17日にはオープンが復活したのであしたから営業しますと。5月18日にはきょうから通常営業していますと述べているんですよ。それで、5月20日には、中村美津緒委員がアウガ内に備品がないことを確認して、経済部もアウガ内に什器備品がないことを再び確認しているということで、この国の確認のためだけに戻して、また許可がないのに再び持ち出すというのは私はちょっと考えられないというか、これは悪質だと思うんですけども、これはわかっていてこの人たちは持っていったんですか。それとも———どういう経緯でまた再び持ち出したのか、ちょっと御説明をお願いします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいま5月17日ですか、16日ですか。検査が終了後、現地確認が終了後、またすぐに持ち出したということでありましたが、それについては私、今までのところ確認できていません。前に御答弁申し上げたのは、5月24日に当方の職員がほかの用務で行ったときにまたその備品がないことを確認して、速やかに翌日清算人に確認を求めたという状況であります。今回そういったまるで検査のためだけに設置したようなお話ということが今、山脇委員からもありましたので、当然にしてその財産の処分について、私どもも補助金を出しておりますが国のほうも出しておりますので、国にも報告して対処したいと考えております。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 国にも報告してということで、国はこの5月16日に什器備品が戻

されてそれを確認したところまではいいけれども、結局その後またすぐ持っていかれたということは、全く今まで報告も受けてないしわかっていないということなんですよね。なので今、経済部長がおっしゃったように、まずは国に対してすぐ持っていつているんだと、少なくとも5月17日にはもう持っていかれているということを報告して、やはり国の見解をまず求めてほしいということを強く求めたいと思います。

あとこの什器備品なんですけれども、このパン屋に渡されたことはわかっているんですが、幾らで譲渡がなされたのか御説明ください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 この什器備品の処分価格についての御質疑にお答えいたします。

青森駅前再開発ビル株式会社に聞いたところによりますと、処分価格は同社の帳簿の簿価である7万円程度で処分したとのことであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 代表清算人からの回答によると、4社に打診して唯一欲しいという旨の回答があったというんですけれども、この4社というのは具体的にどういう会社に打診をしたんですか。また、どういうふうを選んだんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 買い取りを打診した4社についての御質疑ですが、まず1社は今回譲渡を受けた事業者であります。その他3社については、リサイクルショップと聞いております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 その会社が唯一欲しいという回答があったというんですけれども、結局、あとはリサイクル会社だったということですよ。リサイクル会社ということは、もう単なるごみというか、要はスクラップとして回収して、その値段をはじき出すということなんで、もう何でそういう会社の選定をしたのかというのは、やっぱりここありきだったとしか思えないんですよ。結局、清算人にしてもアウガの元職員にしても、結局国の備品だという意識はなくて、もう最初からここに渡して使わせてしまうんだというもとのやはりやられていたんだなというのが、私は今までの市の答弁でわかりました。

まず、少しこの間のこれまでの質疑に対しての私の見解というか、物をちょっと述べたいと思うんですけれども、今回の問題について、まず問題になっている什器備品についてなんですけど、決算特別委員会の中村美津緒委員の質疑の中で、この備品を持ち出したのは、地階テナントの郷土料理店の経営者だということが既に明らかになっています。あと、私が今回の予算特別委員会で最初に質疑した賃貸料を滞

納していたテナントは総額 1560 万円に及んで、一番長期では 10 カ月も賃貸料を払わなかった複数のテナントがあって、特にこの中でも議会から滞納しているテナントとは契約すべきではないと指摘され、まとめて払った滞納テナント。これも 100 条委員会の前に開かれたアウガ問題に関する調査特別委員会の中で、藤原委員の質疑に対し総務部長がその方たちと複数形で——これは滞納している人たちが、4 月以降も出店を続けたいという意向を確認していると答弁しているんです。現在地階に残っているテナントは 2 テナントのみで、4 月 1 日以降新規のテナントとは全く契約していません。つまりこれ、賃貸料を今まで払っていなくて、長期に滞納してまとめて払ったテナントの経営者と什器備品を違法に運び出した人物というのは、同一人物ということになりますよね。答弁を求めます。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 御指摘のように、確かに同一の方——方というか会社です。以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、同一だということがあったんですけども、長期にわたって賃借料の滞納をして、アウガの破綻の要因の一つですよ。払うべき遅延損害金もさらには免除されて、アウガの地階で今も普通に経営している。さらにアウガが破綻した後は、市が管理している財産を勝手に持ち出して、自分の利益のために使って、指摘されてから戻して、それで国と市の確認がある——それも 5 月 16 日の 1 日前の 5 月 15 日に戻して、5 月 16 日に終わった直後には、5 月 31 日には国と市長から承認がなされるということがあるにもかかわらず、それも無視して 5 月 17 日には運び出して使用すると。もう完全にあらゆる法的な責任とか道義的な責任を踏みこむ行為を容認しているのかと私は思うんですよ。行政の責任とかモラルとか良識が問われている問題だと思うんです。だからこそ、中村委員、奈良岡委員、私と今回 3 人の委員が決算特別委員会、予算特別委員会と取り上げているんです。こんなことをもし認めたら、青森市はこれから公正公平な行政などとは口にできないし、市民にも説明できないと思うんです。

今回、全然知らなかったから持っていてもいいような話になってしまえば、それこそ私市役所に歩いてきて、きょう疲れたから市の公用車のパジェロに乗って帰っていいですかって言って、市の職員は何かよくわからないけれどもいいんじゃないですかって言って、私乗って帰ってそのまま指摘されて初めて戻して、それでもまあいいやっていう話になりますよね。市の持ち物をばくってもいいという話になっちゃうじゃないですか、それだと。

つまり、今述べてきた地階テナントが行った什器備品の違法な運搬等、さらに賃借料の滞納、これらの行為というのはやっぱり同じ人が行っているという点から見てもかなり悪質だし、私は違法だと思うんですよ。

やっぱりこれについては、法的措置をとる必要もあると思いますし、私も質疑し

てまだ明らかになっていない備品の搬出時期はいつかという問題もありますので、この法的措置をとるべきではないかということと、この備品の搬出時期がいつなのかによっても対応が変わってきますので、それらのことについて答弁を求めたいと思います。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。前多副市長。

○前多正博副市長 山脇委員からの備品の搬出時期はいつかという質疑にお答えいたします。

市は本日、青森駅前再開発ビル株式会社の元清算人補助職員、清算人及び譲渡を受けた事業者へ備品の搬出時期について聞き取りを行いました。

同社の元清算人補助職員及び清算人は、わからないとのことでした。平成 29 年 2 月までスイーツコーナーのテナントだった業者の代表者は、平成 29 年 4 月 24 日にパン屋をオープンする予定としていたこと、オープンの修理が必要だったことを考えると、平成 29 年 4 月 10 日ごろに搬出したと思うとのことでした。

市といたしましては、聞き取りの結果から同社からの無断での持ち出しや、振り返ってみれば、事業者への売却に当たって見積徴取に適切でない処理が行われたと考えられることから、告発に向けた手続など対応を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、副市長から告発に向けた手続など対応を進めてまいりたいということで、法的措置をとる考えがあるということが明らかにされました。

私の質疑の中でもこの搬出の経緯に当たっては、かなり計画的で国のチェックをごまかすために行われたような部分もありますし、先ほど御答弁にもありましたけれども、見積もりの徴取も適切でない部分もあったことを考えれば、やはり今、副市長が言った法的措置も含めた告発に向けた手続などの対応が、私も必要だと思っています。

質疑時間もないので最後に意見を述べたいと思いますけれども、市が今後どう対応していくのか、どこまで早急な調査が進められるのかというのはわからないんですが、議会最終日までまだ日がありますので、市の対応いかんでは 100 条委員会での調査というのもありますし、それも考えながら今、今後市の対応を注視していきたいということを訴えて——もう 1 点だけ済みません。質疑していいでしょうか。終わろうと思ったんですけれども、1 個忘れていました。

告発というのは誰を告発するという事なんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。前多副市長。

○前多正博副市長 同社から無断での持ち出しや、見積徴取に適切でない処理が行われたと考えられる者です。

○小倉尚裕委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今回の答弁からは、無断での持ち出しを行った者などが告発の対象となるということだと思います。

私、先ほど指摘したように、この地階のテナントを経営している方がかかわっているということで質疑してきました。今述べたとおり、市の法的対応を見守りながら、最悪の場合は100条委員会での調査も考えられるということを書いて、私の質疑を終わります。

○小倉尚裕委員長 次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。

3点質疑をしますが、コンパクトにまとめて簡潔に質疑をしたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

まずは、休日と夜間帯の市役所の災害対応について質疑します。

8月29日にミサイルが発射されたことにより携帯電話が鳴ったということと、9月10日の大雨のときも問い合わせがあったんですけども、そのときに浪岡事務所に問い合わせしたら、早朝なので警備の方が対応したそうで、最終的にはわからないというままで電話を切ってしまったということなんですけれども、それじゃだめだろうということで、対応としては担当に連絡してまた御連絡しますとか、そういう対応をとるべきだと思いますが、改善を求めたいと思いますけれども答弁を求めます。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 天内委員の休日の災害対応についての御質疑にお答えいたします。

今、天内委員から御紹介がありましたとおり、本年8月29日の早朝、北朝鮮の弾道ミサイルの発射についてのJアラートが発信された際、午前6時10分ころ、市民の方から浪岡事務所の代表電話に、避難場所はどこかの問い合わせがありました。この電話には浪岡庁舎の警備員が出たわけですが、避難場所については会社を通して市から具体的な指示を受けていなかったため、わからない、聞いていないと返答し、市民の方からお叱りの言葉をいただいたところです。

このことを受けまして、浪岡事務所総務課では委託業者に対しまして、弾道ミサイル発射事案発生時に住民がとるべき行動のほか、浪岡庁舎に市民の方が避難されてきた場合の対応について指示を行ったところです。今後は日ごろから職員一人一人の危機管理に対する意識を高めるとともに、委託業者と連携を図りながら、今後このような事案が発生しないように努めてまいります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 天内委員。

○天内慎也委員 私ちょっと今、言葉が足りませんでしたけれども、どこに避難すればいいんですかという問い合わせに対して、わからないというままで終わってしまったと。私はわからないと言うのではなくて、今担当者につないでまた御連絡し

ますとか、そういう対応をとるべきでないかと。わからないで済ますんじゃなくて、そういう対応をとるべきでないかという、言葉が足りませんでしたけれどもそういう趣旨の質疑です。警備の方はミサイルに対しては、当然初めてですからわかりません。だけれども対応については、わからないで終わることのないようにと。そういうことですのでつけ加えたいと思います。これについては終わります。

次に、浪岡地区の水害常襲地の解消について。青森南警察署の隣の淋城というところの水害が、平成24年度からもう5年目になるんですね。5年前は、東北自動車道の山側にあるため池が決壊したことによって、すごく水が押し寄せてきたということが発端になっています。それで、今回は9月10日の大雨でまた道路が冠水したということなんです。先日、浪岡事務所副所長と都市整備課と現場を確認しましたので、どこを改善すればいいか共有はされていると思うんですけども、土地改良区の部分の水を分けるところの側溝の整備も必要かと思ひますし、最終的に県道にぶつかると、県道がもう水があふれているので、ぶつかる場所の水のみ込んでいけないと。ということで、県は自分たちの道路の排水のために側溝があるからという態度をとっているんですけども、それじゃあ解決にはならないということで、その辺の協議の内容についてちょっとお知らせいただきたいと思ひます。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 淋城地区の水害解消についての御質疑にお答えいたします。

天内委員と一緒に現場を調査して確認したように、県道のほうがやはり市道部分よりも高くなっております。市では市道側溝の流末である県道浪岡藤崎線の管理者である県に対しまして、毎年、県単独道路事業要望におきまして、平成25年度からになります、継続して道路側溝の敷設がえを要望しているところであります。今、委員からお話がありましたが、県では県道の水を吐くための側溝は、新設の場合はそういう整備の仕方をしているということではありますけれども、現に今ある県道の側溝は市道とつながっておりますので、やはりもうちょっと深い側溝に敷設がえをしていただきたいと要望をいたしております。今後も引き続き県には継続的に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 天内委員。

○天内慎也委員 5年もたつので、そろそろけりをつけたいなど。住民から苦情が来ないようにしたいなど思ひておりましたが、答弁のとおり今まで都市整備課としては第1要望で浪岡事務所としても上げてきていますので、けりをつけてほしい。強力に要望することを求めて終わります。

最後に、指定管理者について通告をしていましたけれども、時間がない中でやるのも何なので12月定例会にやりたいと思ひますので、私の質疑はこれで終わります。

ありがとうございました。

○小倉尚裕委員長 次に、館田瑠美子委員。

○館田瑠美子委員 日本共産党の館田瑠美子です。

最初に、新城地区の県道鶴ヶ坂千刈線の拡幅工事の見通しを示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 館田委員の県道鶴ヶ坂千刈線の新城工区拡幅工事の見通しについての御質疑にお答えいたします。

県道鶴ヶ坂千刈線のうち、千刈地区から津軽新城駅付近までの区間につきましては、都市計画道路3・4・2号西滝新城線として都市計画決定し、現在県におきまして、マツダドライビングスクール青森からファッションセンターしまむら新城店までの約1360メートルの区間を石江工区として、現況幅員約11メートルの道路の両側歩道を拡幅し、交差点には右折レーンを設置する工事が進められておりますが、県によりますと、一部用地交渉が難航しており、当該区間につきましては平成31年度の完成予定とのことであります。また、委員お尋ねのファッションセンターしまむら新城店からマエダストア新城店までの約1200メートルの新城工区につきましては、現況幅員が約9メートルで未整備区間となっております。

市では、当該区間につきましても拡幅整備が必要であると考えており、市から県に対し重点事業として、平成25年度から毎年度要望してきたところです。これに対しまして県からは、未着手区間につきましては、優先度及び費用対効果、また、既に着手している区間の進捗状況等を踏まえて検討していくとの回答があったところです。したがって、当該区間の事業着手の時期については、具体的にお示しできる状況にはないものの、市といたしましては、今後も当該路線の早期事業化に向けて、引き続き要望してまいります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 用地買収に応じないところがあるために、工期がおくれているということはわかりました。残りの区間について、特に西部市民センター前の交差点の朝夕の混雑を解消するためにも、右折レーンを設置してほしいという声が新城地域からあり、県にも要望を続けてきました。県は、今後の拡幅工事については、青森市の意向を踏まえて優先順位をつけて実施していくことになるかと答えているんですね。私は、用地買収に応じないところは後回しにして、ぜひ残りの工区の拡幅に着手し、そこが進んでいけば用地買収に応じないところが目立ちますので、協力するようになると思うんです。そういうことは過去にもあったと思うので、県は市の意向を踏まえるというようにおっしゃっていますので、待たれている工区の拡幅に着手するように、ぜひまた、市から強力に県のほうに働きかけていただきたいということをお願いして、この項は終わります。

次に、肺がん検診について伺います。

平成 29 年度全国政令市衛生部局長会東ブロック会議で、肺がん検診について本市が各市に行った調査内容を示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 館田委員の肺がん検診についての御質疑にお答えいたします。

平成 29 年度全国政令市衛生部局長会東ブロック会議が、平成 29 年 7 月 13 日、三重県四日市市で開催され、本市では当会議の参加に当たり、肺がん検診について議題を提出したところであり、この議題に関し、参加都市 28 市に対し、医療機関の個別肺がん検診の実施状況及び個別肺がん検診を実施している市にあっては、レントゲン写真の読影体制、肺がん検診の内容、委託料及び自己負担額についてお伺いし、回答をいただいたところであり、

この結果、28 市のうち、個別肺がん検診を実施しているのは 16 市であり、その実施体制としては、委託のみで実施しているのは 15 市、委託と直営で実施しているのは 1 市でありました。また、個別肺がん検診を実施している 16 市のレントゲン写真の読影体制については、専門医のみで読影しているところが 4 市、専門医が 2 分の 1 以上で読影しているところが 2 市、専門医が読影の最終判定をしているところが 1 市、医師会で体制を組み読影しているところが 9 市でありました。

肺がん検診の方法については、胸部レントゲンのみで実施しているところが 1 市、胸部レントゲンまたは胸部レントゲンと喀たん検査の併用としているところが 9 市、胸部レントゲンと喀たん検査の併用としているところが 5 市、その他 1 市が、胸部レントゲン、胸部レントゲンと喀たん検査、ヘリカル C T、ヘリカル C T と喀たん検査のいずれかの選択性としておりました。

検診の委託料については、1 件当たり約 1700 円から 1 万 5000 円程度であり、読影業務に係る委託料等は別途設けているところがほとんどでありました。

自己負担額については、全て無料としているところが 1 市、後期高齢者、市民税非課税世帯、生活保護受給者等を無料としているところが 2 市でありました。また、有料の場合、300 円から 2300 円まで、自治体によって自己負担額の設定はさまざまでありました。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 それで、今回行った調査結果を踏まえて、医療機関での実施が可能な要因を整理していくとしてきましたけれども、その整理状況を示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今回の調査で、医療機関で個別で肺がん検診を受診できている要因、状況ということでわかったのは、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、16 市のうち 9 市が

医師会で独自の体制を組んで読影を行っているという、医師会で読影体制を組んでいるところが、個別肺がん検診が実施できている大きな要因であったと整理しております。

○小倉尚裕委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 私は、医師会との協議を重ねていくということで、ずっと質問を続けてきましたけれども、それがなかなか進まないのでも市内に肺がん検診を行っている医療機関があるから、そこから指定をしてできるところから始めるように求めました。それについても医師会との協議をしていくと答弁してきました。これは、昨年9月定例会での質問です。もう1年たちましたので、この点について医師会とどのように協議をしてきたのか、答弁を求めたいと思います。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

医療機関として、内科あるいは呼吸器科で2人の医師がいて、実施できる環境にある医療機関があることは、昨年度のアンケート調査で把握していたところですが、このがん検診につきましては、現在、国におきましても精度管理ということを非常に重視してきております。受診数をアップさせるということはもとより、がん検診そのものの精度管理を徹底していくということが非常に重視されてきている状況にあります。そういう中で、精度管理そのものは全県的な課題ということで、県におきましても研修などを通じて検診機関や市町村に対しても改善を求めていくという方向性にある中で、やはり医療機関ができる環境にあるということの重要な要因は、精度管理を徹底していくことであると考えております。

このような点から、総合的な協議が必要だということで医師会とも共通理解、共通認識を図っていくことが必要だと考えております。その点におきまして、総合的に協議をしているところです。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 今回もまた、なかなか医師会と共通認識に立てないというお話がされたわけですが、私たち民生環境常任委員会で、肺がん検診を行っている松本市に視察をしてきました。そして、比較読影できないということを実施困難の理由の一つに挙げてきましたけれども、松本市に伺ったら、比較読影は1回目はしようがないし、検診データの蓄積によって比較読影の精度は高まっていくものだとおっしゃっていたし、今、指定医療機関でとったデータを医師会に集めて、ある程度勉強した医師が複数の目でやるという仕組みづくりをつくってきて、本当に医師が肺がん検診を受けるように個別の病院で声かけをしてもらっているのでも、肺がん検診をする人がどんどんふえているということなんです。

そしてやっぱり個別でできなければ検診率は低くなるでしょうと言われてしまいました。本市の検診率の低さが肺がんの死亡率を高くしていることは明らかなか

ですから、市が本気で短命市を返上しようとしているのか、市民の命と健康を守ろうとしているのか問われていると私は思っているんです。

市は、健康寿命延伸に向けて地域職場において、がん検診の受診勧奨をしておりますけれども、この受診環境の改善なくして本当に達成すると考えているのか、最後にお聞きしたいと思います。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。受診環境の改善をどう考えているのかということの御質疑でありました。

受診数をふやして、がんの早期発見を進めて健康寿命延伸につなげていくということは目指しているところです。医療機関で受ける体制もしっかりですけれども、協会けんぽとの協定の手続ということも現在進めていて、被扶養者の御家族の方々に、より積極的に市の検診を受けていただくような勧奨を進めていくということや、肺がん検診の巡回バスの実施回数をふやしていること。また、キャッチアップ作戦でその場での受診数のアップを図っていること。また、集団検診に関しても回数をふやしているなどさまざまな取り組みを進めながら、現在、医療機関でできることに向けた協議も含め、受診数の向上に努めているところです。

○小倉尚裕委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 時間が来ましたのでこれで終わります。

○小倉尚裕委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第 128 号「平成 29 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 144 号「平成 29 年度青森市郷山前財産区特別会計補正予算」までの計 17 件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思えます。

それでは、議案第 128 号「平成 29 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 144 号「平成 29 年度青森市郷山前財産区特別会計補正予算」までの計 17 件についてお諮りいたします。

議案第 128 号から議案第 144 号までの計 17 件については、原案のおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 仲谷良子委員、何号に御異議ありますか。

○仲谷良子委員 議案第 128 号に異議があります。

○小倉尚裕委員長 次に、館田瑠美子委員、何号に御異議ありますか。

○館田瑠美子委員 議案第 128 号と議案第 129 号に異議があります。

○小倉尚裕委員長 ほかに御異議ありませんか。

それでは、まず、議案第 128 号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 128 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小倉尚裕委員長 起立多数であります。

よって、議案第 128 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 129 号についても御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 129 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小倉尚裕委員長 起立多数であります。

よって、議案第 129 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第 128 号及び議案第 129 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 128 号及び議案第 129 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、2 日間にわたり終始熱心に審査をいただき、ありがとうございました。

また、理事者の皆様におかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

午後10時58分閉会